

目 次

第Ⅰ編 第3次上田市障がい者基本計画

第Ⅰ章 上田市障がい者基本計画について

1 策定の趣旨	p.6
2 計画の位置づけ	p.7
3 計画期間	p.8

第2章 障がい者施策に関する現状と課題

1 障がい者施策をめぐる国、県の動向	p.9
2 上田市における障がい福祉の現状	p.11
3 障がい者施策に対する市民意識とニーズ	p.21
4 上田市における障がい福祉の課題	p.45

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念	p.48
2 基本的な視点	p.48
3 計画の推進体制	p.49
4 重点施策・事業	p.50

第4章 分野別施策

1 安全・安心な生活環境の整備	p.55
2 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実	p.59
3 防災、防犯等の推進	p.62
4 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止	p.65
5 成年後見制度の利用促進	p.68
6 自立した生活の支援・意思決定支援の推進	p.69
7 保健・医療の推進	p.75
8 行政等における配慮の充実	p.78
9 雇用・就業、経済的自立の支援	p.80
10 教育の振興	p.85
11 文化芸術活動・スポーツ等の振興	p.91

第2編 第6期上田市障がい福祉計画・第2期上田市障がい児福祉計画

第1章 上田市障がい福祉計画及び上田市障がい児福祉計画について

1 策定の目的	p.94
2 計画の位置づけ	p.94
3 計画期間	p.95
4 点検と評価	p.95

第2章 計画の基本的な考え方

1 基本理念	p.96
2 障がい福祉サービスの提供体制確保に関する基本的な考え方	p.98
3 相談支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方	p.98
4 障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方	p.98

第3章 成果目標

1 福祉施設入所者の地域生活への移行	p.99
2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	p.101
3 地域生活支援拠点等の充実	p.102
4 福祉施設から一般就労への移行等	p.103
5 障がい児支援の提供体制の整備等	p.107
6 相談支援体制の充実・強化等	p.109
7 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築 ...	p.110

第4章 障がい福祉サービス等の実施状況

1 訪問系サービス	p.111
2 日中活動系サービス	p.111
3 居住系サービス	p.112
4 相談支援事業	p.112
5 障がい児支援	p.113
6 地域生活支援事業	p.114

第5章 障がい福祉サービス等の見込量

1 訪問系サービス	p.117
2 日中活動系サービス	p.119
3 居住系サービス	p.121
4 相談支援事業	p.123
5 障がい児支援	p.125

第6章 地域生活支援事業の見込量

1 事業の概要	p.128
2 理解促進研修・啓発事業	p.129
3 自発的活動支援事業	p.130
4 相談支援事業	p.130
5 成年後見制度関係事業	p.132
6 意思疎通支援事業	p.133
7 手話奉仕員養成研修事業	p.134
8 日常生活用具給付等事業	p.135
9 移動支援事業	p.137
10 地域活動支援センター事業	p.138
11 訪問入浴サービス事業	p.139
12 日中一時支援事業	p.140
13 地域で安心して暮らすための安心生活支援事業	p.141
14 社会参加支援事業	p.142

第3編 資料編

1 第二次上田市障害者基本計画の達成状況と評価	p.144
2 諒問と答申	p.155
3 計画策定の経過	p.157
4 上田市障害者施策審議会 委員名簿	p.157
5 用語集	p.158

第1編

第3次上田市障がい者基本計画

第1章 上田市障がい者基本計画について

I 策定の趣旨

上田市では、障害者基本法に基づき、平成19年度に「上田市障害者基本計画」を策定し、平成22年度までを前期計画期間とし、平成23年度から平成25年度までを後期計画期間と位置付け、障がい者自身が本来持つ個性の尊重と、自己の能力を最大限に引き出すための支援体制や地域一体となった環境づくりを進めることを基本方針とし、障がい者施策の総合的な推進を図ってきました。

その後、平成26年度から令和2年度を計画期間とする「第二次上田市障害者基本計画」では、より実効性の高い計画とするため、第一次計画の評価検証を行うとともに、平成23年の障害者基本法の改正や国の中長期計画等の変化、地域や社会情勢の変化を踏まえて見直しを行い、「障がいのある人が住み慣れた地域で安心して生活できる社会」を目指し、新たな課題にも取り組んできました。

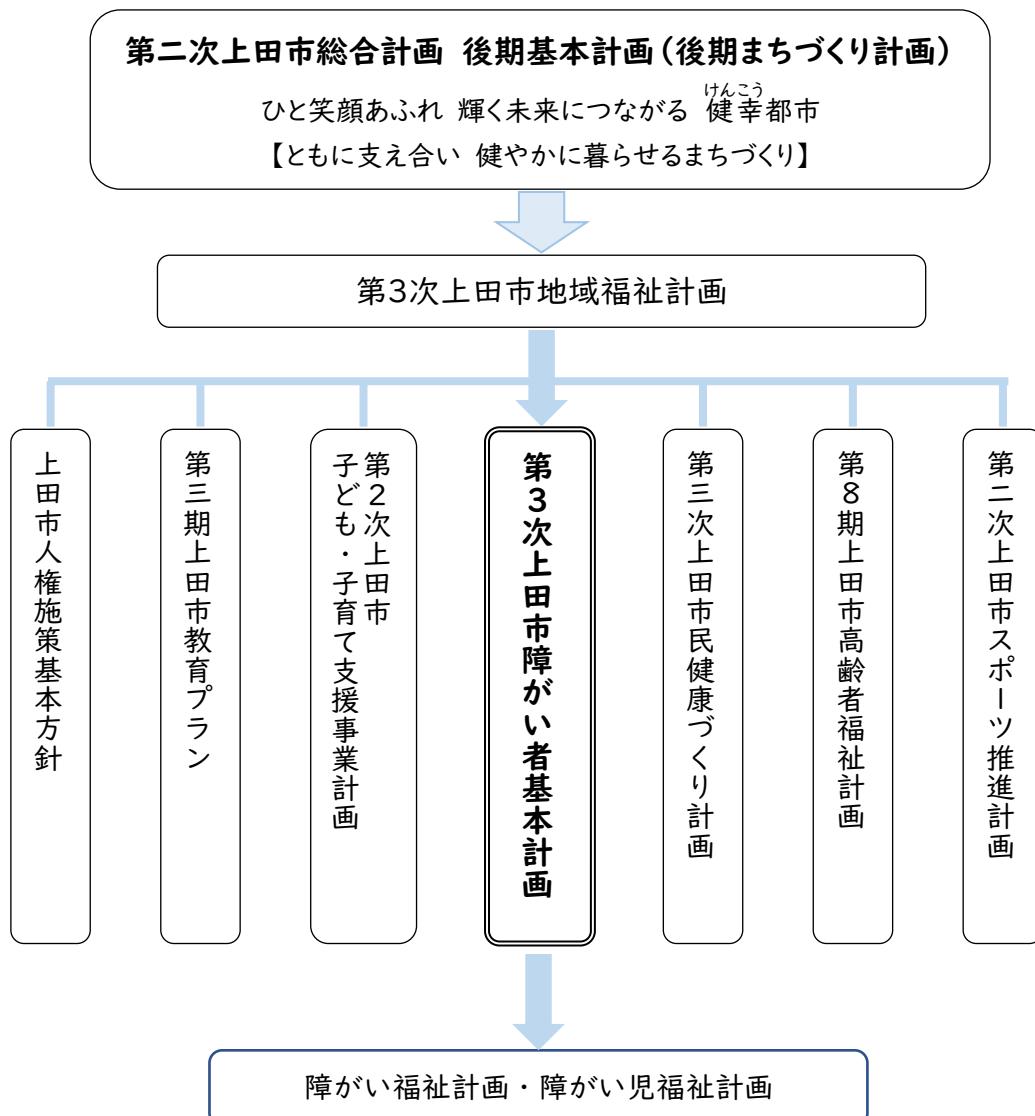
第3次上田市障がい者基本計画は、令和3年度を初年度とし、第二次基本計画の評価検証と、国の第四次障害者基本計画を踏まえ、全ての市民が、障がいの有無に関わらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会を実現するため、障がいのある人の自立及び社会参加の支援などを図る施策を総合的かつ計画的に推進するために策定します。

2 計画の位置付け

第3次上田市障がい者基本計画は、障害者基本法第11条第3項により、上田市における障がいのある人の自立及び社会参加の支援などを総合的かつ計画的に推進を図るために策定し、上田市が実施する障がい者施策の基本的な計画として位置付けられます。

また、この計画は、上田市総合計画及び上田市地域福祉計画を上位計画とし、市の定めるその他の計画との整合性と調和を図りつつ、障がいのある人に関する施策を総合的に推進します。

なお、この計画は、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（通称：成年後見制度利用促進法）第14条に基づく成年後見制度利用促進計画及び「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（通称：読書バリアフリー法）第8条に基づく読書バリアフリー推進計画を内包するものとします。



3 計画期間

計画の期間は、令和3年度から令和8年度までの6年間とします。

この間、大幅な制度改正や社会情勢の変化などが生じた場合には、必要に応じて見直します。

H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
第一次上田市総合計画			第二次上田市総合計画											
後期基本計画			前期まちづくり計画					後期まちづくり計画						
第二次上田市地域福祉計画			第3次上田市地域福祉計画											
第二次上田市障害者基本計画			第3次上田市障がい者基本計画											
上田市障がい福祉計画														
第3期			第4期			第5期			第6期			第7期		
上田市障がい児福祉計画														
第1期			第2期			第3期								
第二次上田市民総合健康づくり計画			第三次上田市民健康づくり計画											
次世代育成支援行動計画			上田市子ども・子育て支援事業計画			第2次上田市子ども・子育て支援事業計画								
上田市高齢者福祉総合計画														
第5期			第6期			第7期			第8期			第9期		
上田市人権施策基本方針(第一次改訂版)														
上田市スポーツ振興計画							第二次上田市スポーツ推進計画							
第二次上田市情報化基本計画								上田市スマートシティ化推進計画						
上田市教育支援プラン			第2期上田市教育支援プラン			第3期上田市教育支援プラン								
第三次障害者基本計画(国)				第四次障害者基本計画(国)										
長野県障害者プラン2012					長野県障がい者プラン2018									

第2章 障がい者施策に関する現状と課題

I 障がい者施策をめぐる国、県の動向

(I) 国の動き

平成18年の障害者自立支援法施行に始まる国内法整備を進め、平成26年、国は障害者権利条約に批准しました。

障害者権利条約は、障がい者の人権や自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障がい者の権利の実現のための措置等を規定した、障がい者に関する初めての条約です。この条約締結により、合理的配慮の否定が差別に当たると規定され、障がい者の権利擁護、差別解消が大きく前進することとなったほか、条約の実施を監視する枠組みや国連への報告義務などによって、国の障がい者施策が後押しされることとなりました。

平成27年1月、「難病の患者に対する医療等に関する法律」(通称:難病法)が施行されました。

同法は、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律に基づく措置として、難病の患者に対する医療費の助成に関して、法定化によりその費用に消費税の収入を充てができるようにするなど、公平かつ安定的な制度を確立するほか、基本方針の策定、調査及び研究の推進、療養生活環境整備事業の実施等の措置を講ずるものです。

平成28年4月には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(通称:障害者差別解消法)が施行されました。

同法は、「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として平成25年に成立したもので、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的としており、障がいのある人に対する不当な差別的取扱いの禁止や、障がいのある人が必要とする社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮(合理的配慮)の提供についての努力義務等が規定されました。

平成28年5月、「成年後見制度利用促進法」が施行されました。

同法は、認知症、知的障がいその他の精神上の障がいがあることにより財産の管理又は日常生活等に支障がある人を社会全体で支え合うことが重要であるにもかかわらず、これらの人を支える重要な手段である成年後見制度があまり利用されていないことから、利用の促進について、基本理念を定め、国や地方自治体の責務を明らかにするなどして、成年後見制度の利用促進に関する施策を計画的かつ総合的に推進していくことを目的としており、成年後見制度の利用促進に関する基本計画の策定が市の努力義務として規定されました。

平成29年10月、改正「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」が施行され、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度を始め、登録住宅の改修や入居者への経済的支援、住宅確保要配慮者への居住支援などが盛り込まれ、住宅セーフティネット機能の強化が図られました。

平成30年には、第四次障害者基本計画を策定されました。これにより、平成30年度から令和4年度までの概ね5年間に講すべき障害者施策の基本的な方向が定められました。

また、同年4月、改正障害者総合支援法・児童福祉法（成立は平成28年）が施行されました。

同法は、障がい者が自らの望む地域生活が送れるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障がい者の介護保険サービスへの円滑な利用を促進するための見直しが行われるとともに、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上のための環境整備が盛り込まれました。

令和元年6月、「読書バリアフリー法」が施行されました。

同法は、障がいの有無にかかわらず、全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受できる社会の実現を目指し、アクセシブルな電子書籍等の普及促進やこれらの量的・質的拡充を図るなど、視覚障がい者等の読書環境の整備を通じて、障がい者の社会参加・活躍を推進していくこととしています。

令和2年6月、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」が改正され、国民が一丸となって「心のバリアフリー」を推進していくこととなりました。

同法は、公共交通事業者など施設設置管理者に対し、スロープ板の適切な操作や照度の確保等を義務付けるとともに、市町村に対しては、教育機関等と連携して「心のバリアフリー」を推進することを求めているほか、国民の責務として、高齢者や障がい者が利用するために設置された施設設備等を、これらの人人が円滑に利用できるよう適切な配慮をするよう努力する義務を規定しています。

(2) 長野県の動き

長野県では、平成24年3月に、県民一体となって「共生社会」の実現に向けた取組をさらに加速させるため、平成24年度から6年間にわたる長野県の障がい者施策の基本となる新たな「長野県障がい者プラン2012」を策定し、障がいのある人もない人も、お互いに個性を尊重し、支え合いながら、一人ひとりが地域社会の一員として居場所と出番を見出すことのできる“共に生きる長野県づくり”を目指してきました。

平成30年3月、県は「長野県障がい者プラン2018」を策定し、「全ての県民が理解を深め支え合う『心のバリアフリー』の推進」、「地域で安心して暮せる自立生活への支援」、「生きがいのある、充実した生活を送ることができる社会づくりの推進」を基本的視点として、平成30年度から6年間の施策の方向性を示し、引き続き「障がいのある人もない人も共に生きる長野県」を目指しています。

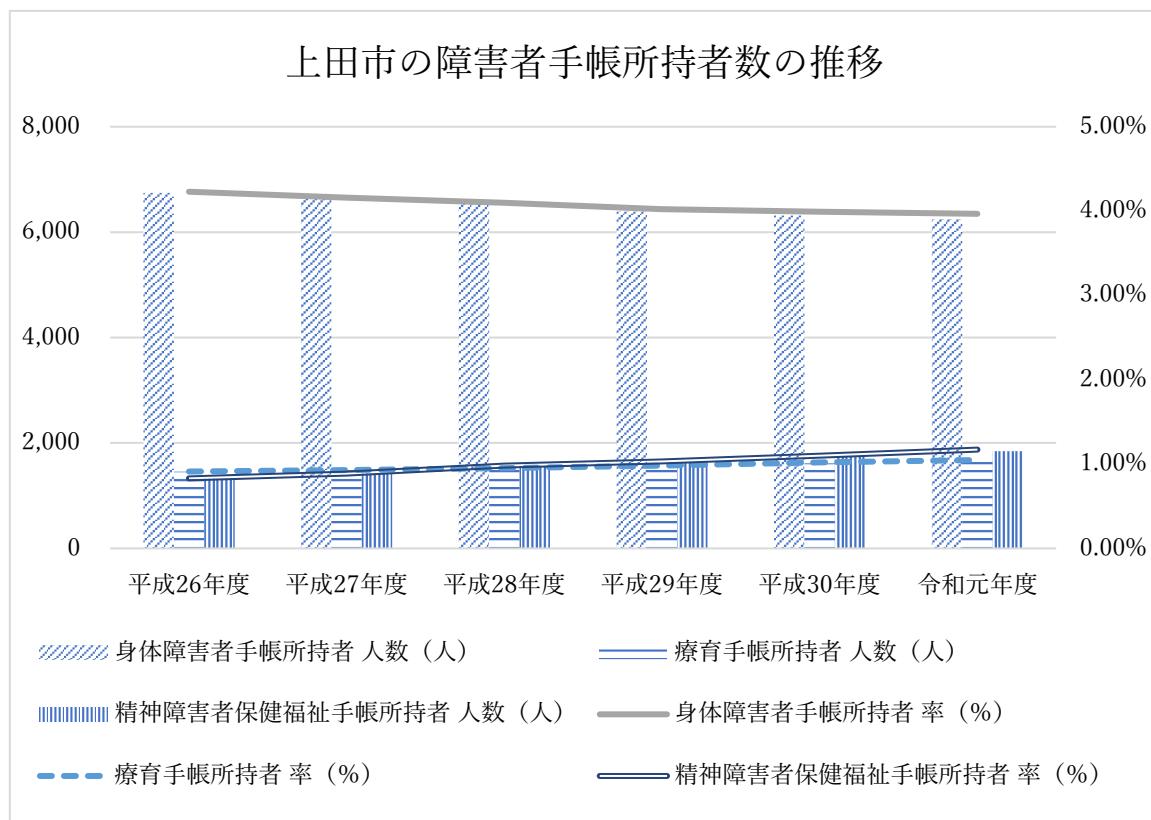
2 上田市における障がい福祉の現状

(I) 障害者手帳所持者数の推移

障害者手帳所持者は、令和元年度末時点で身体障害者手帳が6,248人、療育手帳が1,650人、精神障害者保健福祉手帳が1,845人で、身体は減少、知的、精神の2障がいは増加傾向にあります。

3障がいの合計は9,743人で、市の全人口の6%に相当し、上田市民の約16人に1人が何らかの障がいを有していることになります。

年度	上田市 人口	身体障害者手帳所持者		療育手帳所持者		精神障害者保健福祉 手帳所持者	
		人数(人)	率(%)	人数(人)	率(%)	人数(人)	率(%)
H26	159,460	6,744	4.23%	1,454	0.91%	1,324	0.83%
H27	159,828	6,650	4.16%	1,484	0.93%	1,419	0.89%
H28	159,460	6,533	4.10%	1,518	0.95%	1,563	0.98%
H29	158,881	6,393	4.02%	1,563	0.98%	1,636	1.03%
H30	158,171	6,313	3.99%	1,614	1.02%	1,740	1.10%
R元	157,480	6,248	3.97%	1,650	1.05%	1,845	1.17%



*人口は、各年度当初の住民基本台帳人口(外国人登録者含む)

*手帳所持者数は、各年度の末日(3月31日)現在

(2) 身体障がい者関係統計

①年齢別・等級別・男女別身体障がい者数

令和2年3月31日現在 (単位:人)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計	男	女
0~5歳	8	3	5	2	0	1	19	10	9
6~14歳	14	9	7	8	1	2	41	23	18
15~17歳	3	5	3	2	0	2	15	9	6
18~19歳	4	1	4	6	1	1	17	8	9
20~39歳	48	38	43	48	15	14	206	122	84
40~49歳	81	66	43	48	27	14	279	159	120
50~59歳	120	92	104	128	42	29	515	289	226
60~64歳	91	67	75	104	46	16	399	211	188
65~74歳	364	211	247	399	115	67	1,403	754	649
75歳~	692	460	820	915	203	264	3,354	1,400	1,954
計	1,425	952	1,351	1,660	450	410	6,248	2,985	3,263

②障がい別・等級別身体障がい者数

令和2年3月31日現在 (単位:人)

障害名 \ 等級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計	率 (%)
視覚	101	97	26	31	46	20	321	5.14%
聴覚・平衡	16	86	73	99	4	233	511	8.18%
聴覚	0	65	70	99	0	233	467	7.47%
ろうあ	16	21	0	0	0	0	37	0.59%
平衡	0	0	3	0	4	0	7	0.11%
音声言語そしゃく	0	0	41	25	0	0	66	1.06%
肢体不自由	248	760	938	1,043	400	157	3,546	56.75%
上肢	59	437	280	173	87	67	1,103	17.65%
下肢	44	104	520	870	274	90	1,902	30.44%
体幹	145	219	138	0	39	0	541	8.66%
内部障がい	1,060	9	273	462	0	0	1,804	28.87%
心臓	604	0	91	164	0	0	859	13.75%
じん臓	392	0	64	7	0	0	463	7.41%
呼吸器	50	0	98	19	0	0	167	2.67%
その他	14	9	20	272	0	0	315	5.04%
合計	1,425	952	1,351	1,660	450	410	6,248	100.00%

(3) 知的障がい者関係統計

① 障がい等級別療育手帳所持者数

令和2年3月31日現在（単位：人）

区分		18歳未満			18歳以上			合計		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計
重度	A1	58	13	71	226	149	375	284	162	446
中度	A2	2	1	3	9	5	14	11	6	17
	B1	39	21	60	231	190	421	270	211	481
軽度	B2	134	76	210	310	186	496	444	262	706
合計		233	111	344	776	530	1,306	1,009	641	1,650

② 年齢別・障がい程度別・男女別療育手帳所持者数

令和2年3月31日現在（単位：人）

区分	重度			中度			軽度			合計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
0~5歳	5	1	6	8	1	9	19	5	24	32	7	39
6~14歳	41	9	50	28	11	39	82	49	131	151	69	220
15~17歳	12	3	15	5	10	15	33	22	55	50	35	85
18~19歳	14	5	19	3	6	9	36	18	54	53	29	82
20~39歳	107	63	170	92	65	157	157	85	242	356	213	569
40~49歳	46	24	70	49	31	80	48	27	75	143	82	225
50~59歳	32	23	55	45	41	86	35	24	59	112	88	200
60~64歳	13	9	22	18	14	32	12	13	25	43	36	79
65~74歳	6	14	20	25	27	52	17	12	29	48	53	101
75歳~	8	11	19	8	11	19	5	7	12	21	29	50
計	284	162	446	281	217	498	444	262	706	1,009	641	1,650

(4) 精神障がい者関係統計

① 年齢別・等級別・男女別精神障害者保健福祉手帳所持者数

令和2年3月31日現在（単位：人）

	1級			2級			3級			合計		
	男性	女性	合計	男性	女性	合計	男性	女性	合計	男性	女性	合計
0～5歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6～14歳	4	0	4	10	3	13	0	0	0	14	3	17
15～17歳	2	3	5	7	2	9	1	1	2	10	6	16
18～19歳	5	4	9	4	6	10	4	0	4	13	10	23
20～39歳	84	102	186	110	96	206	14	18	32	208	216	424
40～49歳	120	104	224	86	80	166	20	14	34	226	198	424
50～59歳	113	118	231	87	75	162	14	18	32	214	211	425
60～64歳	42	30	72	29	35	64	6	4	10	77	69	146
65～74歳	80	75	155	32	39	71	9	9	18	121	123	244
75歳以上	33	65	98	10	16	26	1	1	2	44	82	126
合計	483	501	984	375	352	727	69	65	134	927	918	1,845

(5) 障がい福祉サービスの利用状況

① サービス別事業所利用状況(※令和元年度中の請求実績に基づく)

(単位 事業所:箇所、利用者:人)

サービス名		総事業所		内訳			
				市内		市外	
	事業所	利用者	事業所	利用者	事業所	利用者	
訪問系	居宅介護	25	286	22	276	3	10
	重度訪問介護	2	2	1	1	1	1
	行動援護	6	34	3	24	3	10
	重度包括支援	3	6	2	5	1	1
	同行援護	8	21	2	15	6	6
	小計	44	349	30	321	14	28
入所系	施設入所支援	30	211	6	122	24	89
	共同生活援助(GH)	40	210	17	162	23	48
	宿泊型自立訓練	2	23	1	17	1	6
	短期入所	21	156	12	103	9	53
	小計	93	600	36	404	57	196
日中活動系	療養介護	6	33	1	13	5	20
	生活介護	52	549	20	407	32	142
	自立生活援助	1	11	1	11	0	0
	自立訓練(機能訓練)	2	6	0	0	2	6
	自立訓練(生活訓練)	9	41	5	36	4	5
	就労移行支援	10	70	3	59	7	11
	就労継続支援A型	5	27	3	21	2	6
	就労継続支援B型	45	573	26	474	19	99
	就労定着支援	3	9	1	2	2	7
	小計	133	1,319	60	1,023	73	296
相談系	計画相談支援	70	1,269	20	1,027	50	242
	地域移行支援	4	8	3	7	1	1
	地域定着支援	7	131	6	118	1	13
	小計	81	1,408	29	1,152	52	256
障がい福祉サービス合計		351	3,676	155	2,900	196	776
障害児給付	障害児相談支援	13	306	9	290	4	16
	児童発達支援	6	103	2	96	4	7
	医療型児童発達支援	1	3	0	0	1	3
	放課後等デイサービス	14	244	9	227	5	17
	保育所等訪問支援	2	12	2	12	0	0
	障害児給付合計	36	668	22	625	14	43

(6) 自立支援給付費の支出状況

上段:延人数(人) 下段:給付費(千円)

サービス種類	H26	H27	H28	H29	H30	R元
居宅介護	2,458	2,385	2,318	2,394	2,572	2,634
	131,746	128,383	128,718	121,180	122,871	127,096
重度訪問介護	12	23	23	24	24	24
	855	15,669	21,227	21,664	25,303	25,970
行動援護	244	292	324	338	347	356
	41,012	56,907	64,629	68,992	65,284	69,953
重度包括	43	48	58	71	72	72
	29,785	34,150	44,273	57,543	56,862	60,276
同行援護	125	126	121	130	145	135
	4,739	5,016	5,185	5,367	5,842	6,883
療養介護	375	376	381	368	369	385
	98,527	98,097	99,803	95,601	98,761	104,011
生活介護	5,260	5,439	5,547	5,806	6,007	5,931
	1,023,506	1,073,396	1,105,809	1,177,895	1,207,498	1,249,200
短期入所	666	724	773	882	957	925
	39,972	37,610	39,504	42,777	48,666	50,051
施設入所支援	2,460	2,469	2,427	2,439	2,413	2,369
	292,956	304,456	307,477	320,363	323,126	321,781
共同生活援助	1,707	1,902	1,967	2,088	2,143	2,213
	206,344	243,496	260,457	291,610	303,151	329,994
自立訓練（宿泊）	192	235	263	204	171	192
	19,294	24,703	27,649	19,617	20,164	22,278
自立生活援助	0	0	0	0	0	78
	0	0	0	0	0	1,328
自立訓練（機能）	23	31	40	19	45	28
	2,706	3,144	4,506	2,238	5,633	3,112
自立訓練（生活）	239	257	300	226	205	300
	25,939	29,306	29,657	20,852	20,251	42,207
就労移行支援	368	508	566	634	471	353
	62,993	78,464	83,255	94,894	63,414	50,347
就労継続支援（A）	291	308	308	319	297	285
	36,424	38,590	38,477	39,517	38,518	36,956
就労継続支援（B）	4,174	4,328	4,655	4,990	5,616	5,629
	469,221	489,379	525,728	560,544	627,895	652,883
就労定着支援	0	0	0	0	34	87
	0	0	0	0	1,195	2,632
計画相談支援	1,982	2,425	3,209	3,388	3,613	4,521
	29,164	37,460	49,771	53,498	57,656	71,146
地域移行支援	12	3	35	47	39	22
	478	70	1,164	1,711	1,599	897
地域定着支援	0	29	231	873	947	1,192
	0	203	1,276	4,366	6,704	11,278
合計	20,631	21,908	23,546	25,240	26,487	27,731
	2,515,661	2,698,499	2,838,564	3,000,229	3,100,392	3,240,280

(7) 地域生活支援事業給付費の支出状況

上段:延人数(人) 下段:給付費(千円)

サービス種類	H26	H27	H28	H29	H30	R元
移動支援	210	218	227	214	200	198
	83,466	83,908	87,894	82,049	77,916	69,619
訪問入浴サービス	11	9	13	12	13	14
	6,474	8,609	10,621	9,589	10,909	9,576
日中一時支援	85	86	92	76	61	65
	10,817	10,296	10,413	7,550	7,365	7,980
合計	306	313	332	302	274	277
	100,757	102,813	108,928	99,188	96,190	87,175

(8) 補装具・日常生活用具の状況

上段:延件数(件) 下段:給付費(千円)

サービス種類	H26	H27	H28	H29	H30	R元
補装具費	306	265	280	284	325	295
	26,679	24,844	30,821	31,224	31,566	30,410
日常生活用具 給付費	3,255	3,345	3,601	3,427	3,577	3,752
	33,068	34,786	33,992	33,732	35,624	36,565

(9) 自立支援医療費の状況

(単位:千円)

サービス種類	H26	H27	H28	H29	H30	R元
育成医療	4,241	5,817	6,268	4,610	2,271	1,661
更生医療	85,068	92,389	105,689	108,569	117,723	132,209
療養介護医療	26,467	26,062	28,126	28,437	27,673	31,159
合計	115,776	124,267	140,083	141,616	147,668	165,029

(I) 障がい児を対象とした事業給付費の支出状況

上段:延件数(件) 下段:給付費(千円)

サービス種類	H26	H27	H28	H29	H30	R元
障害児相談支援給付費	413	405	419	553	658	811
	5,913	5,810	6,135	8,107	9,959	12,584
児童発達支援	880	859	749	789	798	849
	154,133	153,008	137,654	141,745	163,221	168,895
医療型児童発達支援	24	23	11	23	24	31
	1,328	1,132	526	1,750	2,688	3,287
放課後等デイサービス	419	696	885	1,280	1,771	2,278
	30,108	48,573	61,370	81,462	107,166	139,296
保育所等訪問支援	17	33	48	60	56	46
	166	319	457	556	728	697
高額障害児通所給付費	31	36	53	26	31	38
	99	104	152	66	255	183
肢体不自由児通所医療費	24	23	11	23	23	32
	492	351	151	471	654	776

(II) 障がい児在園状況(公立保育園・幼稚園の推移)

(単位:人)

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R元
障がい児(A)	7	10	6	6	8	19
発達が気がかりな児童(B)	400	392	426	413	394	401
合計(A+B)	407	402	432	419	402	420

(A)特別児童扶養手当支給対象児童・身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者

(B)上段以外で診断名のある障がい児及び医療受診をしている児童・発達が気がかりな児童

(資料提供:保育課)

(II) 巡回指導の状況

(単位:人)

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R元
公立保育園・幼稚園児数	2,627	2,687	2,830	2,759	2,699	2,660
巡回指導 回数	60	60	53	70	65	48
巡回指導 人数	533	566	508	481	525	429

公立保育園・幼稚園・私立保育園に在籍する発達に課題を持つ児童に対しての保育士の関わり方や児童の

理解について、保育課付けの言語聴覚士、発達支援担当で各園を巡回し、アドバイスを行っている。

また、必要性に応じて発達相談、教育相談、就学相談に繋げるよう進めている。(資料提供:保育課)

(13) 発達相談件数

(単位:人)

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R元
相談実績	205	235	183	198	154	146

発達相談:障害児発達相談事業の実施(平成20年度から。対象は保護者)

保護者と園が障がい児等を正しく理解し、対応していくために、発達相談を実施している。

(相談員の臨床発達心理士は、上小圏域障害者総合支援センターに委託)(資料提供:保育課)

(14) 発達相談センターでの相談者数の推移と相談状況

(単位:人)

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R元
相談人数	1,399	1,506	1,636	1,896	2,085	1,959
内訳	乳幼児	339	246	233	259	311
	園児	245	234	267	378	391
	小学生	661	773	870	1,000	1,081
	中学生	118	187	231	226	269
	高校生	36	44	27	33	11
	その他	0	22	8	0	0

相談1件につき異なる専門職が2人で担当し、子どもの特性を見極めたうえで保護者の相談にあたっている。

(資料提供:発達相談センター)

(15) 小学校における障がい児の通学状況

令和2年5月1日現在(単位:人)

特別支援学級	知的障がい 自閉症・情緒障がい	学級数	児童数		
			低学年	高学年	計
通級指導教室	合計	65学級	165人	204	369
	LD等(通級) 言語障がい(通級)	2か所			43
					63

(注)本市在住の児童のみ

「言語障がい(通級)」には、ことばや聞こえ等にニーズのある児童を含む。

(資料提供)上田市教育委員会 学校教育課

(16) 中学校における障がい児の通学状況

令和2年5月1日現在(単位:人)

	学級数	生徒数				計
		1年生	2年生	3年生		
特別支援学級	知的障がい	14 学級	18	22	33	73
	自閉症・情緒障がい	21 学級	37	46	39	122
合計		35 学級	55 人	68	72	195
通級指導教室	LD等(通級)	1か所				8

(注)本市在住の生徒のみ

(資料提供)上田市教育委員会 学校教育課

(17) 放課後児童クラブ等における利用状況

(単位:人)

		H26	H27	H28	H29	H30	R元
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ・ 児童館・児童センター)	登録児童数 (年間)	3,004	3,129	3,134	3,259	3,573	3,653
	上のうち、 障がい児数	145	151	144	156	158	152

(注)本市在住の生徒のみ

(資料提供)上田市教育委員会 学校教育課

3 障がい者施策に対する市民意識とニーズ

第3次上田市障がい者基本計画の策定に当たって、上田市における現状の把握、課題の抽出、障がいのある人の意見を反映することを目的に、障がい者等意向調査と関係団体への意見聴取、市民意見（パブリックコメント）募集を実施しました。

【障がい者等意向調査の概要】

(1) 調査の目的

計画の策定に向けて、より実効性のある計画とするために基礎資料を得ることを目的としています。

(2) 調査の実施概要

各調査の対象者、方法、回収結果などは次のとおりです。

調査票種別	障がい者向け	障がい児の保護者向け	健常者向け
調査対象	以下に該当する者 800名を無作為抽出 ・市内在住 ・障害者手帳所持 ・18歳～64歳	以下に該当する者 200名を無作為抽出 ・市内在住 ・18歳未満の子が障害者手帳を所持、又は特別児童扶養手当受給	以下に該当する者 1,000名を無作為抽出 ・市内在住 ・18歳以上
調査方法	郵送により調査票を配布し、郵送により回収		
調査期間	令和元年10月10日～10月25日	令和元年10月1日～10月18日	令和元年9月13日～9月30日
配布数	800票	200票	1,000票
回収数	332票	79票	383票
回収率	41.5%	39.5%	38.3%
合計	配布数2,000票 回収数794票 回収率39.7%		

1)回答率(割合(%))は、小数点第2位を四捨五入して、小数点第1位までを表記しました。

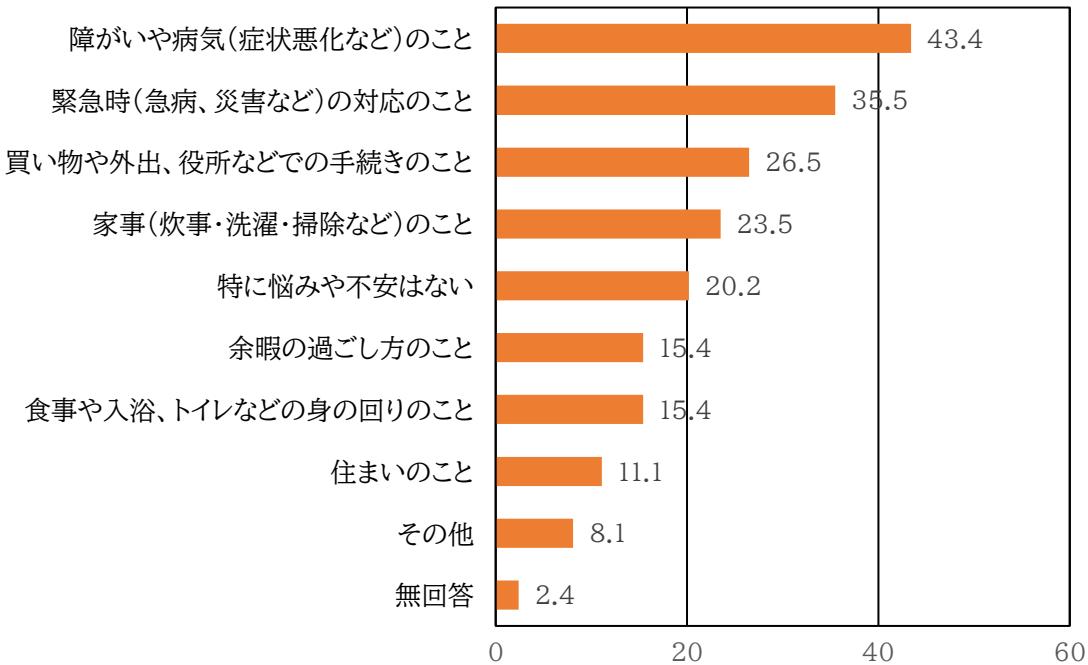
このため、合計が100にならない場合があります。

2)複数回答方式(マルチ回答)の設問では、回答率(割合(%))は回答者総数に対する回答数の割合を示しています。したがって、回答率の合計は100になりません。同様に、回答数の合計は回答者総数とは一致しません。

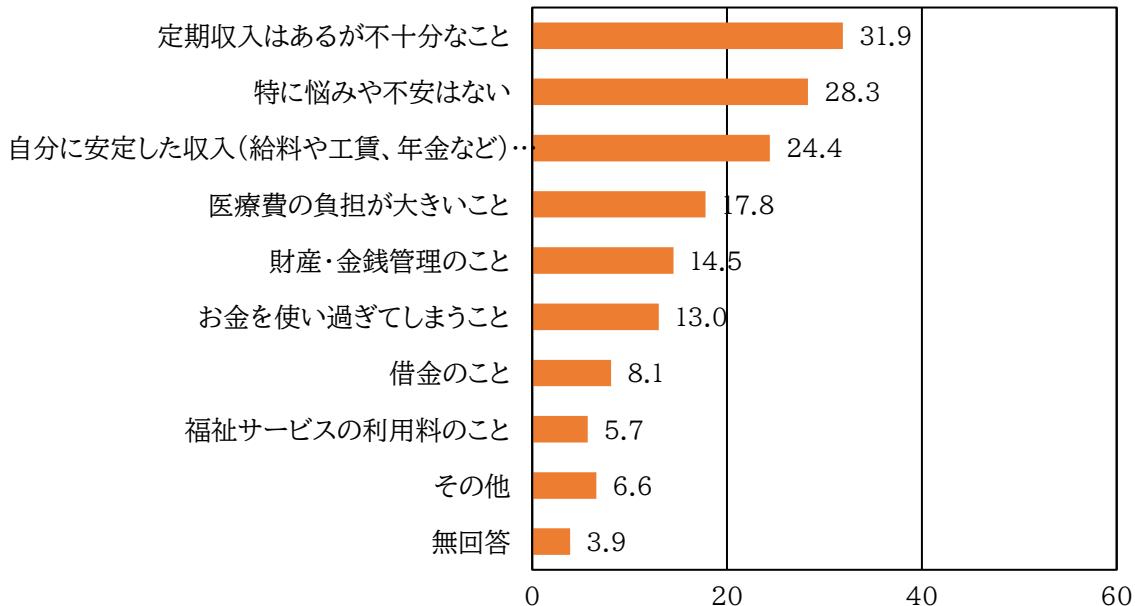
【障がい者向けの意向調査の結果概要及び考察】

(I) 相談支援体制の充実について

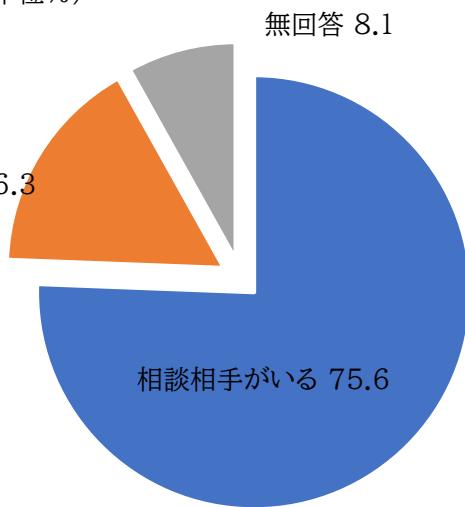
日常生活の悩みや不安について(総数332、複数回答、単位%)



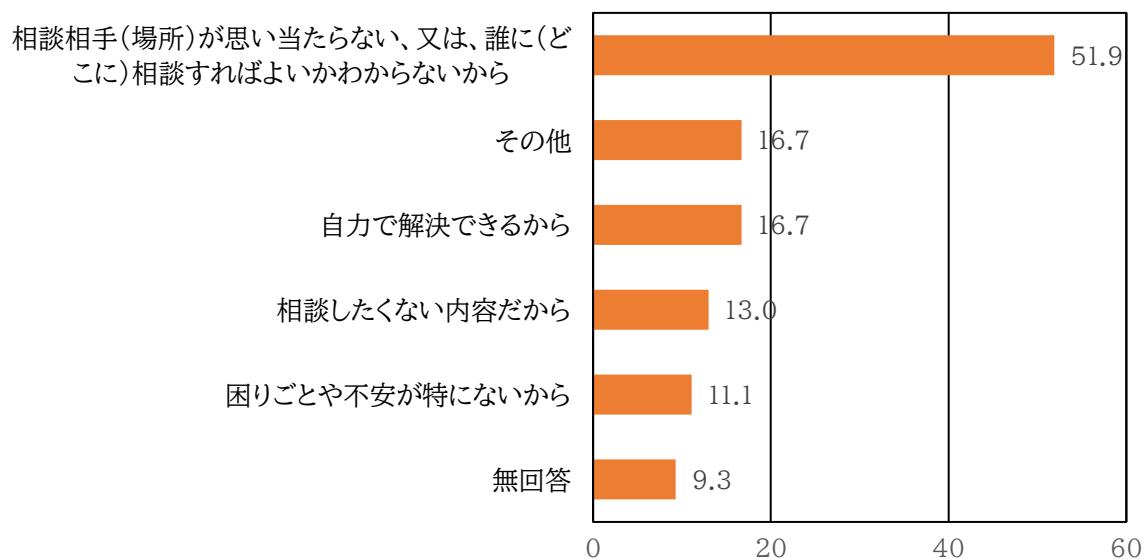
お金に関する悩みや不安について(総数332、複数回答、単位%)



相談相手の有無(総数332、単位%)



相談相手がない場合の理由(総数54、複数回答、単位%)



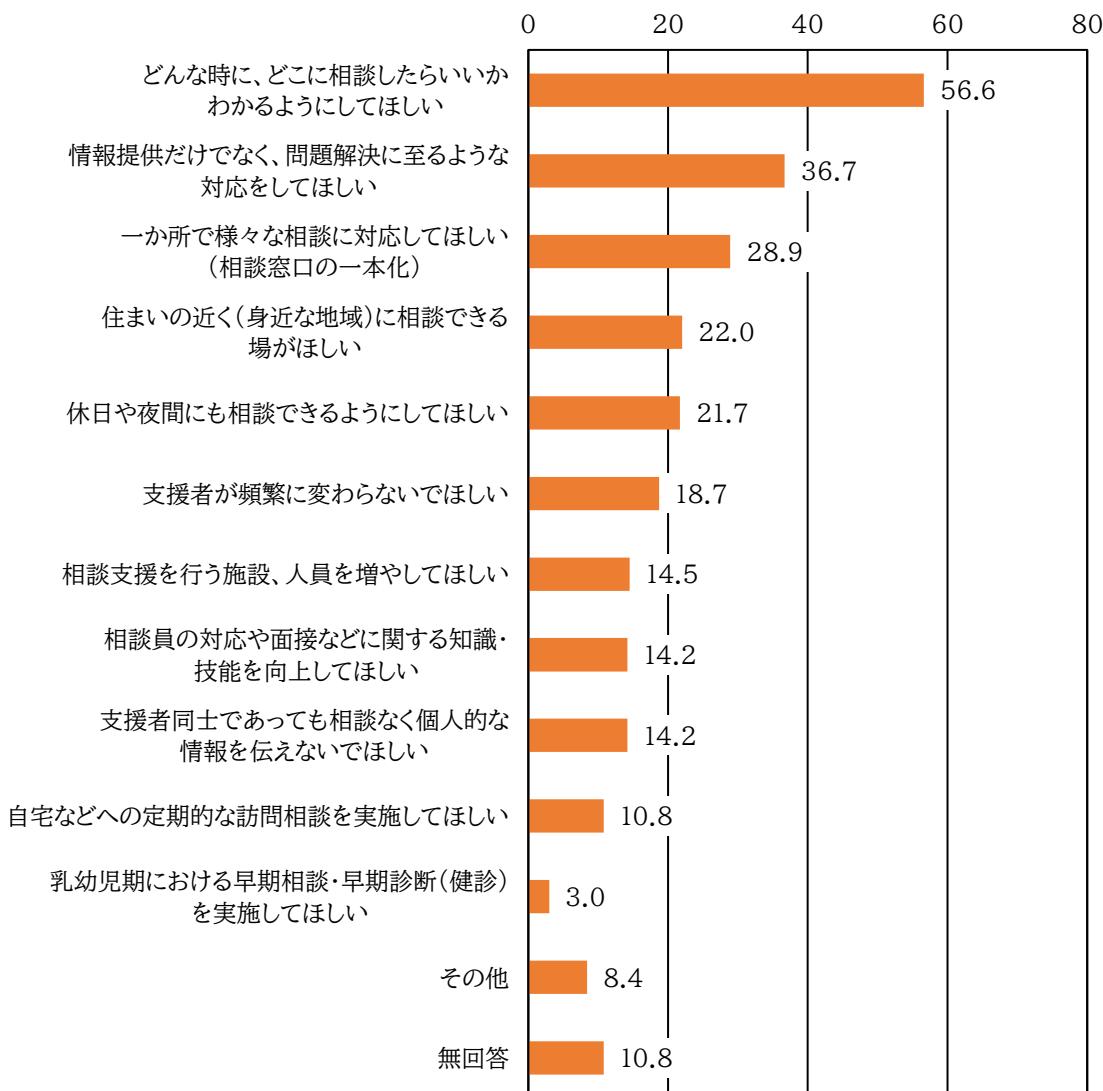
「その他」の主な内容:相談しても理解してくれない、相談しづらい、相談しても解決しない、など

障がいのある方の悩みや不安は、健康面だけでなく有事の際のことや経済的なことなど多岐に渡っており、それを相談できる相手がいること答えた方は75%に上りました。

一方、相談窓口がどこなのかがわからずに相談できない人が一定数いるため、相談支援体制の確保や相談支援体制に関する周知等が課題となっています。

障がい者向けの意向調査の結果概要及び考察

相談支援体制について望むこと(総数332、複数回答、単位%)

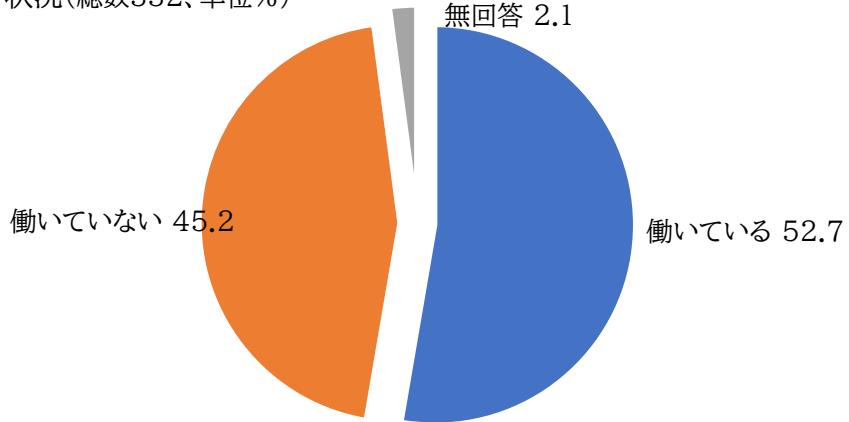


相談支援体制の充実については、相談相手がいない理由の上位を占めていた理由と密接に関係しており、窓口がどこなのかを分かるようにしてほしいといった意見や、問題解決に結び付くような対応を望む声がありました。

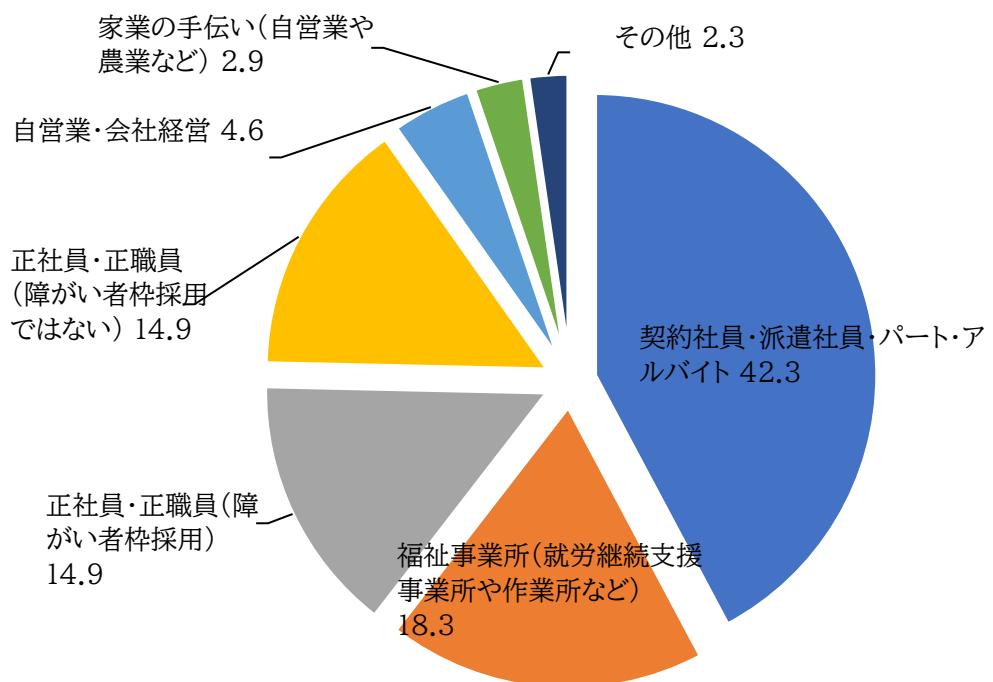
問題解決に結び付けていくためには、総合的かつ専門的に支援ができるよう、相談機関及び相談員の質の向上がますます求められます。

(2) 就労支援について

現在の就労状況(総数332、単位%)



現在の仕事(総数175、単位%)



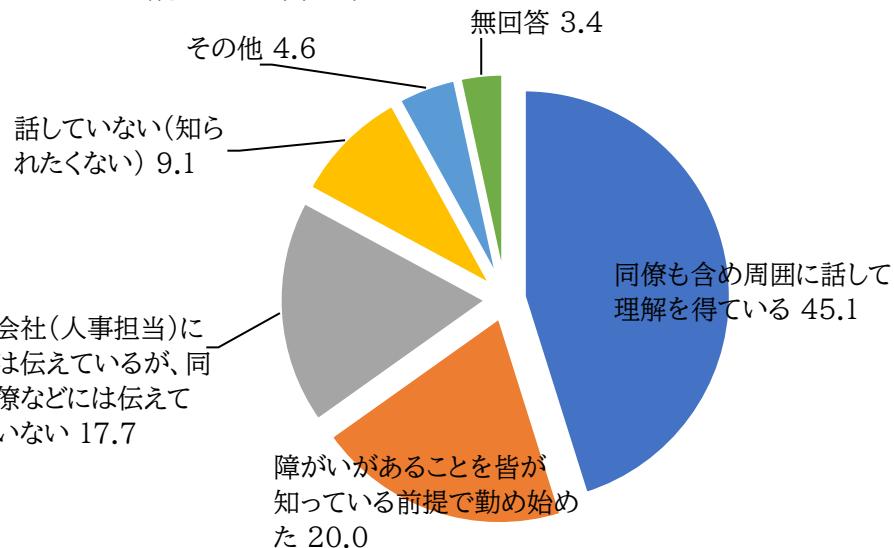
障がいのある方の半数以上が就労していますが、就労先は民間企業でも契約社員や派遣社員といった就労形態が多く、また、福祉施設への通所も多い状況です。

正規職員としての採用は、全体の約3割にとどまっています。

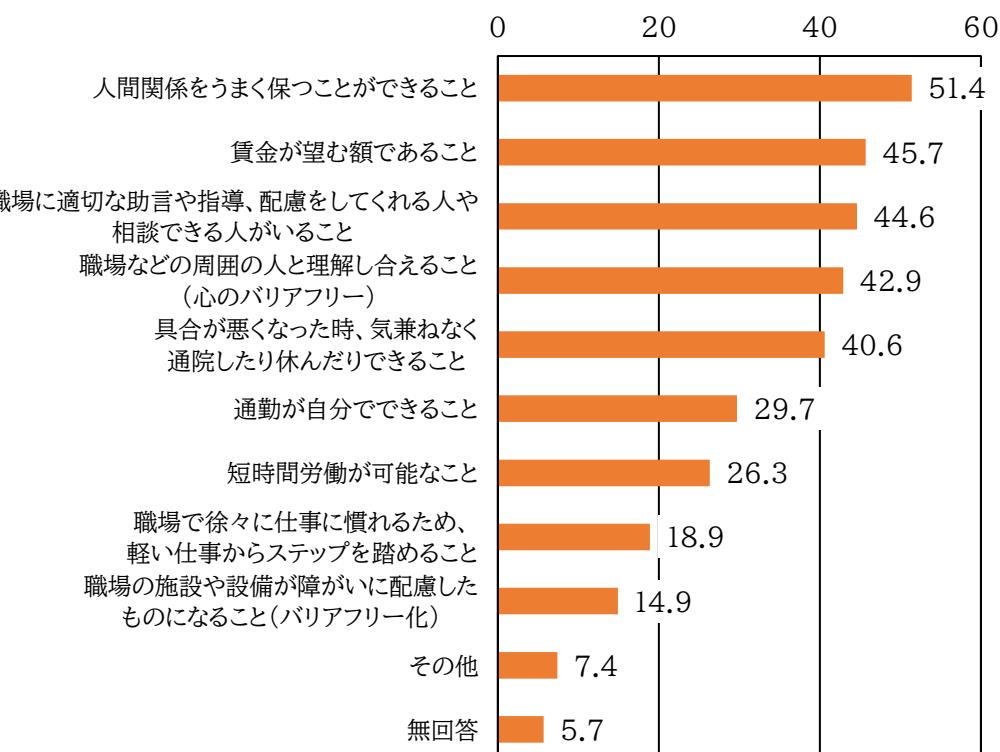
障がい者向けの意向調査の結果概要及び考察

勤め先や職場のあなたに障がいがあることの認知の有無

(総数175、単位%)



今後も継続して働くために必要な支援や環境(総数175、複数回答、単位%)



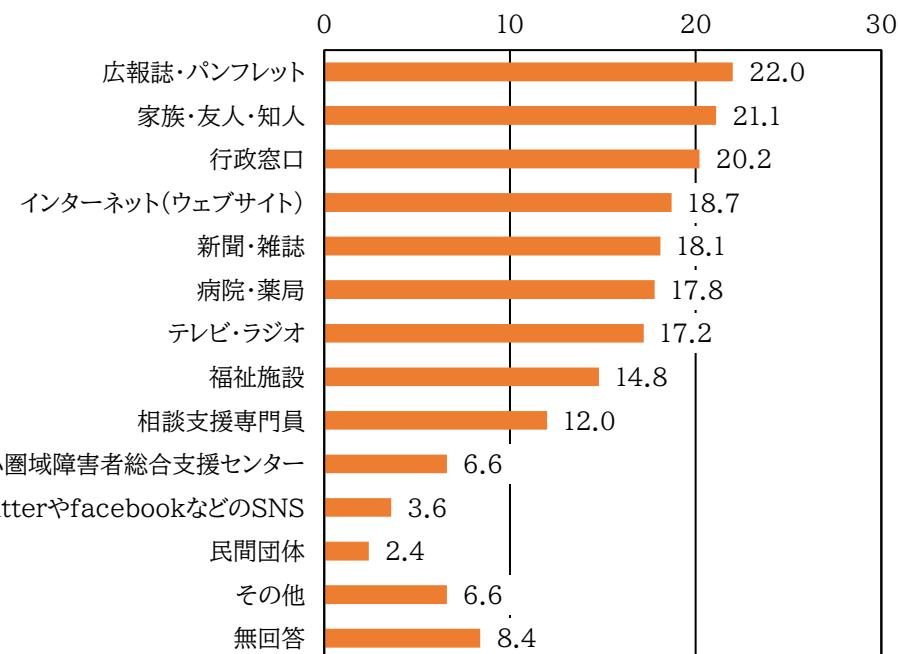
就労を定着させていくためには職場の理解が不可欠です。障がい特性に合わせて必要な配慮や工夫を従業員同士が行いややすい環境を作ることが、結果的に人間関係を良好に保つことにもつながるため、障がいについてオープンにし、職場の理解を得る事が重要です。

職場に対し障がいをオープンにしやすい社会になるよう、障がいへの理解の普及・促進が引き続き課題となります。

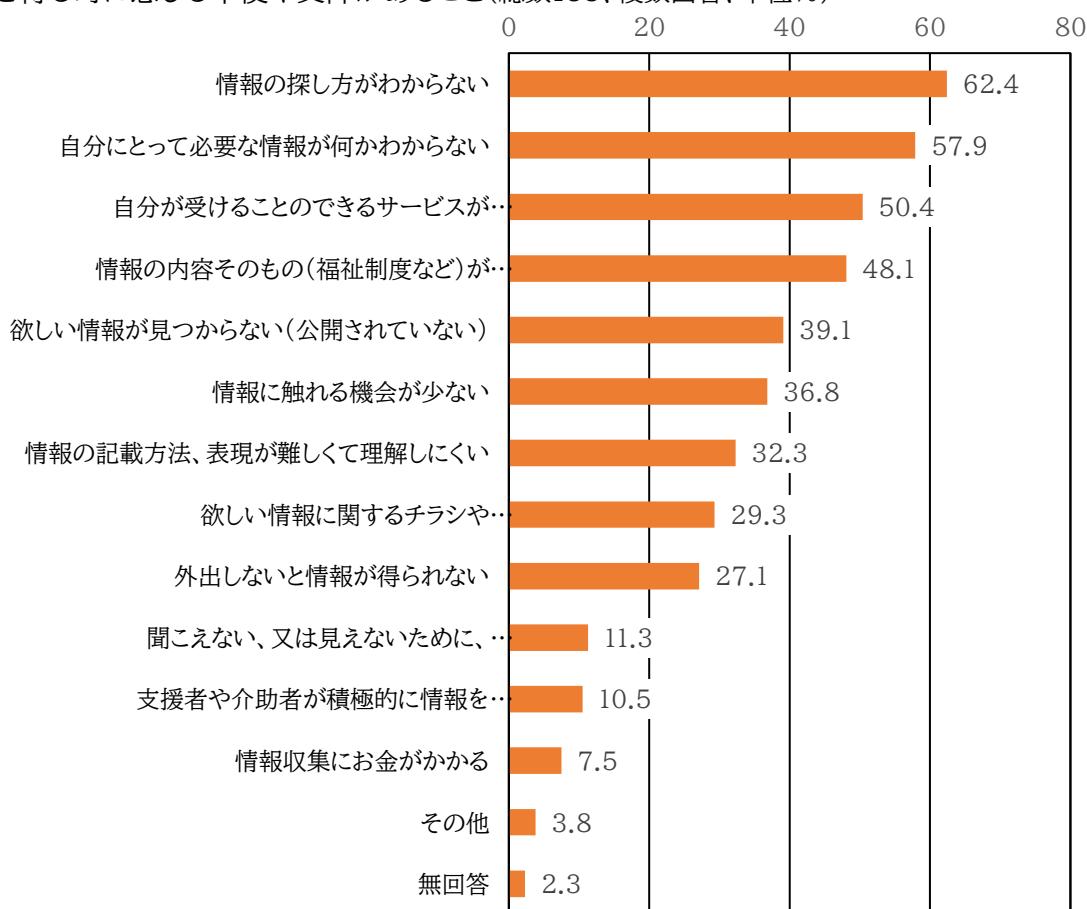
障がい者向けの意向調査の結果概要及び考察

(3) 情報アクセシビリティ・情報コミュニケーションについて

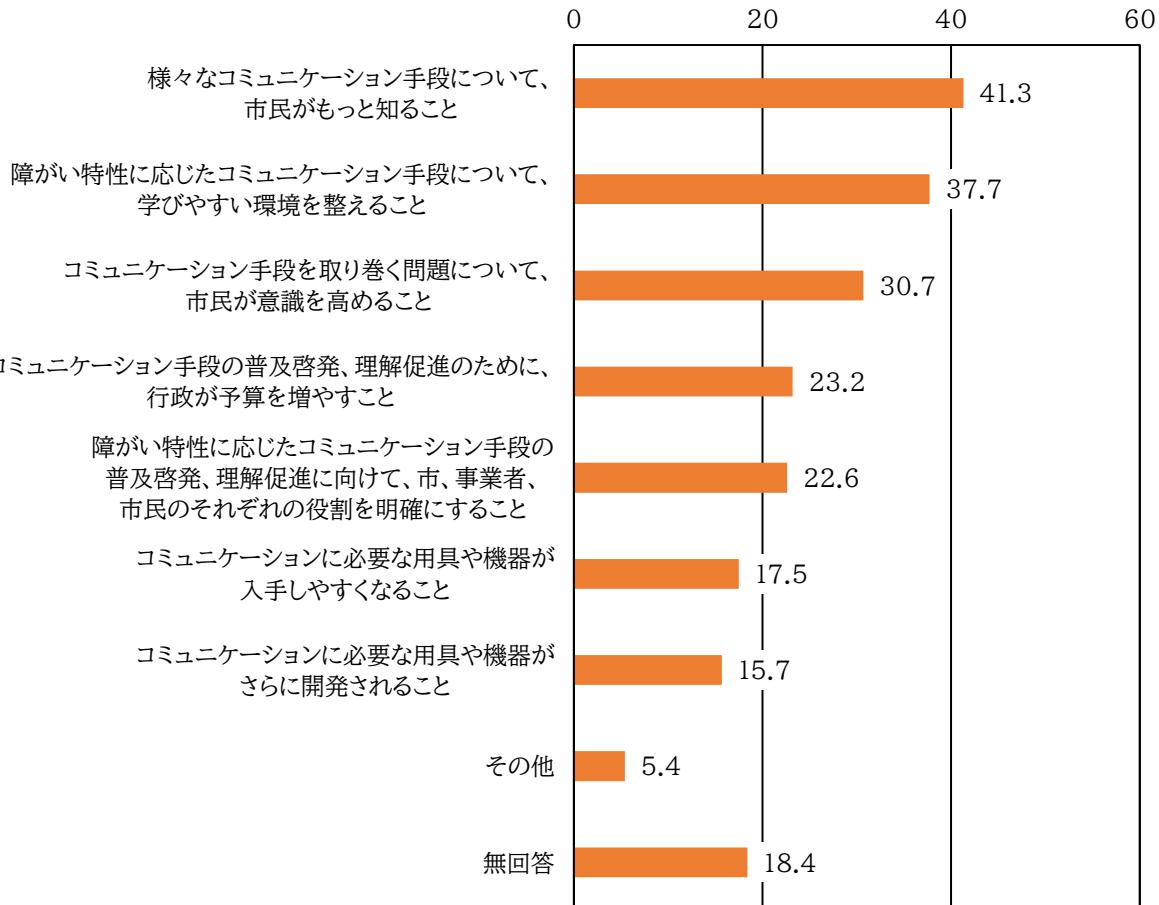
福祉サービス等に関する情報の入手先(総数332、複数回答、単位%)



情報を得る時に感じる不便や支障があること(総数133、複数回答、単位%)



障がいのある方とのコミュニケーションが、より快適・的確・便利になるために必要なこと（総数332、複数回答、単位%）



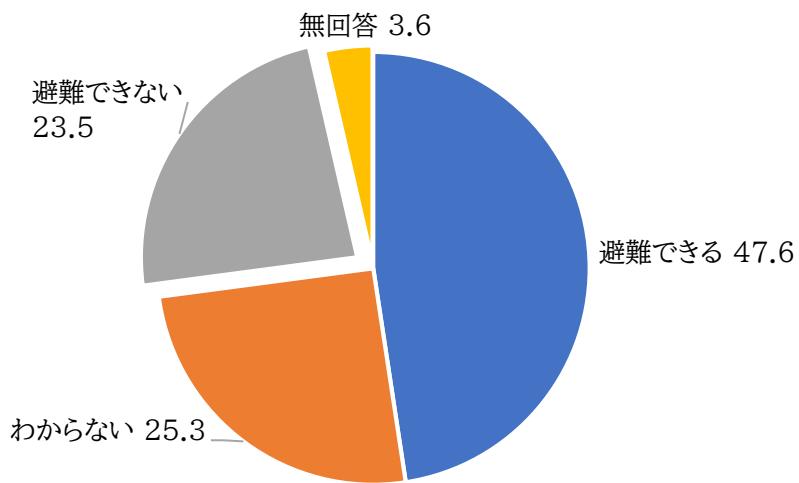
広報誌やパンフレットなどの紙媒体による情報発信・取得手段は、依然として重要な位置を占めていますが、情報発信・取得手段も多様化しています。

多種多様な媒体により情報があふれる中、情報の探し方がわからないといった情報リテラシーに課題があり、情報を発信するだけでなく、受け取り方の支援といったことが必要です。

情報の発信手段の選択や提供する情報の内容へも情報の受け手への配慮が必要です。そのため、障がいのある人がどのような手段であれば情報を得やすいのか、様々なコミュニケーション手段を市民が知ることも重要です。

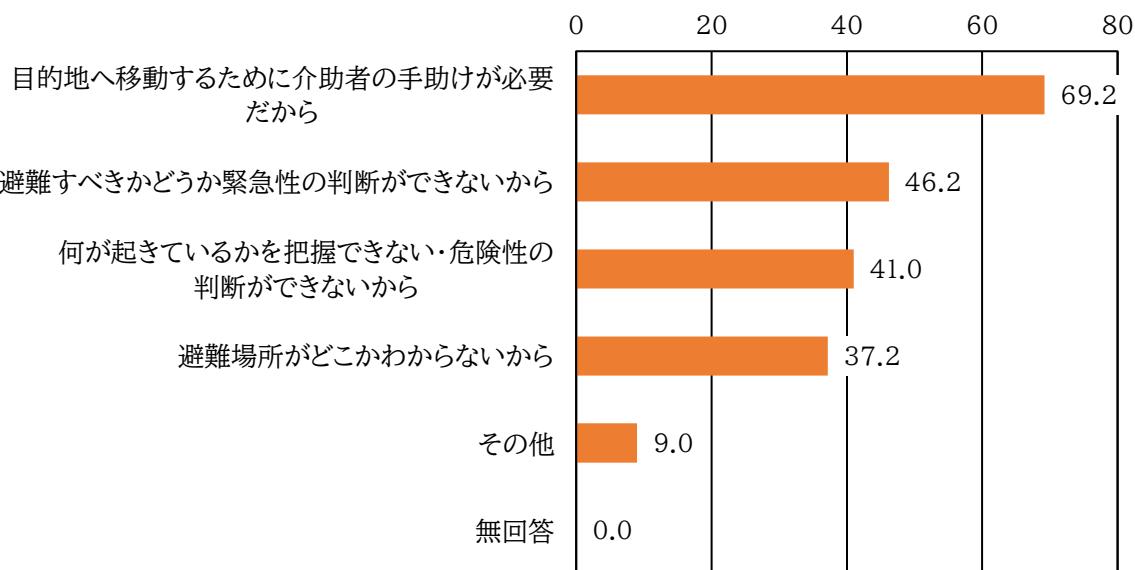
(4) 防災・災害対策について

災害時にひとりで(自力で)避難できますか?(総数332、単位%)



半数以上が、自力での避難に自信がないと回答しています。

ひとりで避難できない理由(総数78、複数回答、単位%)

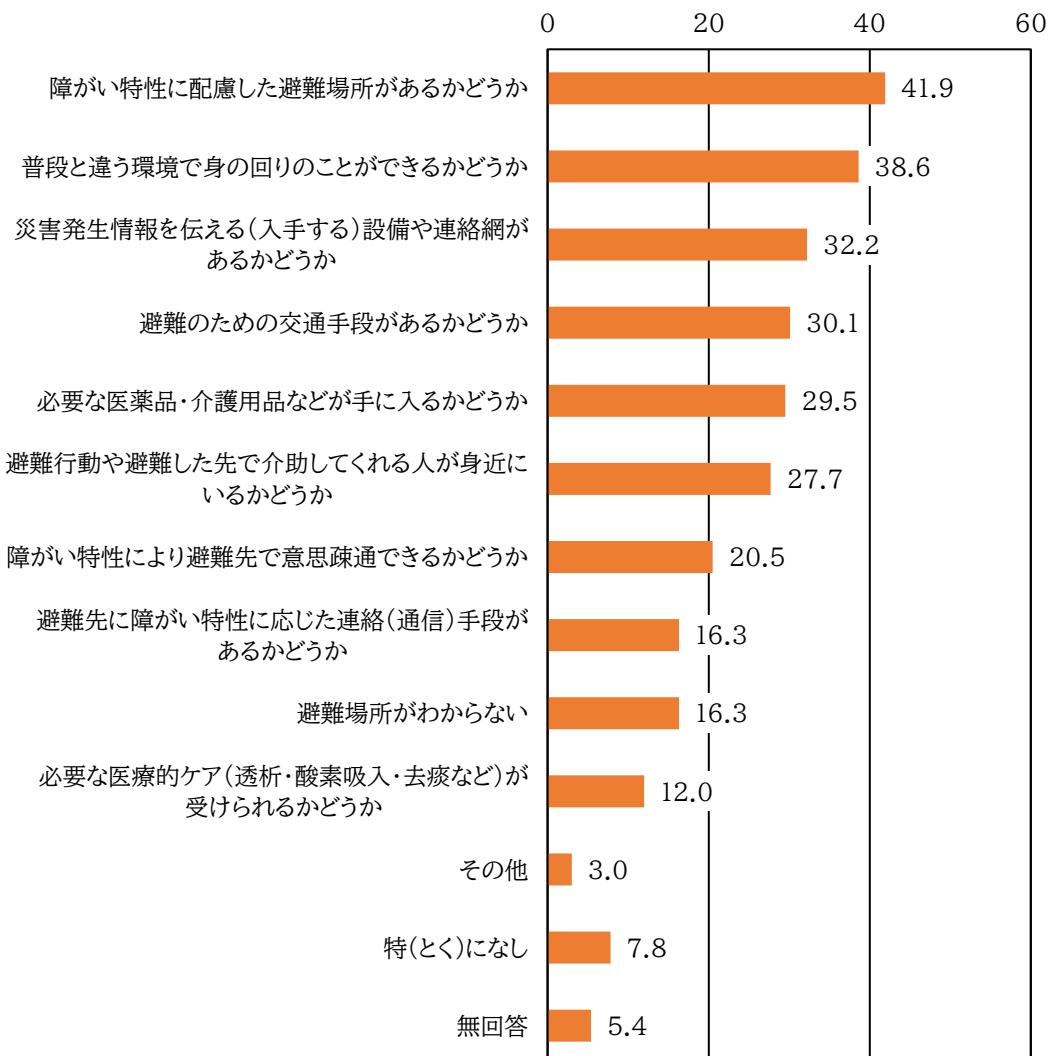


移動の介助が必要なことはもとより、判断力に不安を抱えています。

移動手段の確保だけでなく、避難指示等の的確な伝達が課題と考えられます。

障がい者向けの意向調査の結果概要及び考察

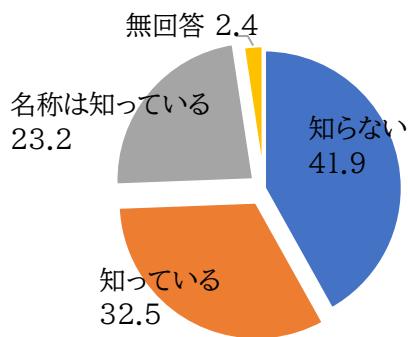
災害が発生したとき不安なこと(総数332、複数回答、単位%)



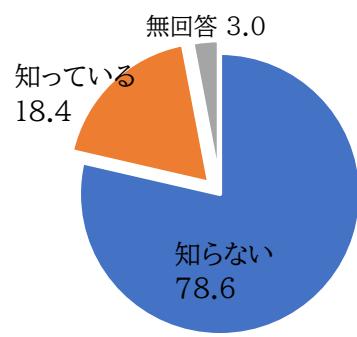
災害時において障がい特性に応じた配慮を受けることができるかどうかに一番関心が集まっています。避難所における合理的配慮の提供が課題であるとともに、障がい特性に応じた配慮や医療的ケアができる福祉避難所の確保が求められています。

(5) 権利擁護について

「成年後見制度」の認知度
(総数332、単位%)

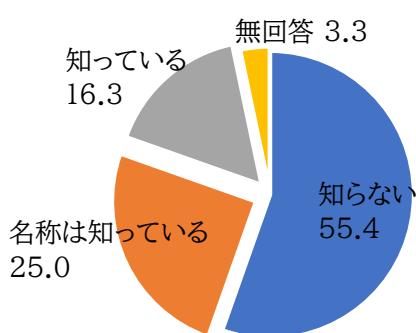


「上小圏域成年後見支援センター」
の認知度(総数332、単位%)

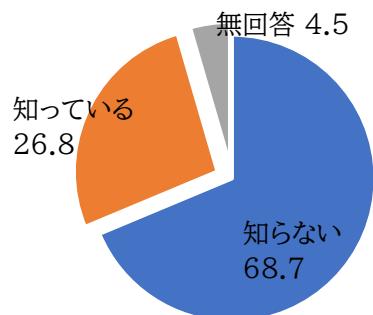


障がい者や高齢者などの判断能力に不安のある人に対する財産管理や身上保護をサポートする成年後見制度については、障がい者の半数近くがまだ知らず、その窓口を担う成年後見支援センターも 78.6%が知らないという状況で、制度等の周知が課題となっています。

「障害者虐待防止法」の認知度
(総数332、単位%)

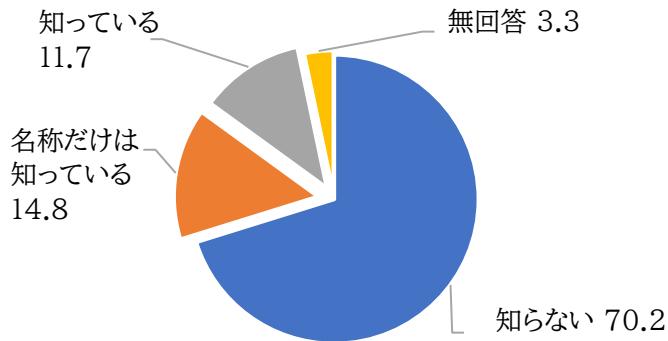


障がいのある方への虐待を
発見したときの通報義務について
の認知度(総数332、単位%)



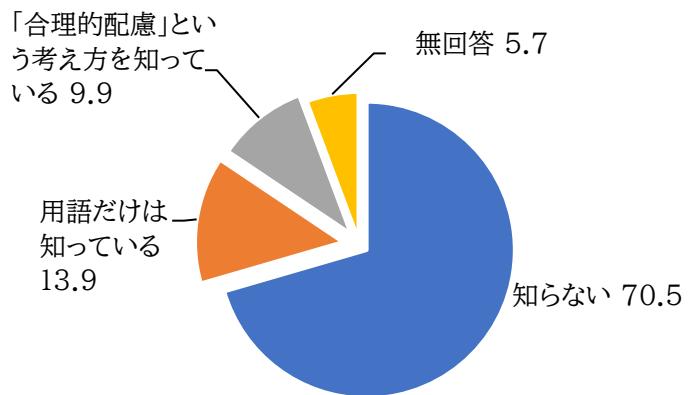
障がい者への虐待を防止とともに、虐待をした者に対する支援を規定した障害者虐待防止法については、障がい者の過半数が知らない状況です。また、虐待されている本人であるか否かを問わず、虐待が疑われる事例を発見した際の通報義務についても、約3分の2が知らないと答えています。

「障害者差別解消法」の認知度
(総数332、単位%)



障がいのある人に対する不当な差別的取扱いの禁止や、障がいのある人が必要とする社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮（合理的配慮）の提供についての努力義務等を規定している「障害者差別解消法」については、70.2%の障がい者が知らないと回答しています。

「合理的配慮」の認知度
(総数332、単位%)

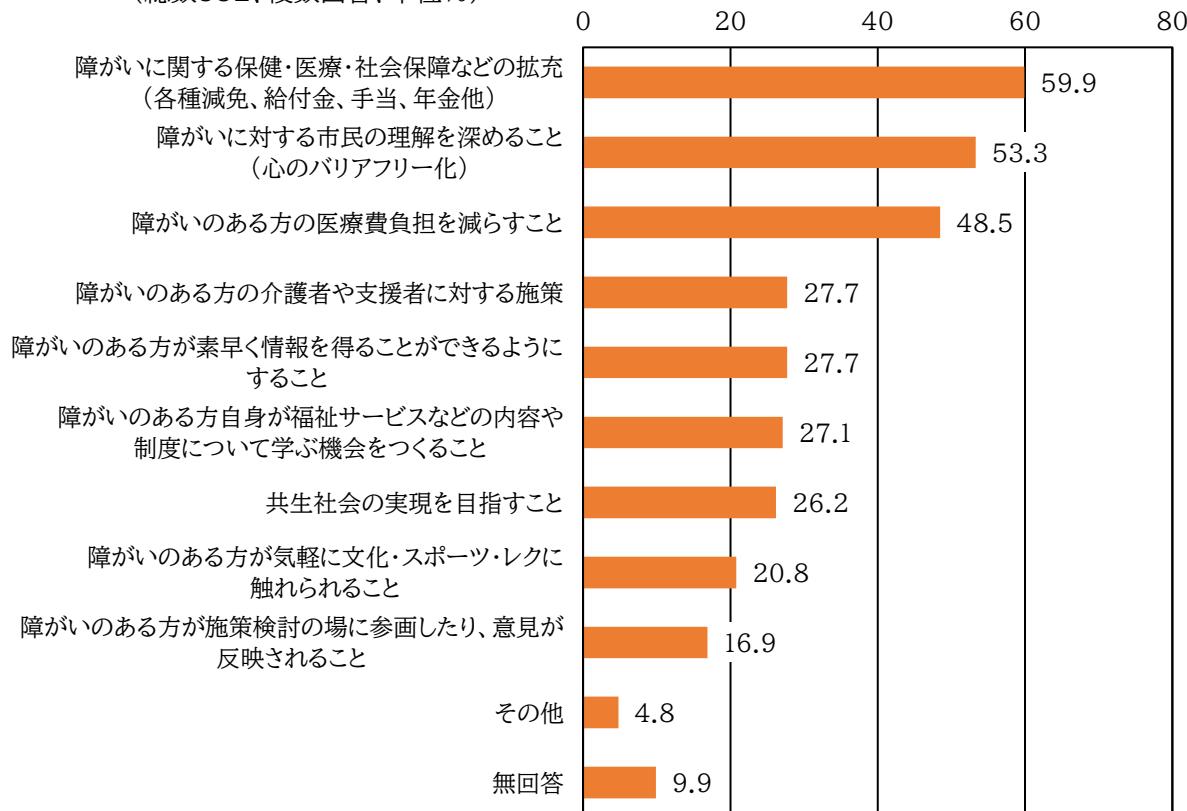


合理的配慮という考え方について、70.5%の障がい者が知らないと回答しており、法の趣旨や意義についての周知が課題となっています。

(6) 障がい福祉施策について

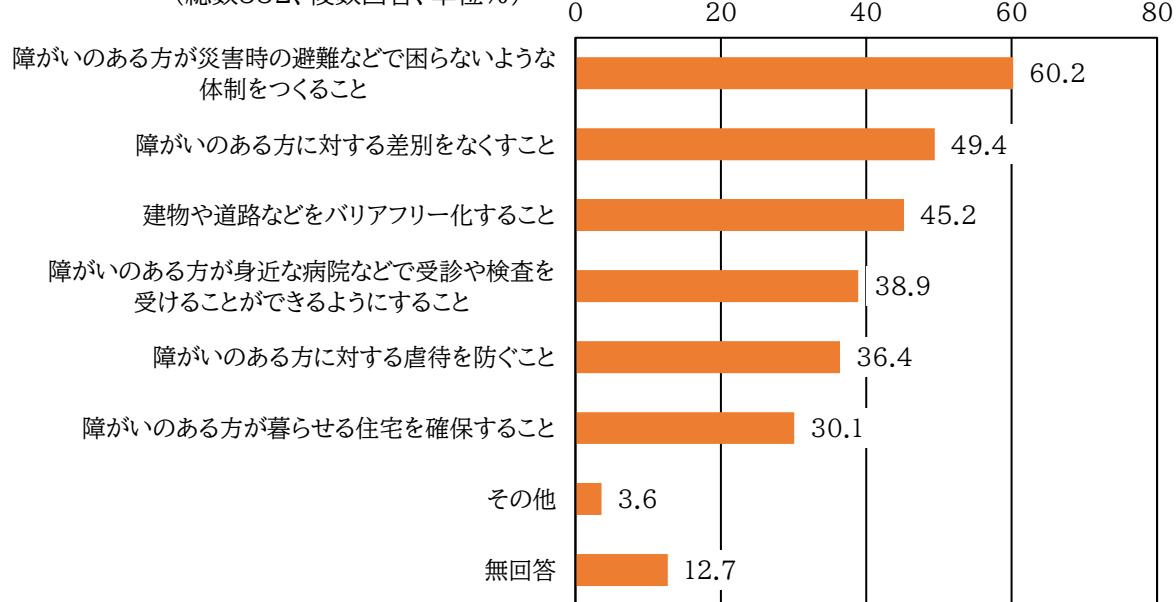
特に重要だと思う「障がい福祉施策」(生活全般)

(総数332、複数回答、単位%)



特に重要だと思う「障がい福祉施策」(安心安全の確保)

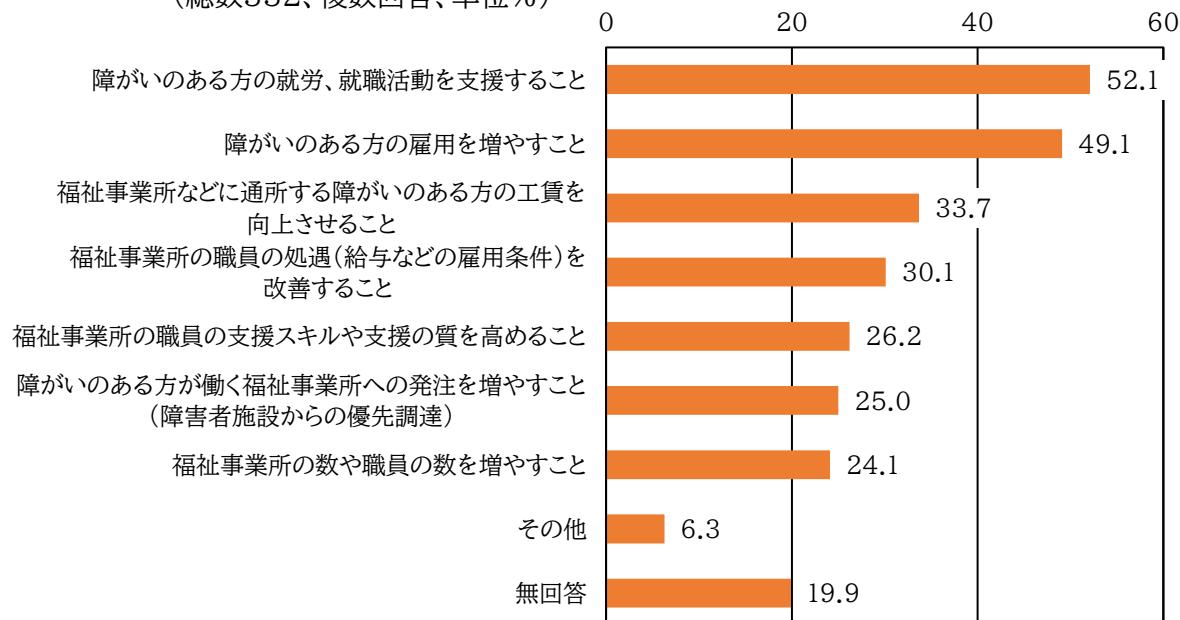
(総数332、複数回答、単位%)



障がい者向けの意向調査の結果概要及び考察

特に重要なと思う「障がい福祉施策」(就労支援体制の充実)

(総数332、複数回答、単位%)



生活全般については、保健・医療・社会保障などの制度的な拡充を除いては、障がいに対する市民の理解を深める心のバリアフリー化を重要視していることがわかりました。そのほか、障がいのある本人ではなく、介護者や支援者に対する施策を障がいのある本人が高い割合で望んでいることも明らかとなりました。

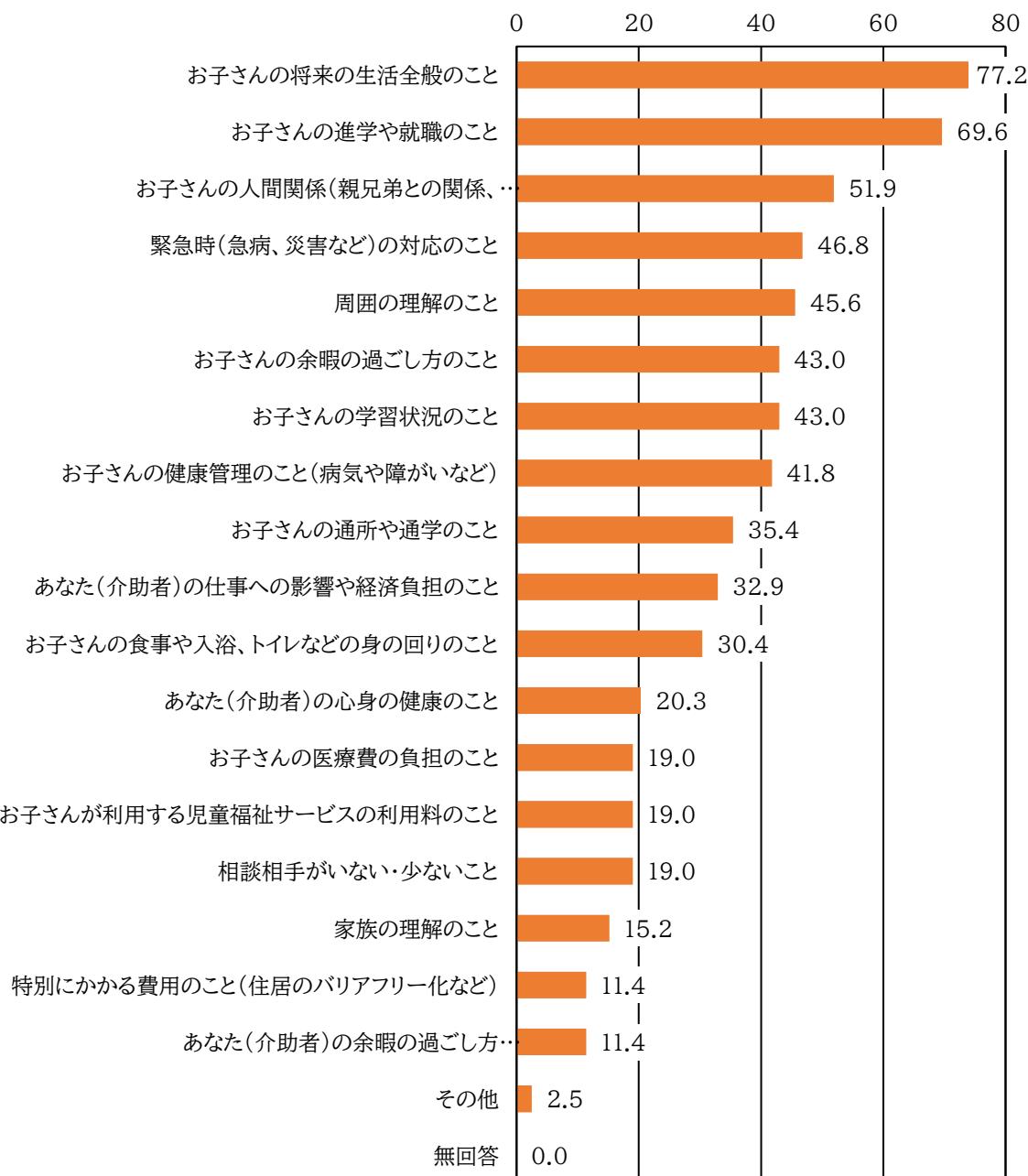
安心安全の確保といった面では、台風19号災害の直後のアンケートということもあり、災害時の避難体制の整備が最重要課題であると認識されています。差別解消といった心のバリアフリーを求める声も強い状況です。

就労支援については、働きたくても就労先が見つからないという状況を反映し、雇用先を増やすことを含めた就労支援が上位に来ています。

【障がい児の保護者向けの意向調査の結果概要及び考察】

(I) 相談支援について

日常生活での悩みや不安(総数79、複数回答、単位%)

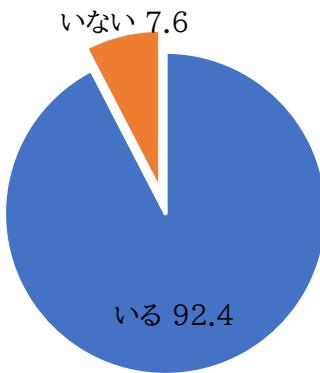


障がい児の保護者の方の悩みや不安の第一位は、親亡き後の子どもの将来の生活となっています。これは、現時点において、障がい児や障がい者に対する支援や彼らを取り巻く環境が、彼らが安心して生きていくには不十分であることを物語っています。

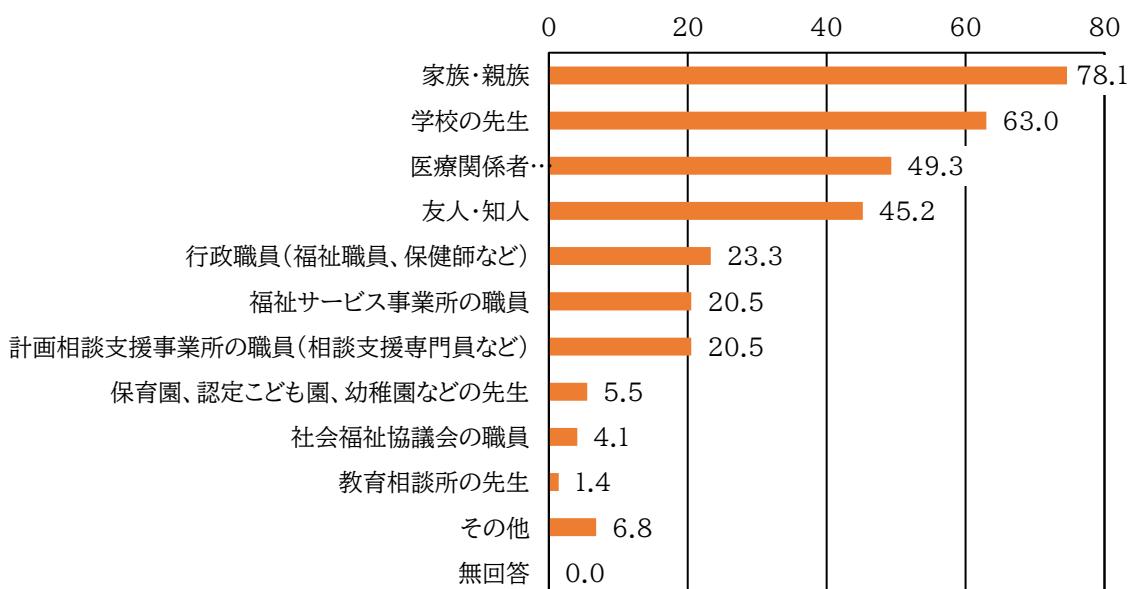
将来への不安を軽減できるよう、障がい福祉施策のさらなる拡充が求められています。

障がい児の保護者向けの意向調査の結果概要及び考察

悩みや不安の相談相手の有無
(総数79、単位%)

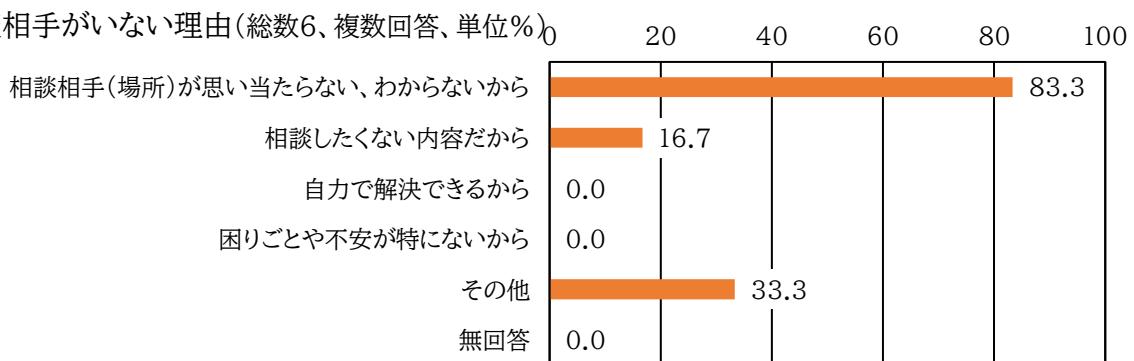


悩みや不安の相談相手(総数73、複数回答、単位%)



悩み事の相談相手として家族を除いては、学校の先生がトップになっています。進路相談のみならず、生活全般の相談対応においても教職員の役割が重要であることが窺えます。そのため、教職員に対する障がい福祉制度への周知や障がいへの理解促進が求められています。

相談相手がない理由(総数6、複数回答、単位%)

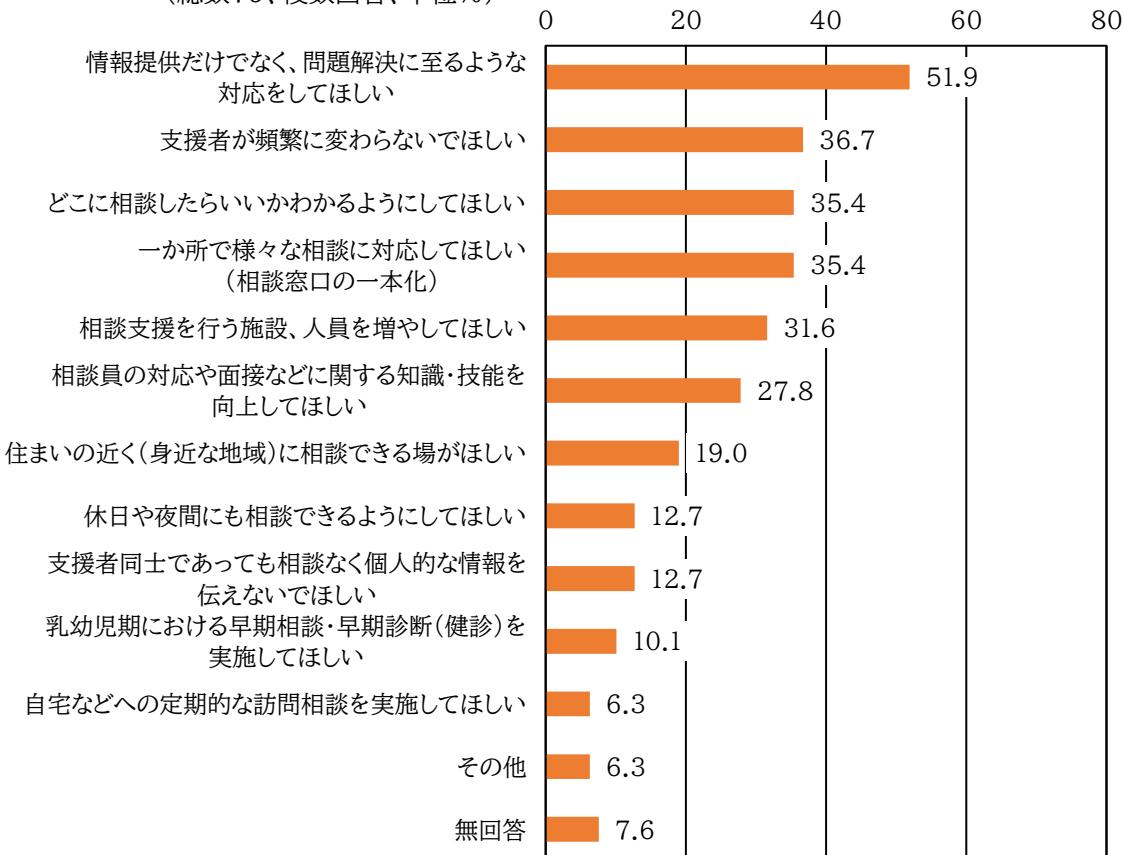


相談相手がない理由は、相談先がわからないが多数を占めています。

障がい児の保護者向けの意向調査の結果概要及び考察

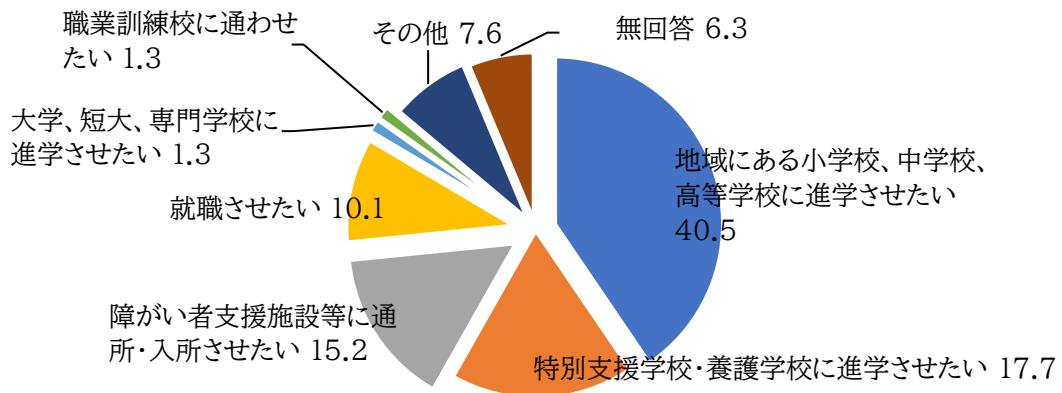
お子さんの生活に関する相談(相談支援体制)について望むこと

(総数79、複数回答、単位%)



障がい児の保護者においては、問題解決に至るような対応を最も望まれています。また、支援者が頻繁に変わることが望まれており、本人や家族のことをよく知り、専門的かつ総合的に問題解決を支援できるような支援者による伴走型支援が望まれていることが窺えます。

卒園・卒業後のお子さんの進路についての意向(総数79、単位%)

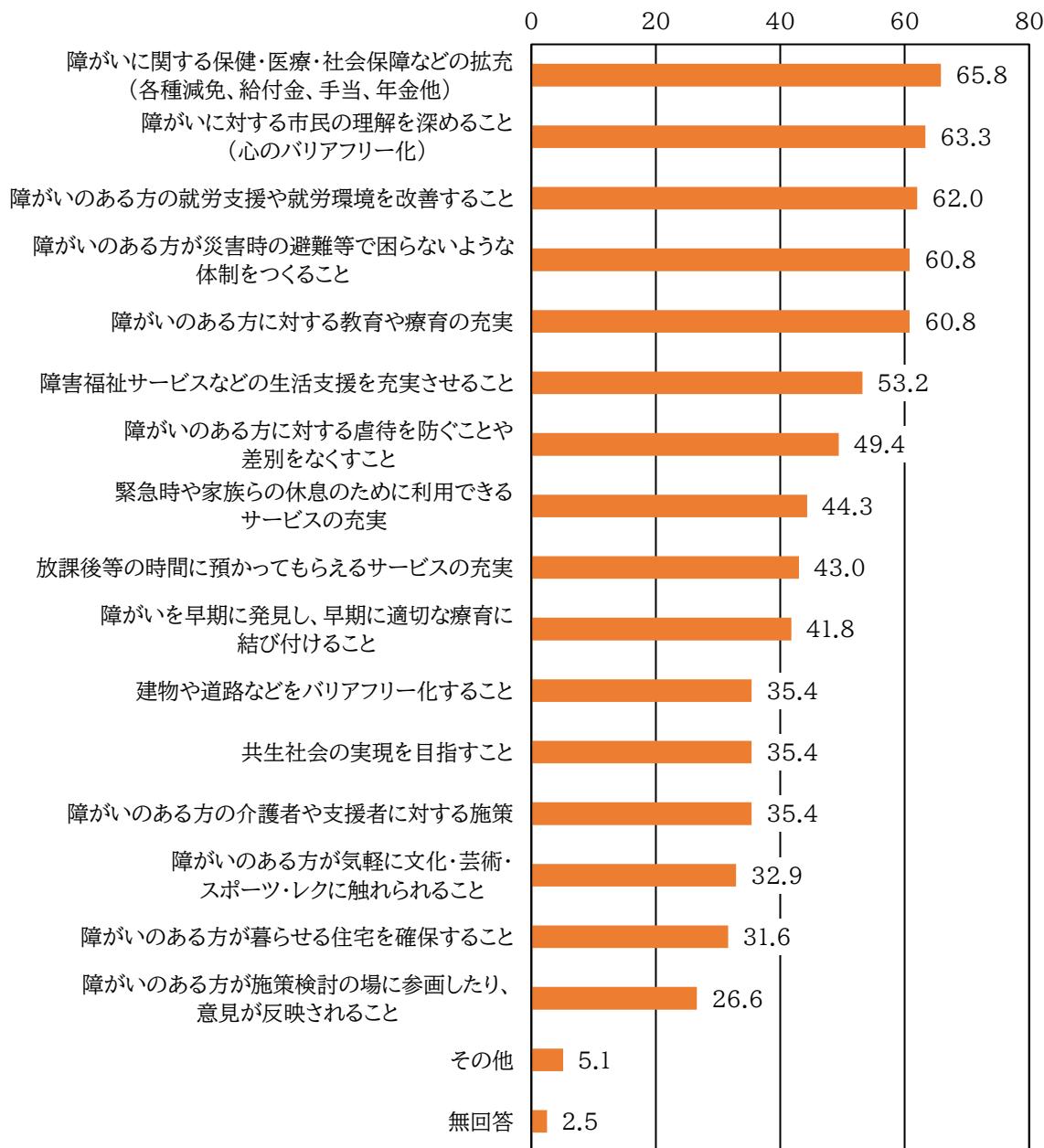


進路として地域の小中学校等への進学を望む方が40.5%と多く、障がいの有無にかかわらず、同じ学び舎で学ばせたいと考える保護者が多いようです。

障がい児の保護者向けの意向調査の結果概要及び考察

(2) 障がい福祉施策について

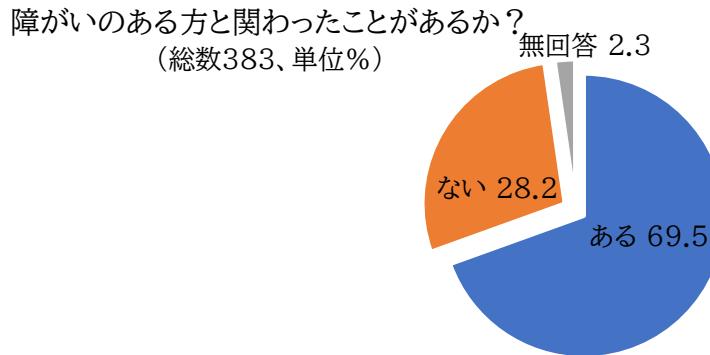
特に重要なと思う「障がい福祉施策」(総数79、複数回答、単位%)



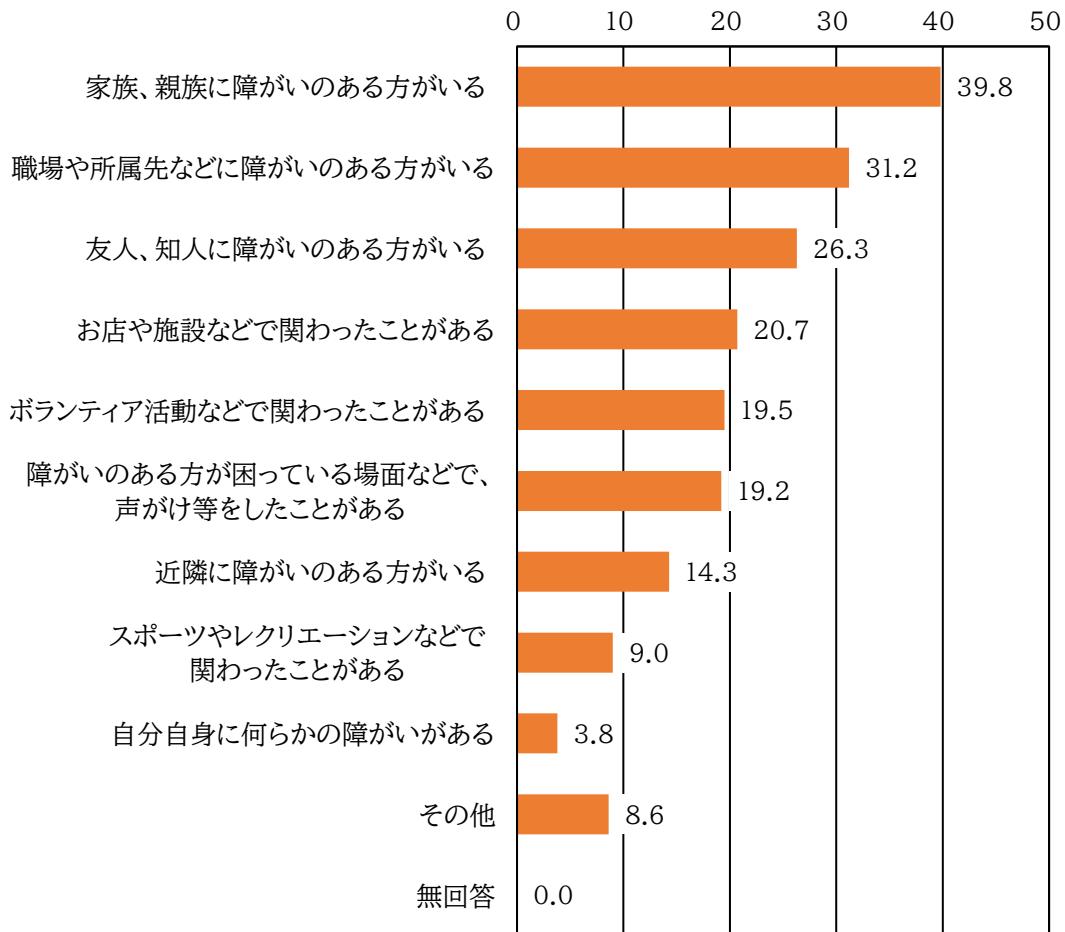
障がいに対する市民の理解を深める心のバリアフリー化や就労支援、災害対策などが上位を占めており、これらの不足が保護者の不安につながっていると考えられます。

【健常者向けの意向調査の結果概要及び考察】

(I) 障がい者との関わり・共生社会について



障がいのある方と関わった場面(総数266、複数回答、単位%)

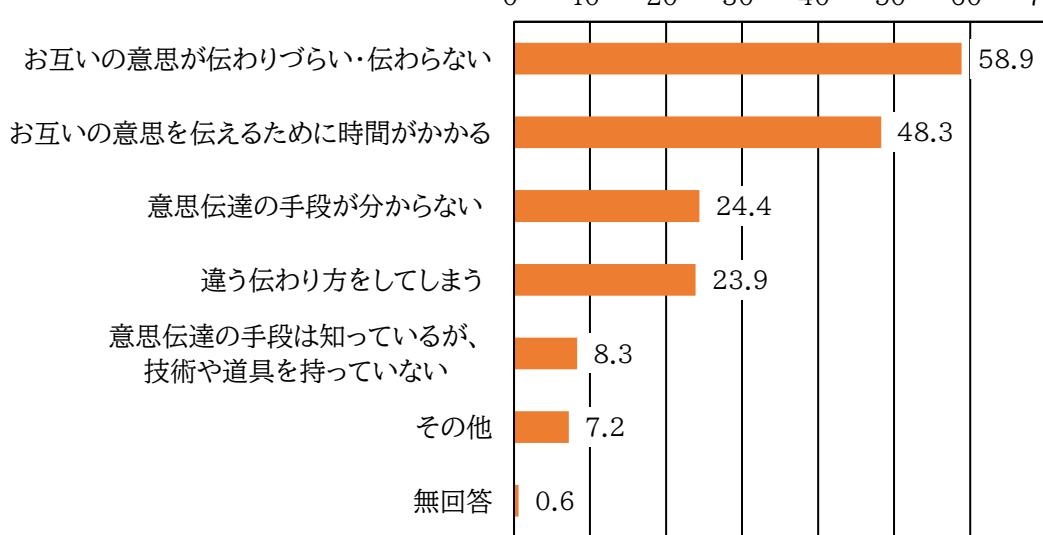


健常者の約70%が障がい者と関わりを持っており、家族や親族だけでなく、職場や学校、友人知人にもいるなど、障がいのある人はとても身近な存在です。

健常者向けの意向調査の結果概要及び考察

障がいのある方とのコミュニケーションで、困ること、困ったこと

(総数180、複数回答、単位%)

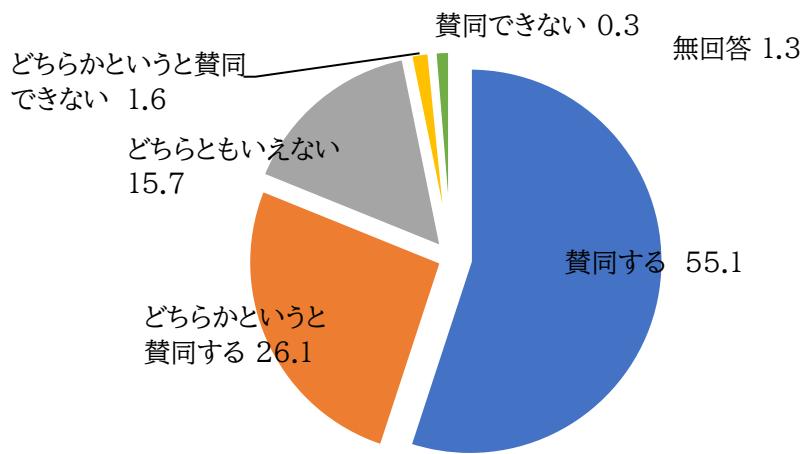


障がいのある人とのコミュニケーションでは、お互いの意思が伝わりにくいといった問題があります。伝わらない原因のひとつは、伝える手段に対する十分な理解がないことにあると考えられ、コミュニケーション手段に対する理解の促進が課題となっています。

その他自由意見として、「話しかける勇気がない」「障がいがある事が一見してわからない」「障がいがあることを告知されていない為、触れていいのかわからない」「声掛けの仕方、タイミングが分からず」「恩着せがましくない関わりが難しい」といったものがありました。

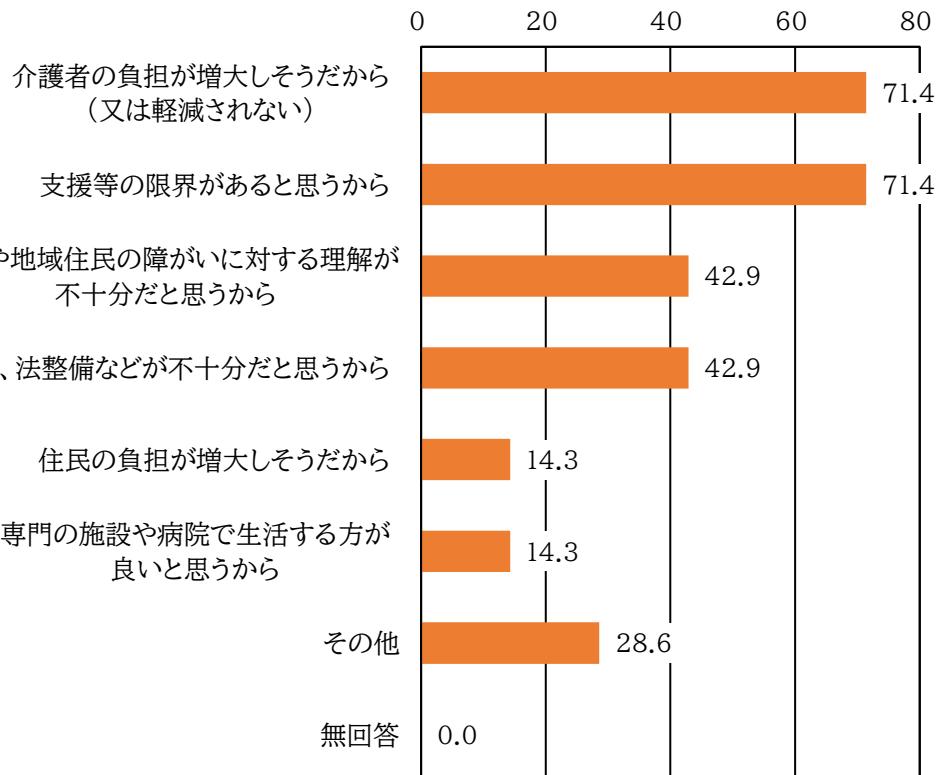
「共生社会」「障がいのある方との共生」という考え方について

(総数383、単位%)



障がいのある人もない人もお互いに人格と個性を尊重し合いながら生活しようという「共生社会」の考え方について、約80%の人が賛同している一方、15.7%が「どちらともいえない」とし、約2%は「どちらかというと賛同できない」「賛同できない」としています。

「どちらかというと賛同できない」「賛同できない」理由
(総数7、複数回答、単位%)



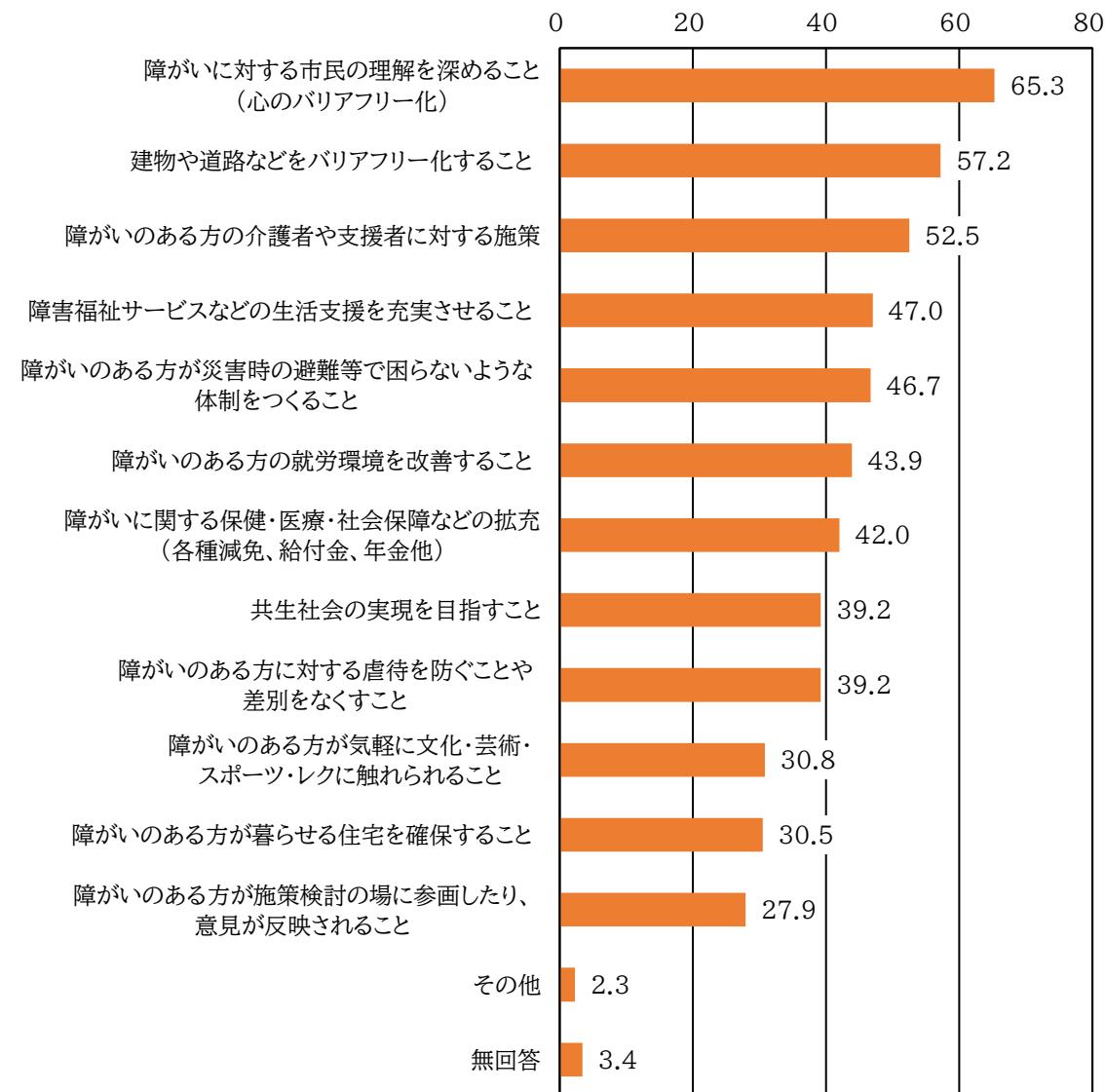
共生社会という考え方について「どちらかというと賛同できない」「賛同できない」理由のトップは、「介護者の負担が増大しそうだから」「支援等の限界があると思うから」となっています。

このことから、介護者への支援の充実を図るとともに、障がい者支援の充実を図ることで、共生社会に向けて進むことができるところが窺えます。

特に介護者への支援については、障がいのある人や障がい児の保護者においても特に関心高く、重要課題であると考えられます。

(2) 障がい福祉施策について

重要だと思う「障がい福祉施策」(総数383、複数回答、単位%)



心のバリアフリー化を最重要視している点は、障がいのある人や障がい児の保護者と同じであり、市民全体において最重要課題であることが窺えます。

一方、建物や道路などのハード面のバリアフリー化については、健常者において第2位にある一方で、障がいのある人らの重視する施策の上位にはないことから、課題に対する考え方の相違も見られます。

介護者に対する支援や災害時の支援体制確保などが上位に挙がっている点は、当事者と課題の捉え方が一致していると考えられます。

【障がい者等関係団体からの意見聴取】

募集期間：令和2年12月1日（火）から

募集方法：郵送、FAX、電子メールなど

提出された意見：●●件

【広報うえだで市民意見（パブリックコメント）を募集】

広報うえだ令和2年11月16日号及び市ホームページにて募集

募集期間：令和2年12月1日（火）から令和3年1月4日（月）まで

募集方法：郵送、FAX、電子メールなど

提出された意見：●●件

4 上田市における障がい福祉の課題

(1) 障がいへの理解の促進と普及啓発

障がいのある人もない人も、お互いに人格と個性を尊重し合いながら安心して日常生活や社会生活を送るためには、社会的障壁となるような施設や設備、制度、慣習、文化などについて、個人や社会が一層の理解を深めていかなければなりません。

障がい者等意向調査では、障がい者、障がい児の保護者、健常者のいずれにおいても、障がいへの理解が不十分であり、心のバリアフリー化の推進が最重要課題であると感じていることが明らかになっており、本市の最重要課題として引き続き地域住民への障がいに対する意識啓発を促進していく必要があります。

この点、市では、令和2年7月1日に「うえだ手話言語・情報コミュニケーション条例」を施行し、障がいへの理解の一助として、手話言語の普及と、意思疎通手段等の利用促進を推進していくことを表明しました。条例の趣旨に則り、施策の推進が必要です。

また、障がいへの理解を深めるとともに、障がいのある人の権利擁護意識も醸成していくかなければなりません。

障がいのある人の財産管理や身上保護、差別解消や虐待防止といった権利擁護意識の醸成も併せて障がいへの理解の促進と普及啓発が求められています。

(2) 住み慣れた地域で暮らすための支援の充実

障がいのある人が住み慣れた地域で、日常生活や社会生活を送るためにには、身近な地域で相談支援を受けられる体制が整っていたり、平時のみならず災害時や緊急時においても医療的ケアを始めとする必要な支援が受けられたり、施設や建物、道路や住環境などのハード面でのバリアが取り除かれたりと、地域のあらゆる環境が丸ごと障がいのある人に対する福祉的視点で形成されていることが望まれます。

障がいのある人の困りごとを解決していくよう様々な支援制度が用意されていますが、障がいのある人の相談に応じることは、そうした支援に結び付けるための入り口にあたるため、非常に重要な支援の一つです。障がい福祉サービスを始めとする各種支援制度は、市民に最も身近な基礎自治体である市町村が実施主体となっているため、市を中心として、上小圏域障害者総合支援センターや相談支援事業者と連携しながら、相談支援体制の確保・拡充を進めていく必要です。

医療的ケアや障がい福祉サービスの提供、災害時等における合理的配慮の提供、適切かつ利活用が容易な手法による情報提供など、あらゆる場面において必要な支援が受けられる体制の確保・整備も求められています。

また、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方を踏まえた「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」により、施設などの新設に当たり「移動等円滑化基準」への適合義務、既存の施設等に対する適合努力義務が定められているほか、障がい者等意向調査においても、安心安全な生活を送るうえで重要だと思う障がい福祉施策として、災害時でも困らないような体制の確保や差別の解消に次いでハード面のバリアフリー化が挙げられていることから、依然としてバリアフリー化の推進は重要施策に位置付けられています。

（3）障がい児への切れ目のない支援

発達障がいは、早期に発見し適切な支援をすることで、二次障がいを防ぐことも可能です。重症心身障がい児や医療的ケアの必要な児童は、外出手段や看護師等の配置を考慮する必要があることなど、特別な支援が必要となるため、関係機関と連携し支援体制を整備していく必要があります。

障がい児の保護者向けの意向調査において、進学先として地域の小中学校等を希望する傾向が強いことが明らかとなりました。障がい児に対しては、身近な地域でその子にあった支援と療育が18歳まで切れ目なく一貫して行われ、障がいの程度・成長段階に応じて、能力を向上し、自己実現を図るために支援が受けられることの重要性が高まっています。

そのため、障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向け、持てる力を最大限に伸ばすことができるよう、また、障がいの有無にかかわらず全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進するとともに、障がい特性に応じた利用形態や施設などの整備、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、適切な指導と支援が求められています。

また、同調査では、問題解決に至るような相談支援をして欲しいといった回答や、支援者が頻繁に変わらないで欲しいといった回答が多く、支援が切れ目なく行われるだけでなく、保護者に寄り添った伴走型支援により、障がい児を支える保護者への支援の充実も図られることが重要です。

（4）障がいのある人の経済的自立支援

障がい者等意向調査の結果、就労していない障がいのある人のうち、就労していない理由としては、「障がいにより働けない」という理由を除いては、「希望する就労先が見つからない」という回答が第1位となっています。

障がいのある人が生きがいと自尊心をもって地域で生活していくためには、経済的自立が重要な要素のひとつです。障がいのある人の経済的自立に向け、働きたい意欲や技術を持った方が就労できるよう、障がい特性に応じた多様な雇用の場の確保が求められています。

さらに、賃金の向上も課題の一つです。とりわけ、福祉施設における就労環境の向上、工賃の向上に向け、障がい者就労施設などから物品、役務の調達を優先的・積極的に行うことが求められており、市においても、引き続き取り組んでいくことが必要です。

また、就労段階や就労後の定着を目指す段階のいずれにおいても、障がいを理由とする差別的取り扱いはあってはなりません。障がいを理由とする差別的取り扱いを禁止し、障がいのある人が働き続けられるよう、障がいを理解し指導・相談できる人の存在や、障がいに応じた多様な就労環境の確保、就労後の環境変化から生じる健康状態や生活等の課題に対応できる支援など、雇用先企業における合理的な配慮や障がい福祉サービスを始めとする社会資源による様々な支援が求められています。

上田公共職業安定所（ハローワーク上田）や上小圏域障害者就業・生活支援センター及び企業と連携し、合理的配慮の実施を啓発するとともに、一般就労の受入先の確保や一般就労への移行支援体制の強化が必要とされています。

第3章 計画の基本的な考え方

| 基本理念

障がいの有無に関わらず、全ての市民は、一人ひとりが主権者であるとともに、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されなければなりません。そのために、優しさと思いやりにあふれ、障がいの有無によって分け隔てられることなく、市民が主体的に相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会の実現に努めなければなりません。

第3次上田市障がい者基本計画は、障がいのある人を支援の対象としてのみ捉えるのではなく、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体として捉え、自立と自己実現を支援するとともに、社会参加を制約している社会的障壁を除去するため、上田市、関係機関・各種団体、市民が連携・協働して取り組む障がい者施策の基本的な方向性を定めるものとします。

2 基本的な視点

- (1) 基本的人権が尊重され、障がいを理由とした差別的な扱いや虐待、不利益を受けることのない社会の実現に向けて障がいに対する理解の普及及び権利擁護を推進すること
- (2) 障がいの有無により分け隔てされることのない共生社会の実現に向け、地域住民やボランティアなどの活動による支え合いを重視すること
- (3) 就労や教育など、あらゆる分野においてアクセシビリティの向上を目指し、合理的な配慮が提供されること
- (4) 支援は、障がい者が直面するその時々の困難の解消だけに着目せず、自立と社会参加の支援を目指して行われること。
- (5) 障がい特性、特に外見からは分かりにくい障がいが持つ特有の事情に配慮すること。
- (6) コミュニケーション手段の選択の機会の確保及び利用の促進が図られること。

3 計画の推進体制

(1) 市民参画の推進と地域資源の有効活用

障がいのある人が地域で安心して暮らしていくことができる環境づくりを進めていくためには、社会福祉協議会や民生委員・児童委員、障がい福祉サービスの提供事業者、ボランティア団体などによる支援や地域住民の協力、地域との関わり合いが重要です。障がい者団体やボランティア団体、NPO法人などの自主的な活動を積極的に支援するとともに、市民・行政・関係機関・団体などがそれぞれの役割を果たし、相互に連携して障がいのある人を地域で支える体制づくりを推進します。

(2) 人材の育成と資質の向上

障がいのある人の自立を進めるためには、障がい福祉サービスなどに係る人材を質、量とともに確保することが重要です。

障がい福祉サービスや相談支援が適切に実施されるよう、県などの関係機関と連携を図り、障がい福祉サービスの提供事業者などの専門職の確保に努めるとともに、相談支援従事者などのサービスの提供に関わる人材の育成及び資質の向上に努めます。

(3) 幅広い分野の関係機関との連携

障がいのある人を支援する施策は、保健・医療・福祉・教育・労働・生活環境などさまざまな分野が関連しています。そのため、府内はもとより、幅広い分野における関係機関との連携を強化し、一人ひとりの障がい特性やライフステージに応じた総合的かつ継続的な支援を推進します。

また、計画の実効性を確保するため、関係機関の意見を聞くとともに、法律の改正など社会情勢の変化に応じて推進体制などの見直しを行います。

4 重点施策・事業

(I) 障がいへの理解の促進と普及啓発

【課題】

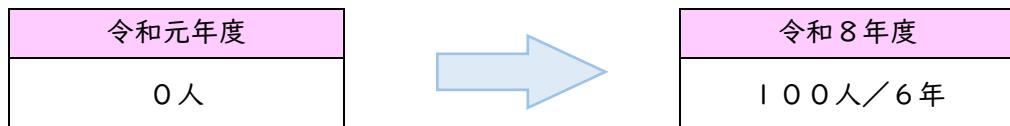
- 障がいに対する理解の促進
- 意思疎通手段等の利用促進
- 成年後見制度の周知と利用促進

【主な取組】

- 各種講演会や学習会の開催による啓発
 - ・出前講座等による制度広報
 - ・職員向け研修の開催
- 意思疎通手段の利用促進
 - ・市民向け手話講座の定期開催
 - ・電話リレーサービス及びコミュニケーション支援アプリケーション等の導入検討
- 成年後見制度の積極的な利用促進
 - ・セミナー、後見人交流会等の開催
 - ・中核機関の設置協議
- 広報誌や行政情報番組での啓発
 - ・障がい者週間に関連付けた広報
 - ・障がい福祉制度のしおりや市ホームページの活用

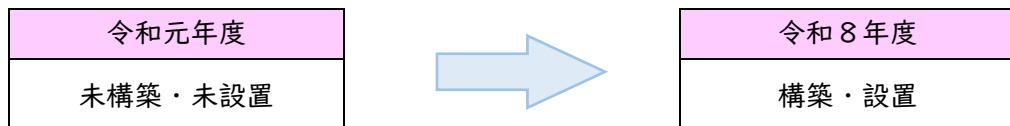
【目標】

① 市民向け手話講座の参加人数（延数）



うえだ手話言語・情報コミュニケーション条例に基づき、積極的に意思疎通手段である手話言語の普及に取り組むため、市民の手話講座への参加を促します。

② 地域連携ネットワークの構築及び中核機関の設置



権利擁護を必要とする人の早期発見と早期支援のための地域連携ネットワークの構築とともに、成年後見制度の利用促進を担う中核機関の設置を目指します。

(2) 住み慣れた地域で暮らすための支援の充実

【課題】

- 相談支援体制の確保とアウトリーチへの対応
- 医療的ケア児者への支援の拡充
- アクセシビリティの向上とバリアフリーの推進
- 防災・減災・災害時支援の拡充

【主な取組】

- 身近な地域で相談支援を受けられる体制の構築
 - ・上小圏域基幹相談支援センター業務委託事業の継続
- 地域生活支援拠点の整備及び機能拡充
 - ・緊急ショートステイ事業の実施
 - ・地域定着支援サービスの利用促進、地域定着支援台帳の整備
- 医療的ケア児者への支援の拡充
 - ・「医療的ケア児等支援連携推進委員会」での協議
- バリアフリー化の推進
 - ・公共施設のバリアフリー化、無電柱化、道路改良等
 - ・住宅のバリアフリー化改修費の助成
- 市ホームページのアクセシビリティの向上
 - ・日本工業規格「JIS X 8341-3:2016」の「適合レベルA及びAA」を満たす運用
- 防災・減災・災害時支援の拡充
 - ・災害時要援護者登録制度（住民支え合いマップ）の利用促進
 - ・福祉避難所の整備に向けた協議

【目標】

① 地域定着支援台帳整備数（実人数）

令和元年度	令和8年度
130人	400人

地域定着支援は、障がい者の単身世帯へ定期的に訪問相談を行うサービスであるほか、緊急時においても安否確認や訪問支援を行うため、地域で生活する上で欠かせないサービスの一つであることから、当該サービスの利用（台帳登録）を促します。

(3) 障がい児への切れ目のない支援

【課題】

- 乳幼児期からの障がいの早期発見と早期支援
- 発達障がい児への支援の充実
- 学校や放課後等における支援の充実

【主な取組】

○乳幼児健診の充実

- ・乳幼児自閉症チェックリストの導入と健診後の相談体制の充実

○相談及び家族支援（発達相談センター）

- ・臨床発達心理士・保健師・作業療法士・言語聴覚士及び専門医師による個別相談
- ・ペアレントトレーニングの実施

○特別支援教育支援員やボランティアの配置

- ・各学校の状況に応じて特別支援教育支援員やボランティアを配置

○能力向上と社会参加への支援

- ・parejyobu活動への支援
- ・ソーシャルスキルトレーニングの充実

○放課後等の社会資源の開発

- ・放課後等デイサービス事業所の確保
- ・医療的ケア児コーディネーターの配置

【目標】

① 放課後等デイサービス事業所数

令和元年度	令和8年度
9か所	12か所

需要増による社会資源不足及び地域間格差を補うため、身近な地域でサービスが受けられるように、放課後等デイサービス事業所数の増加を目指します。

② 医療的ケア児コーディネーターの配置人数（延数）

令和元年度	令和8年度
0人	3人

医療的ケアが必要な児童の地域移行や就学において重要な役割を担うことが期待されるコーディネーターの配置を促進します。

(4) 障がい者の経済的自立支援

【課題】

- 障がい特性に応じた多様な就労環境の確保
- 福祉施設からの優先的、積極的な物品等の調達
- 障がいを理由とする差別的取り扱いの禁止

【主な取組】

- 多様な就労環境の確保
 - ・就労移行支援事業、就労継続支援事業
- 農福連携の推進
 - ・農福連携コーディネーターの配置
- 就労に対するサポート
 - ・トライアル雇用事業
 - ・職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援
 - ・就労定着支援サービスの活用
 - ・精神・発達障がい者職場定着促進事業（地域雇用促進室）
- 障がい者就労施設からの物品等の調達
 - ・物品やサービスを調達する際、障がい者就労施設などから優先的・積極的に購入
- 法定雇用率の遵守
 - ・不当な差別的取り扱いに対するハローワークと連携した指導
 - ・障がい者雇用の法定雇用率達成

【目標】

① 福祉施設から一般就労への移行者数（延数）

令和元年度	令和8年度
16人／年	120人／6年

障がい者を一般就労へ結び付けることは国においても重要課題に位置づけていることから、毎年20人程度の移行を目指します。

② 障がい者就労施設からの物品などの調達

H27～R元平均	令和8年度
5,475千円	10,000千円

市の物品などの調達・役務の提供での障がい者就労施設への発注を増やします。

第4章 分野別施策

本計画の基本理念を実現するため、分野別の現状と課題及びそれに対する市の施策の方向性について、11の分野に分類して体系化しました。

施策分野	基本的施策
1 安全・安心な生活環境の整備	(1) 住宅の確保・住宅の整備 (2) 障がい者に配慮したまちづくりの総合的な推進
2 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実	(1) 情報アクセシビリティの向上 (2) 意思疎通支援の充実
3 防災、防犯等の推進	(1) 防災対策の推進 (2) 防犯対策・被害者支援の推進
4 障がい者差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止	(1) 権利擁護の推進、虐待の防止 (2) 障がいを理由とする差別の解消（社会的障壁の除去）の推進
5 成年後見制度の利用促進	(1) 成年後見制度の利用促進
6 自立した生活の支援・意思決定支援の推進	(1) 相談支援体制の構築と意思決定支援の推進 (2) 障がい福祉サービス等の充実 (3) 障がい児に対する支援の充実
7 保健・医療の推進	(1) 精神保健・医療・福祉の充実 (2) 障がいの原因となる疾病等の予防・治療
8 行政等における配慮の充実	(1) 行政サービス等における配慮の充実
9 雇用・就業、経済的自立の支援	(1) 経済的自立を含めた総合的な就労支援 (2) 障がい者雇用の促進 (3) 障がい特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保
10 教育の振興	(1) インクルーシブ教育システムの推進 (2) 教育環境の整備 (3) 生涯を通じた多様な学習活動の充実
11 文化芸術活動・スポーツ等の振興	(1) 文化芸術活動、余暇・レクリエーション活動、 (2) スポーツ等の充実に向けた環境整備

| 安全・安心な生活環境の整備

(I) 住宅の確保・住宅の整備

現状と課題	施策の方向性	主な担当課
誰もが住み慣れた地域で「安全・安心・快適に暮らせる」生活環境の整備が求められる中で障がいのある人も高齢化が進展し、今後も住宅環境のバリアフリー化は重要です。「上田市市営住宅等長寿命化計画」の基本目標のひとつである「環境にやさしく、安全、安心に暮らせる住まいづくり」を踏まえ、市営住宅においても、バリアフリー化を進める必要があります。	「上田市市営住宅等長寿命化計画」に基づき、市営住宅の建替時には、現入居者の世帯構成を考慮しつつ、バリアフリー化による適正な住宅タイプ(1LDK, 2LDK, 3LDK等)による整備を行います。また、既存住宅の改修では、高齢者等が安全・安心して居住できるよう、入居前工事などに併せて浴室・トイレ等に手すりを設置します。	住宅課
現在、一定所得以下の住宅確保要配慮者(障がいのある人、高齢者、ひとり親等)に対しては、市営住宅の入居申込をする際に優先枠での申し込みを可能としています。住宅に困窮している一定所得以下の方が市営住宅へ入居しやすい環境となるよう、さらなる募集方法の改善及び需要に応じた住戸の供給等の必要があります。	一定所得以下の住宅確保要配慮者(障がいのある人、高齢者、ひとり親等)に対しては、市営住宅の入居申込をする際に優先枠での申し込みを可能としています。 住宅に困窮している一定所得以下の方が市営住宅へ入居しやすい環境となるよう、さらなる募集方法の改善及び需要に応じた住戸の供給等に努めていきます。	
障がいのある人は、低所得であったり、保証人となる親族からの支援が期待できなかったりといった事情を抱える人が多く、民間の賃貸住宅に入居しにくい現状があります。「住宅セーフティネット法」の趣旨に基づき、公的賃貸住宅だけでなく、民間賃貸住宅を活用した重層的な住宅セーフティネット機能の強化が必要です。	不動産事業者、医療機関、行政の福祉部門等が連携して、障がいのある人の民間賃貸住宅への入居を支援します。	障がい者 支援課
2006年にバリアフリー新法が施行され、住宅環境のバリアフリー化を推進することが必要です。	障がいのある人が居住する住宅のバリアフリー化のための住宅改修費の助成を行います。 住宅の増改築や介護機器について、利用者の利便性を向上するため、相談体制の充実を図ります。	障がい者 支援課 高齢者 介護課

現状と課題	施策の方向性	主な担当課
単身生活が困難な障がいのある人にとって、日常生活上の介護や相談援助等を受けながら共同生活するグループホームは、地域における居住の場の一つとして非常に重要です。	グループホームなどでの地域生活が送れるよう、在宅及び入所、入院中の障がいのある人などの自立意欲向上に向けて、身近にあるグループホームへの体験入所を支援します。	障がい者 支援課
グループホームでの安全・安心を確保するため、災害時における支援体制、連携体制、協力体制の構築が求められています。	グループホームでの安全・安心を確保するため、地域の自主防災組織に対し、平常時の連携体制の構築と災害時における入居者に対する避難誘導の協力体制の構築などを働きかけます。	

(2) 障がい者に配慮したまちづくりの総合的な推進

現状と課題	施策の方向性	主な担当課
<p>介護が必要な高齢者や障がいのある人（移動困難者）の移動手段は、タクシーや自家用車などの個別輸送手段への依存が高い状況であり、今後も障がいのある人や介助者の高齢化の進展に伴い、移動困難な人の増加が見込まれます。</p> <p>また、平成31年の「バリアフリー新法」改正では、市町村が移動等円滑化促進方針（マスタープラン）を定める制度が創設され、基本構想・マスタープランの作成、定期的な評価・見直しが努力義務とされました。総合的な「バリアフリー化」を推進していくためには、これまで以上に、庁内での分野横断的な連携を図っていく必要があります。</p>	交通事業者や他部局と連携して、障がいのある人の利用に配慮した公共交通の確保・維持を図るとともに、利用環境の改善などを通じて利便性の向上に努めます。	交通政策課
障がいの有無にかかわらず誰もが観光を楽しめるよう、市民だけでなく、上田市を訪れる障がいのある観光客に対しても、障がい特性に配慮した案内等が必要です。	上田市を訪れる観光客に対する利便性の向上を図るため、障がいの多様性を踏まえた案内表示の設置や施設の整備について関係機関へ働きかけます。	観光課

現状と課題	施策の方向性	主な担当課
上田市公共施設マネジメント基本方針において、市有施設のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化を推進しておりますが、厳しい財政状況の中で建替えを行うことが出来ない施設が多く、未対応の項目のある施設も多い状況です。	全ての人が使いやすく分かりやすい施設となるようバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化の推進を続けてまいります。	行政管理課 庁舎整備室
「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方を踏まえた「バリアフリー新法」により、施設などの新設に当たり「移動等円滑化基準」への適合義務、既存の施設等に対する適合努力義務が定められています。 また、公共施設などの整備や利用を進めることで、障がいの多様な違いにも留意する必要があり、障がいの有無・種別に関係なく、誰もが利用しやすい環境の整備を今後も継続していくことが重要です。	公共的施設の改修・改築に当たってアクセシビリティの拡大に向け、ユニバーサルデザインに配慮した施設整備を進めます。	都市計画課
「改正バリアフリー法」により、障がいのある児童・生徒等も支障なく学校生活を送ることができるようにするとともに、地域住民の生涯学習の場や災害時の避難所としての利用を考慮し、高齢者、障がいのある人等の利用にも配慮した計画的なバリアフリー化が必要です。	障がいのある児童・生徒等も支障なく学校生活を送ることができるようになるとともに、地域住民の生涯学習の場や災害時の避難所としての利用を考慮し、施行日以降に新增築等される公立小中学校について、バリアフリー化を行います。	教育施設 整備室
精神障がいのある人とその家族が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」の構築を推進する必要があるながで、市では現在、団塊の世代が75歳以上となる2025年を目指して、高齢者を中心とした地域包括ケアシステムの構築を進めているところです。	生活支援体制整備事業においては、地域包括支援センター（日常生活圏域）毎に生活支援コーディネーターを配置し、地域課題の把握・資源開発・担い手養成を進めており、住民主体の活動の中で地域内の高齢者等弱者に対する支援を推進します。	高齢者 介護課

現状と課題	施策の方向性	主な担当課
障がいのある人の安全性・快適性に配慮したまちづくりを推進するため、幅の広い歩道の整備や歩道の段差・傾斜・勾配の改善、無電柱化、視覚障がい者誘導用ブロックの整備、見やすく分かりやすい道路標識や看板等の設置など、都市環境のバリアフリー化をさらに進めていくことが求められています。	(再掲) 公共的施設の改修・改築に当たってアクセシビリティの拡大に向け、ユニバーサルデザインに配慮した施設整備を進めます。 歩行者の安全な通行を確保するため、自治会などと協議して誰もが使いやすいゆとりのある歩道の整備や道路の無電柱化など、交通安全施設の整備を推進します。	都市計画課
市の保有する各種統計や地図情報などの公共データをオープンデータ化することは、民間事業者がバリアフリー化に取り組むことに資するため、高齢者や障がいのある人等のニーズにあわせるとともに、ストレスなく自由に活動できるためデータを常に最新化しオープンデータ形式で提供することが求められています。	市の保有する各種統計や地図情報などの公共データをオープンデータ規格にして公開することにより、市民の利便性の向上や新たな産業創出への活用を推進します。	広報シティ プロモーション課
市内のスポーツ施設については、設置から30年以上を経過した建築物や設備が多く存在し、バリアフリーにも十分対応できていない状況です。	今後実施する施設の整備・改修等に当たっては、老若男女、障がい、能力の差を問わずだれもが利用しやすいようユニバーサルデザイン化を推進します。	スポーツ 推進課

2 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

(I) 情報アクセシビリティの向上

現状と課題	施策の方向性	主な担当課
<p>インターネットの急速な普及をはじめ情報通信技術（IT）のめざましい発展により、すべての人々がその生活、仕事の面において日常的に情報通信機器を利用する機会が増大しています。</p> <p>一方、高齢化が急速に進展する中、高齢者・障がいのある人が情報通信機器及びサービス等を利用する機会も急速に増えてきており、これらを利用するにあたって、障がいや心身の機能の状態にかかわらず、情報通信機器及びサービス等を円滑に利用できるようにしていくことが課題になっています。</p> <p>このような社会の変化に対応するため、情報通信機器及びサービス等をあらゆる利用者に使いやすいものにすることは、利用者はもとより、提供者にとっても望まれるところであり、情報アクセシビリティの確保及び向上・普及を図ることが大切です。</p>	<p>市ホームページを障がいの有無に関わらず誰もが利用しやすく理解しやすい情報伝達手段とするため、アクセシビリティ（日本工業規格「JIS X 8341-3:2016」）に準拠し、ホームページ全体の達成基準が「適合レベルA及びAA」を満たすよう運用に努めます。</p>	広報シティ プロモーション課
<p>障がいの有無に関わらず、ICTをコミュニケーション手段として円滑に利用できるようにするために、ICTに関する普及・啓発の促進や、活用しやすい情報の発信が求められています。</p>	<p>情報を入手するための普及・啓発施策として、ICT機器活用の知識、技術向上のためパソコン教室、各種研修会などの開催を積極的に支援します。</p>	情報システム 課
<p>障がいの有無に関わらず災害情報や市政情報・地域情報をより迅速に入手することができるシステム（環境）の整備が必要です。</p>	<p>災害時における避難所等での通信手段の確保や、平常時における生涯学習活動等での利活用を目的に公衆無線LANを整備します。</p>	

現状と課題	施策の方向性	主な担当課
<p>近年、スマートフォンなどの多機能携帯端末の急激な普及や Facebook や Twitter に代表されるソーシャル・ネットワーキング・サービスの活用により、情報交流のかたちも変化しています。</p> <p>障がいのある人が ICT をコミュニケーション手段として円滑に利用できるようにするため、ICT に関する普及・啓発の促進や、活用しやすい情報の発信、技術の応用が求められています。</p> <p>また、ICT を利用できない障がいのある人には、個々に適した手段により格差を広げない情報提供を行うことが必要です。</p>	<p>(再掲) 市ホームページは、アクセシビリティ(日本工業規格「JIS X 8341-3:2016」)に準拠し、音声読み上げや文字サイズ変更、色合い変更などを可能とし、障がいのある人へ配慮した運用に努めます。</p> <p>平成 23 年から運用している上田市メール配信サービスは、緊急情報のほか市政情報や生活安全情報などを、登録した携帯電話やスマートフォンなどにいつでもどこにいてもリアルタイムに入手できることから、障がいのある人へも普及促進を図ります。また、ICT を利用できない障がいのある人が電話やファックスなど使い慣れた手段でも情報入手できるような運用に努めます。</p> <p>行政チャンネルでは、市政情報や市内イベントなどを放送しており、その際字幕を入れることにより障がいのある人の人にも円滑な放送の利用を図ります。</p>	広報シティ プロモーション課
<p>障がいの有無にかかわらず、誰もが情報を取得できるよう、特に障がいのある人や障がい者施策に関する情報提供及び緊急時における情報提供等を行う際には、字幕・音声等の適切な活用や、知的障がいのある人、精神障がいのある人等にも分かりやすい情報の提供に努めるなど、多様な障がいの特性に応じた配慮が必要です。</p>	<p>文字による情報入手が困難な障がいのある人に対して、点訳・音訳による広報紙などの情報提供をします。</p> <p>行政情報の提供には、情報通信技術の進展も踏まえ、アクセシビリティに配慮した情報提供に全庁的に取り組むよう努めます。</p>	障がい者 支援課
<p>災害発生時、又は災害が発生するおそれがある場合に障がいのある人に対して適切に情報を伝達できるよう、民間事業者、消防機関、都道府県警察等の協力を得つつ、障がい特性に配慮した情報伝達の体制を整備しておく必要があります。</p>	<p>障がいの有無に関わらず災害情報や市政情報・地域情報をより迅速に情報を手にすることができる環境の整備を図ります。</p>	広報シティ プロモーション課

(2) 意思疎通支援の充実

現状と課題	施策の方向性	主な担当課
	<p>障がいのため、他者との意思疎通に支障がある聴覚障がいのある人に対して、手話奉仕員・通訳者、要約筆記者の養成、派遣の実施による社会参加を促進します。</p>	
障がいのある人の中には、聴覚、言語機能、音声機能、視覚、失語、知的、発達、高次脳機能、重度の身体などの障がいや難病のため、意思疎通を図ることに支障がある人がいます。障がいのある人が円滑に情報を取得・利用し、意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、社会的障壁の除去や障がい特性に応じた支援が必要です。	<p>コミュニケーション支援アプリの導入などにより、手続き窓口における意思疎通環境の整備を進めるなど、手話言語の普及とコミュニケーション手段の利用促進に努めます。</p>	障がい者支援課
	<p>(再掲) 文字による情報入手が困難な障がいのある人に対して、点訳・音訳により広報紙などの情報提供をします。</p>	
	<p>視覚障がいのある人の社会参加と生活の質の向上を図るため、読書バリアフリー法の趣旨に沿い、点訳書、デイジー図書などの利用しやすい書籍等を製作します。また、それらの製作人材の育成についても、「うえだ手話言語・情報コミュニケーション条例」に掲げる、意思疎通支援や情報保障に寄与するものとしても位置付けて、取り組みます。</p>	点字図書館
令和2年6月、「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律」が成立し、聞こえない人と聞こえる人がともに電話を使うことのできる環境整備が求められています。	<p>電話リレーサービスの導入・実施体制構築を検討します。</p>	障がい者支援課

3 防災、防犯等の推進

(I) 防災対策の推進

現状と課題	施策の方向性	主な担当課
東日本大震災や令和元年台風19号災害を教訓として、平常時から、住民一人ひとりが自分たちの住むまちは自分たちが守るというさらに高い意識を持つことが重要です。	学識経験者として社会福祉法人が参画する上田市防災会議を定期開催し、上田市地域防災計画の見直しを行います。	危機管理 防災課
	地域住民や関係機関が参加する地域特性に配慮した市民主体の防災訓練を実施します。	
水害・土砂災害時に要配慮者の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があります。	土砂災害警戒区域等を含む災害ハザードマップを作成し、配布します。	土木課
	浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の管理者が実施する避難確保計画の作成や避難訓練の実施を支援します。	
有事に備え、平常時から危険箇所の把握、点検が重要です。	毎年6月頃実施している土砂災害危険箇所点検パトロールを引き続き実施します。	広報シティ プロモーション課
災害発生時、又は災害が発生するおそれがある場合に障がいのある人に対して適切に情報を伝達できるよう、障がい特性に配慮した情報伝達の体制の整備が必要です。	市ホームページや上田市メール配信をはじめ、ソーシャル・ネットワーキング・サービスなどあらゆる情報発信媒体を活用し、障がいの有無に関わらず、適切に情報を伝達できるよう、情報配信の運用に努めます。	危機管理 防災課
災害時における避難先においても、障がい特性に応じた必要な配慮・支援が受けられる環境整備(バリアフリー化)が求められているとともに、災害発生後も継続して福祉・医療サービスが提供されることが求められています。	災害時等における要援護者(災害時要配慮者)の緊急受入れに関する協定締結を進めます。	障がい者 支援課
聴覚・言語機能障がいのある人にとっては、火災や救急事案の発生時の緊急通報の手段も課題のひとつです。そのため、火災や救急事案の発生時に聴覚・言語機能障がいのある人がいつでもどこからでも円滑な緊急通報を行える環境整備が必要です。	緊急時に手話通訳者が派遣できる体制の確保を継続します。	FAX119やメール119、NET119の登録を推進するため、機会を捉えて当該システムをPRします。
	FAX119やメール119、NET119の登録を推進するため、機会を捉えて当該システムをPRします。	

現状と課題	施策の方向性	主な担当課
<p>平常時から、住民一人ひとりが自分たちの住むまちは自分たちが守るというさらに高い意識を持つことが重要です。</p> <p>災害基本法の改正により「避難行動要支援者」の名簿の作成が市町村長に義務付けられ、名簿作成のため自治体内部の個人情報の収集が可能となりました。</p> <p>本人の同意を得た上で、消防、警察、民生委員などに名簿情報を提供する災害時要援護者登録制度（住民支え合いマップ）の取組を市内全自治会で進めています。</p>	<p>「災害時要配慮者」の把握を行い、自治会、自主防災組織、民生委員と連携し、災害時に備えた支援などの対策・体制づくり、災害救援ボランティア活動の推進などを進めます。</p>	福祉課
<p>災害の際の避難所運営においては、地域のリーダーのほとんどが男性であり、女性や子どもたちのニーズに配慮した運営が行われにくく、また、男性と女性では災害から受ける影響に違いが生じることに配慮が必要であるところ、様々な意思決定の場に女性の参画が十分に確保されていない状況です。</p> <p>「仙台防災枠組 2015-2030」では、女性や障がいのある人など、これまで配慮が必要な存在としてのみ認識してきた人々を、防災・減災を担う主体として政策・方針決定過程や防災・被災者支援・復興の場に参画させること等が明記されています。</p>	<p>防災会議等への女性や障がいのある人の登用を進めます。</p>	人権男女共生課
	<p>災害用備蓄品の購入、地域防災計画の策定に関し、女性や障がいのある人の意見を取り入れるほか、避難所に更衣室や授乳場所等の女性や高齢者、障がいのある人に配慮した設備を設置するよう努めます。</p>	人権男女共生課
<p>障がいのある女性を含め、防災・復興の取組においても、女性への配慮が求められています。</p>	<p>指定避難所等において、男女別の更衣室や授乳場所の確保のための資器材の備蓄を推進します。</p> <p>指定避難所等の運営における男女共同参画の視点を運営マニュアルに反映させます。</p>	<p>危機管理 防災課</p>
<p>(再掲)グループホームでの安全・安心を確保するため、災害時における支援体制、連携体制、協力体制の構築が求められています。</p>	<p>(再掲)グループホームでの安全・安心を確保するため、地域の自主防災組織に対し、平常時の連携体制の構築と災害時における入居者に対する避難誘導の協力体制の構築などを働きかけます。</p>	障がい者支援課

(2) 防犯対策・被害者支援の推進

現状と課題	施策の方向性	主な担当課
<p>障がいのある人は、犯罪や事故の被害に遭う危険性が高く、不安感も強いことから、障がいのある人の気持ちに配慮した施策を行う必要があります。</p> <p>近年、悪質な訪問販売や電話勧誘などの悪質商法の手口が巧妙化し、消費者被害を伴うトラブルが増加するとともに、振り込め詐欺に代表される特殊詐欺事件も後を絶ちません。</p> <p>このため、地域の「安全・安心の確保」に向けて、市民の犯罪に対する意識や知識を高めるとともに、警察をはじめ地域住民、関係機関・団体などと緊密に連携し、消費者被害防止のための情報提供をはじめ、地域における防犯活動を推進する必要があります。</p>	<p>民生委員、自治会及び消費生活相談機関などと連携し、悪質商法などの消費者被害及び振り込め詐欺などの特殊詐欺被害に関する情報の提供と啓発を推進します。</p>	生活環境課
<p>女性に対する暴力の背景には、男女の社会的地位や経済力の格差、固定的役割分担意識などの社会的・構造的な問題があり、暴力の根絶を図ることは男女共同参画社会を形成していく上で重要な課題となっています。男女がそれぞれの性を理解し尊重することが重要で、暴力を生まないための予防教育をはじめ、暴力を容認しない社会を実現するための意識啓発が必要です。</p>	<p>毎年11月12日から11月25日(女性に対する暴力撤廃国際日)までの2週間を「女性に対する暴力をなくす運動」期間と定めています。</p> <p>この期間を中心に、関係機関と協力し、障がいの有無にかかわらず、女性に対する暴力をなくすよう啓発に努めます。</p>	人権男女共生課
	<p>障がいの有無にかかわらず、被害者の支援の入り口となる相談窓口を充実します。</p>	
従来電話や来庁を要したものFaxやEメール等を活用できるようにするなど、障がい特性に応じて利用しやすい手段により110番通報や犯罪被害に関する相談などができる体制整備が求められています。	<p>Faxや電子メールなどを活用して外出が困難な障がいのある人が気軽に相談できる体制を構築します。</p>	生活環境課

4 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

(I) 権利擁護の推進、虐待の防止

現状と課題	施策の方向性	主な担当課
児童虐待の相談対応件数は、年々増加傾向にあり、令和2年4月児童福祉法の改正により、親等によるしつけと称した体罰の禁止が明文化されました。体罰によらない子育てを推進し、児童虐待の防止を図っていく必要があります。	広報紙などの活用や研修会・講演会での周知により児童虐待の防止の普及・啓発活動を推進します。	子育て・ 子育ち支援課
発達障がいは生まれつきの脳の機能障がいにより起こるものであると言われていますが、年齢や環境調整等適切な支援を受けることができると、二次障がいを予防でき虐待防止につながります。	発達障がいを正しく理解するため市民向け講演会・支援者向け研修会等を開催します。	発達相談 センター
障がい者支援課及び各地域自治センター市民サービス課は「上田市虐待防止センター」窓口を担っています。また、上小圏域障害者総合支援センター(上小地域障害者自立生活支援センター)にも通報窓口を設けています。通報があった案件に対しては速やかに対応していますが、通報や対応の遅れから事態が深刻化するケースが懸念されます。 長野県障害者権利擁護(虐待防止)センターによると、少子高齢化や核家族化にともなう障がいのある子どもや高齢者の家庭内の虐待だけでなく、福祉サービス現場や職場での虐待案件も表面化してきています。	障害者虐待防止法に基づき、関係機関(上小圏域障がい者自立支援協議会や上田市要保護児童対策地域協議会の参加機関)による情報の共有と解決に向けた検討、個別ケースへの支援や虐待ケースへの対応を迅速かつ適切に行います。 また、適切な支援が行えるよう関係機関と連携し、スキルアップを図ります。	障がい者 支援課
障がいのある人にとって、同じ障がいを抱える当事者団体や支援団体、家族会などの繋がりは大切な情報源であるとともに、相談先でもあるため、当事者同士、家族同士が支援し合える体制の充実が求められています。	障がいのある人やその家族が住み慣れた地域で暮らすため、互助組織である当事者団体や家族会への支援を継続するとともに、ピアカウンセリングによる相談支援を行います。	障がい者 支援課

現状と課題	施策の方向性	主な担当課
障がいのある人に対する差別や虐待など、権利侵害を防止し、また、その被害からの救済を図るために、通報・相談体制の整備・充実に取り組むことが求められています。	上田市人権施策基本方針に基づき、人権の視点に立った行政の推進を図り、人権擁護と救済のため、相談・支援体制の充実や救済・保護体制の充実に努めます。	障がい者支援課

(2) 障がいを理由とする差別の解消(社会的障壁の除去)の推進

現状と課題	施策の方向性	主な担当課
<p>障がいのある人を含む全ての人々にとって住み良い平等な社会づくりを進めていくためには、社会全体で障がいのある人に対して十分な理解をし、配慮していくことが必要です。</p> <p>共生社会の実現を図る上で、障がいを理由とした差別は絶対にあってはなりませんが、障がいへの理解不足から、無意識のうちに差別や偏見等につながることもあります。</p>	<p>上田市人権施策基本方針に基づき、人権の視点に立った行政の推進を図り、人権擁護と救済のため、相談・支援体制の充実に努めます。</p>	人権男女共生課
<p>障がいのある人を含む全ての人々にとって住み良い平等な社会づくりを進めていくため、社会全体で障がいについて十分な理解を深め、配慮していくことが必要です。</p> <p>共生社会の実現を図る上で、障がいを理由とした差別は絶対にあってはなりませんが、依然として差別に当たると思われる事案が存在します。一方で、障がいへの理解不足は、無意識のうちに差別につながることもあります。</p>	<p>上田市職員の障がいに対する理解を深め、障がいのある人の権利や利益を守るために研修を実施します。</p> <p>広報などによる周知や、出前講座などを通じて、市民への障がいの理解の普及促進を図ります。</p>	障がい者支援課
平成27年度に策定した職員対応要領や、令和2年度に制定した「うえだ手話言語・情報コミュニケーション条例」に基づき、社会的障壁の除去や合理的配慮の提供など、障がいに対する理解をさらに深め、障害者差別解消法の趣旨に則った応対ができるようにする必要があります。	必要に応じて、既存の「障がいのある方への職員対応要領(窓口等対応マニュアル)」の見直しを行います。	障がい者支援課

現状と課題	施策の方向性	主な担当課
<p>(再掲)インターネットの急速な普及をはじめ情報通信技術(IT)のめざましい発展により、すべての人々がその生活、仕事の面において日常的に情報通信機器を利用する機会が増大しています。</p> <p>一方、高齢化が急速に進展する中、高齢者・障がいのある人が情報通信機器及びサービス等を利用する機会も急速に増えてきており、これらを利用するにあたって、障がいや心身の機能の状態にかかわらず情報通信機器及びサービス等を円滑に利用できるようにしていくことが課題になっています。</p> <p>このような社会の変化に対応するため、情報通信機器及びサービス等をあらゆる利用者に使いやすいものにすることは、利用者はもとより、提供者にとっても望まれるところであり、情報アクセシビリティの確保及び向上・普及を図ることが大切です。</p>	<p>(再掲)市ホームページを障がいの有無に関わらず誰もが利用しやすく理解しやすい情報伝達手段とするため、アクセシビリティ(日本工業規格「JIS X 8341-3:2016」)に準拠し、ホームページ全体の達成基準が「適合レベルA及びAA」を満たすよう運用に努めます。</p>	広報シティ プロモーション課
<p>社会的障壁の除去の一環である障がいのある人の安全性・快適性に配慮したまちづくりを推進するため、幅の広い歩道の整備や歩道の段差・傾斜・勾配の改善、無電柱化、視覚障がい者誘導用ブロックの整備、見やすく分かりやすい道路標識や看板等の設置など、都市環境のバリアフリー化をさらに進めていくことが求められています。</p>	<p>(再掲)公共的施設の改修・改築に当たってアクセシビリティの拡大に向け、ユニバーサルデザインに配慮した施設整備を進めます。</p> <p>(再掲)歩行者の安全な通行を確保するため、自治会などと協議して誰もが使いやすいゆとりのある歩道の整備や道路の無電柱化など、交通安全施設の整備を推進します。</p>	都市計画課
<p>障がい者差別の解消を推進するため、社会的障壁の除去、合理的配慮の提供などについて事業所の理解を促進し、障がいを理由とする解雇などの不当な差別的取扱いを無くしていくことが求められています。</p>	<p>障がいのある人の自立と社会参加を支援するために、障がいを理由とした解雇などの差別的な扱いを禁止するとともに、職場内などでの障がいのある人への配慮を事業主などへ働きかけます。</p>	障がい者 支援課

5 成年後見制度の利用促進

(I) 成年後見制度の利用促進

現状と課題	施策の方向性	担当課
<p>市の人口は減少傾向にある一方で、高齢者や認知症、知的障がいのある人や精神障がいのある人といった認知機能や判断能力が不十分な人は増加傾向にあります。</p> <p>こうした判断能力が不十分な者の権利利益を保護するため、財産管理や身上保護に関する法律行為をサポートする成年後見制度の適切な利用を促進する必要があります。</p> <p>国においても、平成28年に「成年後見制度利用促進法」が施行され、平成29年には「成年後見制度利用促進基本計画」が策定されました。</p>	<p>障がいのある人の成年後見制度の利用を促進するため、上小圏域成年後見支援センターを中心に、財産管理や身上保護に関する法律行為をサポートする成年後見制度の周知を図ります。</p> <p>成年後見制度の利用に当たり、費用の負担が困難な人に対しては、申立てや報酬の支払いに対する必要な経費の助成を行います。</p> <p>親族等による後見開始の審判の申立てが期待できない高齢者や障がいのある人については、市長申立を活用して支援します。</p>	
<p>成年後見の担い手として市民後見人の役割が増えており、上小圏域でも市民後見人の養成が急務となっています。</p>	<p>上小圏域成年後見支援センターを中心にセミナー、後見人交流会等を開催し、市民後見人の育成と活用を図り、障がいのあるなどの権利の侵害や財産管理に関して適切な対応に努めます。</p>	障がい者支援課
<p>権利擁護を必要とする高齢者や障がいのある人の早期発見と早期の支援への結び付けが重要です。</p>	<p>上小圏域成年後見支援センターを中心に、指定相談支援事業所や地域包括支援センターなどの関係機関とも連携し、成年後見制度の利用が必要な人の早期発見に資するよう、地域連携ネットワーク協議会の構築を推進します。</p>	
<p>本市における成年後見制度の利用を促進するためには、全体構想設計と、その実現に向けた進捗管理・コーディネートを行う中核的存在を担う機関が地域ネットワーク内に必要となります。</p>	<p>中核機関の設置に向け、その機能、役割、運営体制等を明確にしながら、協議検討を進めます。</p>	

成果指標については、中核機関の設置協議に合わせて検討を進めます。

(成果指標の例)	セミナー等の開催回数、市長申立件数、成年後見制度利用支援者数、相談受付件数、受任者調整(マッチング)件数、など
----------	---

6 自立した生活の支援・意思決定支援の推進

(I) 相談支援体制の構築と意思決定支援の推進

現状と課題	施策の方向性	主な担当課
<p>障がいのある人が、その人格と個性を尊重されるためには、自らの決定に基づき、身近な地域で相談支援を受けることのできる環境があることが重要です。</p>	<p>障がいのある人が身近な地域で相談支援を受けられる体制を構築するため、上小圏域障害者総合支援センターを基幹センターと位置付け、相談支援事業所での相談及びサービス等利用計画の作成により利用者のニーズに応じたサービスを提供するとともに、サービスの見直しによりきめ細やかな支援を図ります。</p>	障がい者支援課
	<p>相談支援事業所の連絡組織を活用し、相談支援事業所間の情報共有と連携を図るとともに、集団指導等を行うことで、相談支援の質の向上を図ります。</p>	
<p>障がいのある人が個々の心身の状況、サービス利用の意向や家族の意向等を踏まえた適切なサービスを受けるためには、適切なアセスメントの上にサービス等利用計画案が作成されることが重要です。</p>	<p>指定特定・障害児相談支援事業所による計画相談支援が適切に行われるよう、法令に基づき必要な指導を実施します。</p>	福祉課
	<p>利用者の実態、ニーズなど当事者の要望を反映したサービス等利用計画の作成と障がい福祉サービスの提供に努めます。</p>	障がい者支援課
<p>適切な相談支援体制の整備に資するよう、相談支援事業者の質の向上が求められているなかで、基幹相談支援センターの役割はますます重要になっています。</p>	<p>相談支援事業を効果的に実施するため、上小圏域障がい者自立支援協議会の機能を強化し、中立・公平な相談支援事業の実施や関係機関の連携、社会資源の開発などを推進します。</p>	障がい者支援課
(再掲) 障がいのある人にとって、同じ障がいを抱える当事者団体や支援団体、家族会などの繋がりは大切な情報源であるとともに、相談先でもあるため、当事者同士、家族同士が支援し合える体制の充実が求められています。	(再掲) 障がいのある人やその家族が住み慣れた地域で暮らすため、互助組織である当事者団体や家族会への支援を継続するとともに、ピアカウンセリングによる相談支援を行います。	障がい者支援課

現状と課題	施策の方向性	主な担当課
発達障がいのある子どもへの対応は発達状況や特性により異なることから、早期から専門知識を持つ心理士等専門職による相談が求められています。そのことが虐待の未然防止につながります。	発達相談センター（ひとまちげんき・健康プラザうえだ内に設置）では、関係機関と連携して発達に心配のある子どもや家族に対して相談支援を行うとともに、支援体制の充実を図ります。	発達相談センター
核家族化の進展や共働き家庭の増加などにより、子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。家庭が抱える子どもの成長段階に応じた様々な悩み等の相談に応じ、必要な支援につなげるための相談機能の強化・充実を図るとともに、地域における見守り体制の充実が必要です。	子育て中の親や子どもが孤立しないよう、子育てに関する情報発信や相談を行い、子育ての悩みや不安感の緩和を図るとともに、民生委員・児童委員及び主任児童委員等と連携し、地域における子育て家庭の見守り体制の充実に努めます。 子ども家庭総合支援拠点を設置し、通所・在宅支援を中心とした専門的な相談対応や関係機関との連携・調整を行い、子どもの成長段階や家庭の状況に応じた支援につなげるとともに、地域社会全体で子育てを支えていくための支援の充実や意識の醸成のための取組みを進めていきます。	子育て・ 子育ち支援課 子育て・ 子育ち支援課
(再掲)女性に対する暴力の背景には、男女の社会的地位や経済力の格差、固定的役割分担意識などの社会的・構造的な問題があり、暴力の根絶を図ることは男女共同参画社会を形成していく上で重要な課題となっています。男女がそれぞれの性を理解し尊重することが重要で、暴力を生まないための予防教育をはじめ、暴力を容認しない社会を実現するための意識啓発が必要です。	(再掲)毎年11月12日から11月25日(女性に対する暴力撤廃国際日)までの2週間を「女性に対する暴力をなくす運動」期間と定めています。 この期間を中心に、関係機関と協力し、障がいの有無にかかわらず、女性に対する暴力をなくすよう啓発に努めます。 (再掲)障がいの有無にかかわらず、被害者の支援の入り口となる相談窓口を充実します。	人権男女 共生課

(2) 障がい福祉サービス等の充実

現状と課題	施策の方向性	主な担当課
障がいのある人が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、個々の障がいのある人のニーズ及び実態に応じられるよう、在宅サービスの量的・質的充実を図ることが一層求められています。	「在宅福祉サービス連絡会」などの既存の事業所間連携組織と協働・連携し、在宅サービスの量的・質的充実を図ります。	
障がいのある人が安心して地域生活を送るためには、障がいのある人本人だけでなく、障がいのある人を支える家族や支援者に対する支援の充実も重要です。	障がいのある人の体調の変化・支援者の状況等に応じて一時的に利用することができる緊急ショートステイ事業を充実させます。 障がいのある人を支える家族や支援者の緊急時の対応やレスパイト施策の充実を図ります。	
常時介護を必要とする障がいのある人が、自らが選択する地域で生活できるよう、日中及び夜間ににおける医療的ケアを含む支援の充実が求められています。	上田市つむぎの家を中心とした重度心身障がい児・者への支援のほか、医療や介護、教育などの関係機関との連携により医療的ケアの必要な障がいのある人への支援を充実します。	障がい者 支援課
障がいのある人が通所サービスを利用したり、社会参加をしたりする上では、自宅から事業所等への移動手段の確保が欠かせません。	NPO 法人などが行う「福祉有償運送サービス」の充実や事業所の適正な運行管理に向けて上田市福祉有償運送運営協議会を開催し、利用者の利便性と安全の向上を図ります。 障がい状況に応じて自動車の改造に対する費用や運転免許証取得費用の助成制度などにより、障がいのある人の生活圏の拡大を促進します。 障がいの有無に関わらず誰もが外出することができるよう、移動支援や外出に関わる支援を積極的に活用します。	
障がいの重度化・高齢化にも対応できるよう、居住支援、サービスの提供体制の確保及び専門的ケアの支援を行う機能を担う地域生活支援拠点等の整備・強化が求められています。	地域生活支援拠点機能の充実を図ります。	

現状と課題	施策の方向性	主な担当課
<p>障がいのある人が安心して自らが選択する地域で生活を送るためには、身近な地域で必要な支援が受けられる必要があります。</p> <p>現在、特定のサービスが特定の地域に不足しているという状況が生じておおり、地域間におけるサービス格差の是正が求められています。</p>	<p>ニーズ調査やケースワークを通じてサービス利用に係るニーズを把握するとともに、自立支援協議会等の団体と連携しながら事業所や社会福祉法人等に対して情報提供するなど、事業所の拡充や開所等、地域資源の確保に向けた働きかけを行います。</p>	障がい者支援課
<p>(再掲)障がいのある人が個々の心身の状況、サービス利用の意向や家族の意向等を踏まえた適切なサービスを受けるためには、適切なアセスメントの上にサービス等利用計画案が作成されることが重要です。</p>	(再掲)指定特定・障害児相談支援事業所による計画相談支援が適切に行われるよう、法令に基づき必要な指導を実施します。	福祉課
	(再掲)利用者の実態、ニーズなど当事者の要望を反映したサービス等利用計画の作成と障がい福祉サービスの提供に努めます。	障がい者支援課
重度の障がいのある人の生活と社会参加を支えるため、長時間サービスを必要とする重度訪問介護利用者等に対して、適切なサービス提供及び支給決定がなされることが求められています。	必要となるサービスや支給量等、専門的な知識が必要となることから、重度の障がいのある人に対する総合的な支援のあり方について、関係機関と連携し取り組みます。	障がい者支援課

(3) 障がい児に対する支援の充実

現状と課題	施策の方向性	主な担当課
保育認定を受ける障がい児は優先利用の対象となります。しかし、受入施設との調整がつかないケースが多く、円滑に利用できるよう受入促進を図る必要があります。	民間保育所等において、障がい児の受入れを促進するための財政支援を継続的に行うとともに、優先的に利用できるよう利用調整に配慮します。	
保育所等における障がいのある子どもの入園が増加していることから、研修等を通じて障がいに対する理解を深め、専門的な対応が可能な体制の強化を図る必要があります。	障がいのある子どもを受け入れる保育所などのバリアフリー化を促進し、安心できる環境を整備します。 適切な保育や就学に向け、研修等を通じて保育士のスキルアップを図ることで、保育所等における支援体制のさらなる充実を進めます。	保育課
医療的ケアの必要な子どもについても、集団生活の中で健やかな成長を育むことができるよう、保育所等における受入態勢を整備する必要があります。	医療的ケアが必要な子どもについて、保育所等における受入態勢の検討・整備を図ります。	保育課
障がいのある子どもには、身近な地域でその子にあった支援と療育が「18歳まで切れ目なく一貫して行われ、障がいの程度・成長段階に応じて、能力を向上し、自己実現を図るための支援の重要性が高まっています。発達障がい(診断が確定していない場合も含む)は、早期に発見することによって、周囲が子どもの特性を理解し、共有しながら適切な支援をすることで、二次障がいを防ぐことも可能です。障がいのある子どもを支える保護者への相談支援体制の充実と保護者に寄り添った支援も必要です。	(再掲)障がいのある子どもを支える家族や支援者の緊急時の対応やレスパイト施策の充実を図ります。 (再掲)障がいのある子どもの放課後対策について、障がい特性に応じた支援の検討や指導員の配置、施設などの整備の充実を図ります。 児童相談所と連携した巡回相談を通して、支援が必要な子どもの状況を把握し、指導や支援について助言します。	障がい者 支援課
平成28年の児童福祉法改正により、医療的ケア児の支援に関する保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の連携の推進を図ることが自治体の努力義務となったことで、より一層医療的ケアを含めた多様なニーズに対応することが求められています。	(再掲)上田市つむぎの家を中心とした重度心身障がい児・者への支援のほか、医療や介護、教育などの関係機関との連携により医療的ケアの必要な障がいのある人への支援を充実します。	

現状と課題	施策の方向性	主な担当課
<p>核家族化の進展や共働き家庭の増加などにより、子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。家庭が抱える子どもの成長段階に応じた様々な悩み等の相談に応じ、必要な支援につなげるための相談機能の強化・充実が必要です。</p> <p>発達相談センターの相談件数は延べ1956件で平成22年の約4倍に増加しています。置かれた環境により発達特性の現れ方が異なるため乳幼児から青年期、成人期に至るまでの成長、支援記録を関係機関が共有し支援できる体制づくりが必要です。</p> <p>発達障がいは乳幼児期から出現するため早期発見、早期支援が必要とされています。しかし発達障がいを診療できる医師は少なく、長野県が信州大学に委託し専門医師の養成を行っています。上田市の状況では初診、再診まで6か月待ちの状況であるため、家庭でのかかりわり方については経験を積んだ専門職の配置が必要です。</p>	<p>子ども家庭総合支援拠点を設置し、通所・在宅支援を中心とした専門的な相談対応や関係機関との連携・調整を行い、子どもの成長段階や家庭の状況に応じた支援につなげるとともに、地域社会全体で子育てを支えていくための支援の充実を進めていきます。</p> <p>障がいのある子どもの発達を支援するため、発達相談センター（ひとまちげんき・健康プラザうえだ内に設置）の専門職の充実と専門医師との連携により、障がいのある子ども及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業後まで一貫した効果的な支援を提供します。</p>	子育て・ 子育ち支援課
	<p>子育て中の親や子どもが孤立しないよう、子育てに関する情報発信や相談を行い、子育ての悩みや不安感の緩和を図るとともに、民生委員・児童委員及び主任児童委員等と連携し、地域における子育て家庭の見守り体制の充実に努めます。</p>	

7 保健・医療の推進

(I) 精神保健・医療・福祉の充実

現状と課題	施策の方向性	主な担当課
市の自殺者死亡率は国内の動向同様、減少傾向にあり、国や県を下回っています。原因別では健康問題がトップを占めています。自殺をしたいと思ったときの相談支援の充実と、そこに至るまでの過程や複合的な問題に対応するため、関係機関との連携が重要です。	自殺対策計画に則り、様々な機関でこころの健康を維持できるよう対策に取り組みます。	健康推進課
身体疾患やこれに伴う病苦から精神疾患を発症することも少なくありません。身体の健康は精神の健康の基本ともいえるため、障がいのある人の心身の健康維持は非常に重要です。 また、障がいに起因して合併しやすい疾患、外傷、感染症等の予防と、これらを合併した際の障がい及び合併症に対して適切な医療の確保を図る必要があります。	第三次上田市民健康づくり計画により、健康づくり6分野にて健康増進事業を実施します。	健康推進課
	地域で生活する障がいのある人が健康の相談を希望した場合には健康相談を実施します。	健康推進課
精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を進めるに当たっては、精神科病院や身近な地域の援助者による努力だけでは限界があることから、自治体を中心とした関係機関による一体的な取組の推進に加え、地域住民の協力を得ながら、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂的(インクルーシブ)な社会の実現に向けた取組の推進が必要です。	精神障がいのある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」の構築を進めます。	障がい者支援課
精神障害者保健福祉手帳の所持者は、この5年間で300人以上増加し、精神疾患に起因する生活困窮者や自殺者の增加などの課題があるほか、精神障がいのある人のニーズに適切に対応できる障がい福祉サービスの提供が必要となっています。	精神障がいのある人が地域で安心して暮らせるために、精神保健や精神障がいのある人に対する正しい理解と地域住民への啓発(心の健康・予防・相談体制・地域の理解など)を行うとともに、医療、保健、福祉の連携を強化し、互いに見守り、支え合う地域支援、環境づくりを推進します。	障がい者支援課

現状と課題	施策の方向性	主な担当課
精神障がいのある人等の心身の障がいの状態の軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むためには、必要な医療を継続的に受ける必要があります。	精神疾患の治療にかかる経済的負担を軽減し、社会復帰・社会参加を支援するため、自立支援医療制度（精神通院医療）の適用を推進します。	障がい者支援課
定期的に歯科検診を受けること等又は歯科医療を受けることが困難な障がいのある人に対する歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持・増進を図る必要があります。	歯科通院費補助制度により、歯科医療を受けることが困難な障がいのある人に対する歯科診療を支援します。	障がい者支援課
	心身障がい児・者施設へ、歯科衛生士による巡回歯科指導等を実施します。	健康推進課

(2) 障がいの原因となる疾病等の予防・治療

現状と課題
<p>平成29年度に上田市では「第三次上田市民健康づくり計画」を策定し、保健活動の基本的な方向性と、その実現に向けた施策を明確にしました。また、ひとまちげんき・健康プラザうえだ内の総合保健センターでは、疾病予防や健康増進などに関する各種事業を実施しています。</p> <p>次世代を担う子どもの健康づくりのためには、思春期から妊娠期、子育て期へと切れ目のない健康づくりと相談体制の充実が必要です。</p> <p>脳血管疾患や糖尿病など動脈硬化による生活習慣病は、40歳～64歳で介護保険を利用する第2号被保険者の原因疾患の多くを占め、身体障害者手帳の取得年齢も、40歳台から急激に増えています。このため、身体障がいの原因となる動脈硬化による生活習慣病の予防を行うことが重要です。</p> <p>特に、糖尿病は、糖尿病性腎症や糖尿病性網膜症などの重篤な合併症を引き起こすことから、重症化予防、適切な治療の開始、継続受診のための支援や各種保健指導・健康教室の充実が必要です。</p> <p>高齢期には加齢に伴う生活機能低下（ロコモティブシンドromeなど）のリスクを下げる必要があります。さらに、高齢化社会の進展に伴い、介護予防は非常に重要となっており、自分らしい生活を送るために、健康維持や疾病・介護予防に向けた切れ目のない施策展開が必要です。</p> <p>特に「介護予防」については、日常の身体活動量を増やすこと、さらに運動習慣を持ち、日々の生活に必要な健康と身体活動の維持につなげる必要があります。</p>

施策の方向性		
第三次上田市民健康づくり計画の中で位置付ける「ライフステージに応じた健康づくり」を年齢期に応じて展開を図ります。		
【妊娠期】	妊娠・出産をめぐる相談の実施と知識の普及を図り、妊娠期と幼児期からの健やかな生活習慣形成に向けた施策を推進します。	健康推進課
【幼少期】	すべての子どもが健康で個々に応じた成長ができるための知識と、母子の適切なかかわりについて普及・啓発するとともに、相談体制の充実を図ります。また、必要な場合は、関係機関と連携を取り、総合的な支援を提供します。	健康推進課
【思春期】	思春期の健康づくりに関する正しい知識の普及・啓発に努め、学校等関係機関と連携した健康教育を実施します。	健康推進課 学校教育課
【青・壮年期】	個々の健康状態に応じた保健指導として、生活習慣(食と運動)の見直しと改善につなげ、特定健診等各種健(検)診の受診率の向上を図ります。また、健(検)診結果に基づいた相談事業などの充実を図り、生活習慣病の発症予防、重症化予防に努めます。	健康推進課
	個人に合った取り組みやすい健康づくりの各種講座を実施し、積極的な参加を促進します。	健康推進課
【高齢期】	身体機能の低下が徐々にみられる壮年期から、自らの身体機能の状況を自覚し高めていく生活スタイルを確保できるような支援の充実を図ります。	高齢者介護課
	介護予防の周知・啓発活動を積極的に行うとともに、地域包括支援センターを中心に、予防活動を含めた包括的ケアを推進します。	健康推進課
難病患者の在宅生活を支援するため、快適な療養生活が送れるよう医療機関や保健福祉事務所などの関係機関と連携します。		健康推進課

8 行政等における配慮の充実

(I) 行政サービス等における配慮の充実

現状と課題	施策の方向性	主な担当課
令和2年7月に「うえだ手話言語・情報コミュニケーション条例」が施行され、行政情報の提供には、情報通信技術の進展も踏まえ、アクセシビリティに配慮した情報提供が求められています。	情報通信技術の進展も踏まえ、アクセシビリティに配慮した情報提供に努めます。	障がい者支援課
(再掲)上田市公共施設マネジメント基本方針において、市有施設のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化を推進していますが、厳しい財政状況の中で建替えを行うことが出来ない施設が多く、未対応の項目のある施設も多い状況です。	(再掲)全ての人が使いやすく分かりやすい施設となるようバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化を推進します。	行政管理課 庁舎整備室
平成28年に施行された「障害者差別解消法」によって、行政機関等は、事務・事業の実施に当たって、障がいのある人が必要とする社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮(合理的配慮)を行うことが義務付けられました。 より一層の理解の促進が必要な障がいや、外見からは分かりにくい障がいの特性、複合的に困難な状況に置かれた障がいのある人に求められる配慮等、行政機関の職員等に対して障がいに関する理解の促進が引き続き求められています。	職員などが障がいに関する理解を深めるため、必要な研修を実施し、窓口などにおける障がいのある人への配慮の徹底を図ります。	障がい者支援課
行政情報の提供には、情報通信技術の進展も踏まえ、アクセシビリティに配慮した情報提供が求められています。	障がいの有無に関わらず、分かりやすい情報発信に努めます。 ウェブサイト等で情報提供を行うに当たっては、「みんなの公共サイト運用ガイドライン」に即した必要な対応を行うとともに、ウェブアクセシビリティの向上等に向けて取り組みます。	広報シティプロモーション課

現状と課題	施策の方向性	主な担当課
<p>移動に困難を抱える障がいのある人に配慮した投票所のバリアフリー化、障がいのある人の利用に配慮した投票設備の設置、投票所における投票環境の向上といった環境面での対応のうち、車いすやスロープの設置といったハード面の対応はほぼできていますが、個々の障がいの種類や内容に応じたきめ細かな対応が依然として課題です。</p>	<p>障がいのある人に優しい投票所の環境整備の推進を図ります。</p> <p>判断能力が不十分な障がいのある人が、自らの意思に基づき円滑に投票できるよう、代理投票制度の的確な活用等、きめ細やかな対応を心がけるとともに、秘密保持の適正化に努めます。</p>	選挙管理委員会事務局
<p>市内には指定病院が30か所あり、選挙の都度事前に投票について案内するとともに、事務手続についても文書等によるサポートを適宜行っています。郵便等による不在者投票制度については、潜在的な該当者は多いと思われますが、投票に必要な「郵便投票証明書」の所持者は少なく、制度の周知が課題となっています。</p>	<p>県と連携を図りながら、指定病院等における不在者投票の適正な実施について、注意喚起を図ります。</p> <p>郵便による不在者投票制度について周知するとともに、郵便投票証明書所持者に対する投票機会の確保に努めます。</p>	

9 雇用・就業、経済的自立の支援

(I) 経済的自立を含めた総合的な就労支援

現状と課題	施策の方向性	主な担当課
福祉、教育、医療等から雇用への一層の推進のため、ハローワークや地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターを始めとする地域の関係機関が密接に連携して、職場実習の推進や雇用前の雇入れ支援から雇用後の職場定着支援までの一貫した支援を実施することが重要です。	福祉事業所からの一般就労に結び付ける支援を進めるため、就労実績・就労定着実績等を把握する基盤整備を進めていきます。	
就労後のサポートについては、就労定着支援サービスを利用した者の職場定着率が70%（長野県の調査：令和元年度実績）と、就労定着支援の利用が効果的であることが判っています。	職場への不適合などを理由とした解雇が生じないように、関係機関と連携し、適切に就労定着支援に結び付けるなど、就労後のフォローアップ体制の強化、職場での定着化を促進します。	
障がいのある人の就労を支援し、職場への定着と適応を支援するためには、専門的な職業リハビリテーションや職場適応援助者（ジョブコーチ）による直接的・専門的な支援が重要であり、こうした資源を適切に活用していくことが求められています。	初期相談に応じた上で、希望に応じ、上小圏域障害者就業・生活支援センターや上田公共職業安定所などの専門機関に適切につなげます。	障がい者支援課
障がいのある人が身近な地域において、雇用、保健福祉、教育等のワンストップ相談ができるよう、関係機関の連携拠点である障害者就業・生活支援センターの利活用が重要です。	就労相談について、上小圏域障害者就業・生活支援センターのコーディネーターによる相談事業を実施します。	
雇用・就業の促進に関する施策と福祉施策との適切な組合せの下、年金や諸手当を支給するとともに、各種の税制上の優遇措置、低所得者に対する障がい福祉サービスにおける利用者負担の無料化などの各種支援制度により、障がいのある人が地域で質の高い自立した生活を営むことができるような施策が必要です。	各種の税制上の優遇措置、低所得者に対する障がい福祉サービスにおける利用者負担の無料化などの各種支援制度を、障害者手帳交付時や市ホームページ、しおり等により案内・周知していきます。	

現状と課題	施策の方向性	主な担当課
<p>就労移行支援事業所から一般就労への移行に結び付けるためには、施設外支援等の推進やサービスの質の向上が求められます。</p>	<p>就労移行支援事業所と連携し、一般就労を行う事業所の開拓と好事例の発信に努めます。</p>	
<p>障がいのある人の就労に関しては、職業訓練中や就労後においてのフォローアップ体制や適切なサービス利用に対する指導、助言を行うための相談窓口を充実させる必要があります、定期的なモニタリングと関係者間で統一した支援方針が求められます。</p> <p>自己の能力に適した就労の選択や、就労後の職場への定着を促進するため、その前段階における就労訓練及びサポート支援施策が重要です。</p> <p>障がいのある人が、個々の障がい特性や個性を尊重され、いきいきとした生活が送れるためには、合理的な配慮に基づいた就労環境の整備も重要です。</p>	<p>ハローワーク上田と連携し、トライアル雇用や職業適応援助者（ジョブコーチ）による支援を実施します。</p>	地域雇用 推進課

(2) 障がい者雇用の促進

現状と課題	施策の方向性	主な担当課
地方公共団体の法定雇用率が平成30年4月1日から2.5%とされ、またこの日から3年以内に2.6%に引き上げられることから、上田市役所も地域の一事業所として、障がいのある人の法定雇用率の向上に努める必要があります。	上田市職員の障がい者法定雇用率に対する実雇用率を引き続き達成するよう努めます。	総務課
障がい福祉に係る公費負担が年々増大する中、障がいがありながらも勤労意欲が高い人については、就労により自立し、地域で生活して納税者として社会貢献できるよう、障がい者雇用施策は一層の充実が求められています。	上小圏域障がい者自立支援協議会（就労支援専門部会）を通じて、障がい者就労に向けた施策の推進を図ります。	障がい者支援課
<p>現在も福祉、教育、雇用の関係機関による連携が図られていますが、個々のニーズに合った情報提供がタイムリーに出来ず、支援が途切れてしまうケースもあります。伴走型支援が可能な、切れ目ない支援体制構築が求められています。</p> <p>障がいのある人の働く機会を確保し、雇用率を向上させるためには、事業主への周知・啓発などにより、事業主の障がい者雇用に対する理解を深める必要があります。</p> <p>「働き方改革」、「新たな生活様式による在宅勤務（テレワーク）」の推進など、従来の慣行によらない新たな就業形態の加速が見込まれます。障がい特性を活かした職域の拡大、障がい者雇用の促進につながる可能性があり、状況を注視していく必要があります。</p>	ハローワーク上田と連携し、事業所訪問による障がい者雇用への理解普及、トライアル雇用や職業適応援助者（ジョブコーチ）など各種助成制度へのマッチング支援を行います。	地域雇用推進課

(3) 障がい特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保

現状と課題	施策の方向性	主な担当課
<p>「働き方改革」、「テレワーク（在宅勤務）」の推進が図られ、従来の慣行によらない新たな就業形態の加速が今後見込まれます。障がい特性を活かした職域の拡大、障がい者雇用の促進につながる可能性があり、状況を注視しながら、今後施策を展開していく必要があります。</p> <p>精神・発達障がいに関する企業の理解が深まっておらず、心身に不調を起こし中途退職する方が増えています。</p>	<p>ニートやひきこもり、就職に自信が持てない若者の自立に向けて支援します。</p> <p>精神・発達障がいに関する事業所理解を深める取り組みを行います。</p>	地域雇用 推進課
<p>障がいのある人などが、個性と能力を最大限に發揮し、生活面での自立や生きがいとして自ら選択した仕事に専念するためには、障がい特性に応じた雇用・就労への支援が必要不可欠となっています。</p> <p>こうしたなか、ICTを活用したテレワーク等の多様な働き方を選択できる環境整備が求められています。</p>	<p>「働き方改革」及び「テレワーク」など誰もが働きやすい職場環境の整備と、新たな生活様式に対応した働き方を推進します。</p>	障がい者 支援課
<p>障がいのある人の多様な職業形態として創業・起業は、個々の特性に合わせた就労が可能となり、障がいのある人の社会参加の機会や経済活動の拡大にもつながる大切な選択肢です。</p>	<p>(再掲) 上小圏域障がい者自立支援協議会(就労支援専門部会)を通じて、障がい者就労に向けた施策の推進を図ります。</p>	商工課
<p>障がい者就労施設等は、一般就労が困難な障がいのある人にとって「社会活動の場」、「社会参加の場」として重要であり、大きな役割を担う場所となっています。</p> <p>障がい者就労施設等が継続的に運営できるよう、また、施設での仕事が確保できるように、「障害者優先調達推進法」に基づき、障がい者就労施設等から優先的な物品調達が求められています。</p>	<p>創業・起業に向けた情報提供を行うとともに、関係機関と連携した支援のあり方を検討します。</p> <p>市における物品調達、役務の提供など、障がい者就労施設等などからの優先的・積極的な調達に向けた基本方針を作成し、年度の終了時には調達の実績を公表します。</p>	障がい者 支援課

現状と課題	施策の方向性	主な担当課
<p>障がいのある人が地域で質の高い自立した生活を営むことができるよう、また、自らの活動にやりがいを見いだせるよう、就労継続支援事業所の工賃向上が求められています。</p>	<p>就労支援事業所同士の連携や情報の共有など、工賃向上に向けた事業所の取組を支援します。</p>	障がい者支援課
<p>障がいのある人が、個性と能力を最大限に発揮し、生活面での自立や生きがいとして自ら選択した仕事に専念するためには、障がい特性に応じた雇用・就労への支援が必要不可欠となっています。</p> <p>特に障がい者就労施設等は、一般就労が困難な障がいのある人にとって「社会活動の場」、「社会参加の場」として重要であり、大きな役割を担う場所となっています。しかしながら、仕事の内容が軽作業を中心としていることもあり、「働く場」としては、工賃が低い状況にあります。</p> <p>一方、農業分野では、従来から担い手の高齢化と不足という課題があり、今後さらに厳しさを増していくことが想定され、遊休荒廃農地の拡大も懸念されます。</p> <p>こうしたことから、双方の課題解決に向けた農福連携が注目されています。</p>	<p>農業者と福祉事業所とのマッチングを行い、農福連携を推進します。</p>	障がい者支援課
	<p>障がいのある人の就労訓練及び雇用を目的とした農園の開設及び農園の整備については、関係者・関係機関などの意向を踏まえて調査・研究を進めます。</p>	農政課

10 教育の振興

(1) インクルーシブ教育システムの推進

現状と課題	施策の方向性	主な担当課
<p>障がいのある児童・生徒の自立や社会参加に向け、持てる力を最大限に伸ばすことができるよう一人ひとりの教育的ニーズを把握し、適切な指導と支援が必要です。</p> <p>また、インクルーシブ教育システムにおいては、すべての子どもが同じ場で共に学ぶことを目指すとともに、教育的に最も的確に指導・支援ができる多様で柔軟な仕組みや環境を整える必要があります。</p> <p>併せて、教員や特別支援教育支援員等がより連携して支援を行えるよう、指導力の向上や教育内容の充実も求められています。</p>	<p>障がいのある児童・生徒の自立や社会参加に向け、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、生活や学習上の困難を改善し克服するため、適切な指導・支援を行います。</p> <p>また、すべての児童・生徒が持てる力を最大限に發揮し、共に学び合うインクルーシブ教育の実現を図ります。</p> <p>教育支援委員会では、障がいの状況を的確に把握しながら、就学相談・支援や就学判断を行い、児童・生徒の心身の発達が適切かつ最大限に発揮される「学びの場」を見出し支援します。また、就学後の状況に関して、教育内容及び指導方法などの支援を行い、必要に応じて「学びの場」の変更ができるようにします。</p> <p>保護者に就学に関する情報や、子どもの理解や支援に関する情報を十分に提供するとともに、保護者の思いに傾聴しながら、今後の支援や就学のあり方について相談を進めています。</p> <p>医療的ケアを必要とする児童・生徒が教育を受けたり、他の児童・生徒と共に学んだりする機会を確保します。</p> <p>通常の学級に在籍する障がいのある児童・生徒に対して、障がいに応じた特別の指導を通級指導教室で行います。</p>	学校教育課
<p>障がいのある児童・生徒が差別的な取り扱いを受けることなく、障がいのない児童・生徒と共に教育を受けることが求められています。</p>	<p>障がいのある児童・生徒が関わるいじめが生じることがないよう障がいの特性への理解を深め、適切な指導や必要な支援を行います。</p>	学校教育課

現状と課題	施策の方向性	主な担当課
就学前から一貫した切れ目ない支援を継続する必要があります。	就学前から卒業後まで切れ目ない指導・支援を受けられるよう、移行支援会議等で情報を共有し、一貫した支援を継続して行います。	学校教育課
障がいのある児童・生徒の自立や社会参加に向け、福祉、労働等との連携の下、障がいのある児童・生徒のキャリア教育や就労支援の充実を図ることが必要です。	<p>地域社会では、まちづくりの一環として、ふれジョブ活動を行い、障がいのある児童・生徒が「未来の地域をつくるなかま」となるよう支援していきます。</p> <p>高校・大学在学中の長期休暇を利用した、就労移行支援事業所の利用により、障がいの受容・就労意欲の向上を在学中から支援します。</p> <p>障がいのある児童・生徒の就労については、特別支援学校、上小圏域障害者総合支援センター（上小圏域障害者就業・生活支援センター）など関係機関・関係団体が連携して支援を行います。</p>	障がい者支援課
就学前から一貫した切れ目ない支援を継続する必要があります。	保育課や発達相談センター（ひとまちげんき・健康プラザうえだ内に設置）、教育相談所が連携し、「発達障がい児支援のための情報共有ファイル」（支援ノート「つなぎ」）の活用など、成長段階に応じた切れ目のない支援を行います。	発達相談センター

(2) 教育環境の整備

現状と課題	施策の方向性	主な担当課
一人ひとりの状況に応じた支援を行うため、教員の指導力の向上、特別支援教育支援員等の配置による体制の整備が求められています。	教職員が障がいに対する理解や特別支援教育に係る専門性を深める取組を推進します。	学校教育課
	学校生活上の介助や学習活動上の支援等を行う特別支援教育支援員を各校へ配置します。	
障がいの有無に関わらず、子どもが共に学び、平等に教育を受ける権利の享有・行使を確保するための合理的な配慮が求められており、安全・安心な教育環境の整備が必要です。	障がいのある児童・生徒、一人ひとりの教育的ニーズに応じてコンピュータなどの情報機器を活用することにより、学習上又は生活上の困難を補い、指導の効果を高めていきます。	学校教育課
(再掲)「改正バリアフリー法」により、障がいのある児童・生徒等も支障なく学校生活を送ることができるようになるとともに、地域住民の生涯学習の場や災害時の避難所としての利用を考慮し、高齢者、障がいのある人等の利用にも配慮した計画的なバリアフリー化が必要です。	(再掲) 障がいのある児童・生徒等も支障なく学校生活を送ることができるようにするとともに、地域住民の生涯学習の場や災害時の避難所としての利用を考慮し、施行日以降に新增築等される公立小中学校について、バリアフリー化を行います。	教育施設整備室
学校、発達相談支援センター、放課後デイサービス事業所等との相互理解や情報共有をし、地域で切れ目なく支援を行う必要があります。	家庭と教育と福祉の一層の連携推進を図ります。	学校教育課

現状と課題	施策の方向性	主な担当課
大学等が提供する様々な機会において、障がいのある学生が障がいのない学生と平等に参加できるよう、授業等における情報保障やコミュニケーション上の配慮、教科書・教材に関する配慮等及び施設のバリアフリー化の促進が求められています。	すでに障害者差別解消法にもとづく「対応要領」に則り、学修、課外活動、学生生活等における差別解消を目的とした「合理的配慮」を行っているほか、様々な理由から物理的バリアフリーを実現できていない部分もある中、障がいのある学生と健常の学生や教職員との助け合い(心のバリアフリー)により補完しているところであります。こうした大学の取組みに対し、引き続き国の中長期基本計画に準じた対応を継続するよう促します。	学園都市 推進室
障がいのある学生一人一人の個別のニーズを踏まえた建設的対話を基づく支援を促進するため、各大学等における相談窓口の統一や支援担当部署の設置、支援人材の養成・配置など、支援体制の整備が求められています。	障がいのある学生への対応のため、障害学生支援室を設けるとともに、入学前アンケート、懇談会、アドバイザーによる個別面接等により、障がいのある学生を支援するための対話を重ねているところであります。こうした大学の取組みに対し、引き続き国の中長期基本計画に準じた対応を継続するよう促します。	学園都市 推進室
学習環境の選択の機会を確保するため、障がい学生支援についての姿勢・方針、手続きなどに関する学内規程や、支援事例を大学ホームページで公表することが求められています。	障がいのある学生への支援の概要をまとめたパンフレットをホームページ上で広く公表しており、こうした大学の取組みに対し、引き続き国の中長期基本計画に準じた対応を継続するよう促します。	学園都市 推進室
就職にあたっては、大学単独での支援には限界があることから、障がいのある学生の就職を支援するため、学内の修学支援担当と就職支援担当、障がいのある学生への支援を行う部署等の連携を図り、学外における、地域の労働・福祉機関等就職・定着支援を行う機関、就職先となる企業・団体等との連携やネットワークづくりが求められています。 現在、長野大学では、学生相談室のカウンセラーも事務的に独立した形で個別の学生支援を行っており、情報共有や連携に課題があります。	障害学生支援室を通じて、修学支援担当、障害学生支援担当、キャリアサポート担当が学生の状況を共有し、それぞれが学生支援を行っており、地域の機関(ハローワーク、障害者職業センター、圏域の障害者総合支援センター等)と積極的に連携しながら支援を行っている状況であるため、引き続き国の中長期基本計画に準じた対応を継続するよう促します。	学園都市 推進室

現状と課題	施策の方向性	主な担当課
<p>障がいのある学生の支援においては、教職員への理解促進・普及啓発が欠かせません。長野大学では毎年、講師を招いて教職員向けの研修会を開催しています。</p>	<p>大学の取組みに対し、引き続き国の基本計画に準じた対応を継続するよう促します。</p>	学園都市推進室
<p>障がいのある学生の能力・適性、学習の成果等を適切に評価するため、入試や単位認定などにおける合理的配慮が求められています。現在、長野大学では以下のとおり取り組んでいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 大学入試センター試験の受験案内等で周知されている障がいのある受験生の受け入れについては、本人の利便性等を踏まえ、地区内の大学で調整し対応。 ● 試験問題の拡大(A4→A3)化や試験時間の延長等の配慮。 ● 入試における配慮例を、選抜要項、募集要項に明示。 ● 大学入試においては、選抜要項及び募集要項に示している「障害別の配慮例」に基づき対応。 	<p>入試における選抜要項及び募集要項に示している「障害別の配慮例」に基づき対応するなどの大学の取組みに対し、引き続き国の基本計画に準じた対応を継続するよう促します。</p>	学園都市推進室

(3) 生涯を通じた多様な学習活動の充実

現状と課題	施策の方向性	主な担当課
<p>学校教育から卒業後における学びへの接続を円滑化し、障がいの有無に関わらず、ライフステージ全体を通じて本人が希望する学習を主体的、継続的に行うことができるよう取り組むことが必要ですが、現状、学びの場やプログラムが不足しています。</p>	<p>地域で仲間と過ごせる交流の場、学びの場の提供やプログラムの研究、地域ごとのサポート体制の強化に努めます。</p>	生涯学習・文化財課
<p>地域の一員として豊かな人生を送ることができるよう、教育や文化等に親しみ、共生社会の実現を推進する必要があります。</p>	<p>地域と学校が連携・協働し、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えます。</p>	学校教育課

現状と課題	施策の方向性	主な担当課
障がいのある子どもたちに、現時点では学校が個別に対応しており、地域との繋がりは弱い状況です。障がいの有無に関わらず、地域全体で子供を支えていくうえで、学校の方針をふまえ地域と学校の連携が必要となっています。	学校の方針をふまえ、地域と学校の連携・協働のあり方とその実現化を目指します。	生涯学習 ・文化財課
令和元年6月に視覚障がいのある人等の読書環境の整備を通じて、障がいのある人の社会参加・活躍を推進するため、「読書バリアフリー法」が施行され、誰もが利用しやすい読書環境の整備が求められています。	誰もが利用しやすい学校図書館づくりを目指します。 第二次上田市図書館基本構想において、「生涯学習の支援施設である図書館」を基本目標に掲げ、「高齢者・障がい者サービスの充実」を取り組み項目としていることから、今後、新たなサービスについて研究と検討を進めます。	学校教育課 上田図書館
障がいの有無に関わらず、市民誰もが文化・芸術、スポーツ・レクリエーションなどを楽しみ、親しむことができるよう環境の整備や機会の確保が求められています。	障がいのある人の生涯学習推進のために、地域の公民館や図書館、博物館などの環境整備を図るとともに、社会教育施設における活動を通じ、スポーツ・レクリエーションを楽しむ機会、学習の成果発表の機会などを提供します。	生涯学習 ・文化財課
障がいの有無に関わらず、市民誰もがスポーツを楽しみ、親しむができるよう環境の整備や機会の確保が求められています。	障がいのある人が参加することができるスポーツイベント(教室・大会等)の充実を図ります。 障がい者スポーツの指導者やボランティア等の人材発掘や育成に努めます。 スポーツ施設整備に当たり、ユニバーサルデザイン化を推進します。	スポーツ 推進課

II 文化芸術活動・スポーツ等の振興

(I) 文化芸術活動、余暇・レクリエーション活動、スポーツ等の充実に向けた環境整備

現状と課題	施策の方向性	主な担当課
障がいの有無に関わらず、市民誰もが文化・芸術、スポーツ・レクリエーションなどを楽しみ、親しむことができるよう環境の整備や機会の確保が求められています。	文化の薫るまちづくりを進めるため、障がいのある人の芸術鑑賞や創作活動を支援し、文化・芸術活動を通した社会との交流の機会や生きがいの創出に努めます。	交流文化 芸術センター
市民が集い、文化の薫る新たなまちづくりの拠点となる交流文化芸術センター、市立美術館ではハード、ソフト両面で、障がいのある人にとっても利用しやすい環境づくり、親しむことができる事業の展開が期待されます。	交流文化芸術センター、市立美術館では、障がいのある人も利用しやすい施設となるよう、スタッフのサポート体制や設備の整備を進めます。	交流文化 芸術センター 上田市立 美術館
	未来の上田市を担う豊な感性を持った子どもたちの育成をねらいとし、プロの演奏やパフォーマンスを子どもたちが手の届く距離で鑑賞して、芸術に親しみや興味関心を持つきっかけをつくるため、市内の学校へ芸術家を派遣します。	交流文化 スポーツ課
障がいのある人が社会参加をする上で、自宅から目的地等への移動手段の確保が欠かせません。	文化の薫るまちづくりを進めるため、障がいのある人の芸術鑑賞や創作活動を支援し、文化・芸術活動を通した社会との交流の機会や生きがいの創出に努めます。	障がい者 支援課
(再掲)	(再掲) 障がいの有無に関わらず誰もが外出することができるよう、移動支援や外出に関わる支援を積極的に活用します。	障がい者 支援課
(再掲)	(再掲)障がいのある人が参加することができるスポーツイベントの充実を図ります。 (再掲)障がい者スポーツの指導者やボランティア等の人材発掘や育成に努めます。 (再掲)スポーツ施設整備に当たり、ユニバーサルデザイン化を推進します。	スポーツ 推進課
	障がい者スポーツ大会やスポーツ教室(レクリエーション教室)を開催します。	障がい者 支援課

(余白)

第2編

第6期上田市障がい福祉計画

第2期上田市障がい児福祉計画

第1章 上田市障がい福祉計画及び上田市障がい児福祉計画について

I 第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画の目的

第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画は、障がい者が自ら望む地域生活を営むことができるようサービス基盤整備等に係る令和5年度末の数値目標を設定するとともに、障がい福祉サービス及び相談支援並びに地域生活支援事業を提供するための体制確保が計画的に図られるようにすることを目的としています。

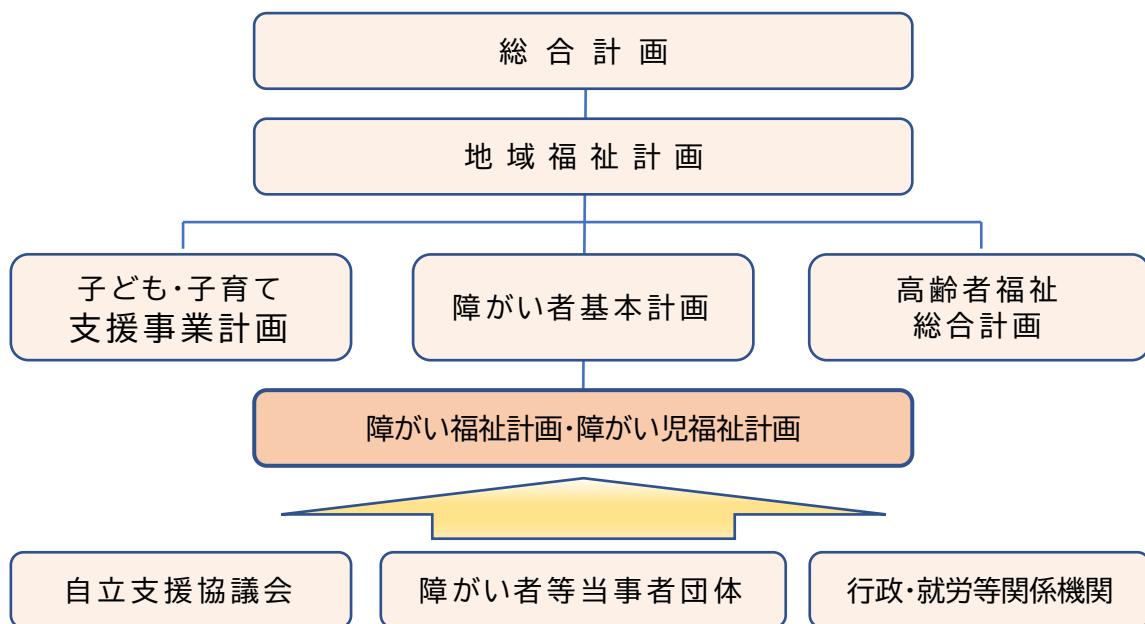
また、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るとともに、サービスの質の確保、向上を図るための環境整備が計画的に図されることを目的としています。

2 障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の位置付け

「障がい福祉計画」は、障害者総合支援法第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」に位置づけられ、障がい者の日常生活や社会生活を総合的に支援するために、障がい福祉サービス等の提供体制の確保に関する数値目標や、サービスごとの必要な見込量などを定める計画です。

「障がい児福祉計画」は、児童福祉法第33条第20第15項に基づく「市町村障害児福祉計画」に位置づけられ、障がい児支援の提供体制の確保と円滑な実施を図るための計画であり、「市町村障害福祉計画」と一体のものとして作成することができるものとされています。

上田市では、障がい福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業及び障がい児通所支援等の円滑な実施を確保する提供体制を総合的かつ計画的に推進するため、第6期上田市障がい福祉計画と第2期上田市障がい児福祉計画を一体的に策定します。

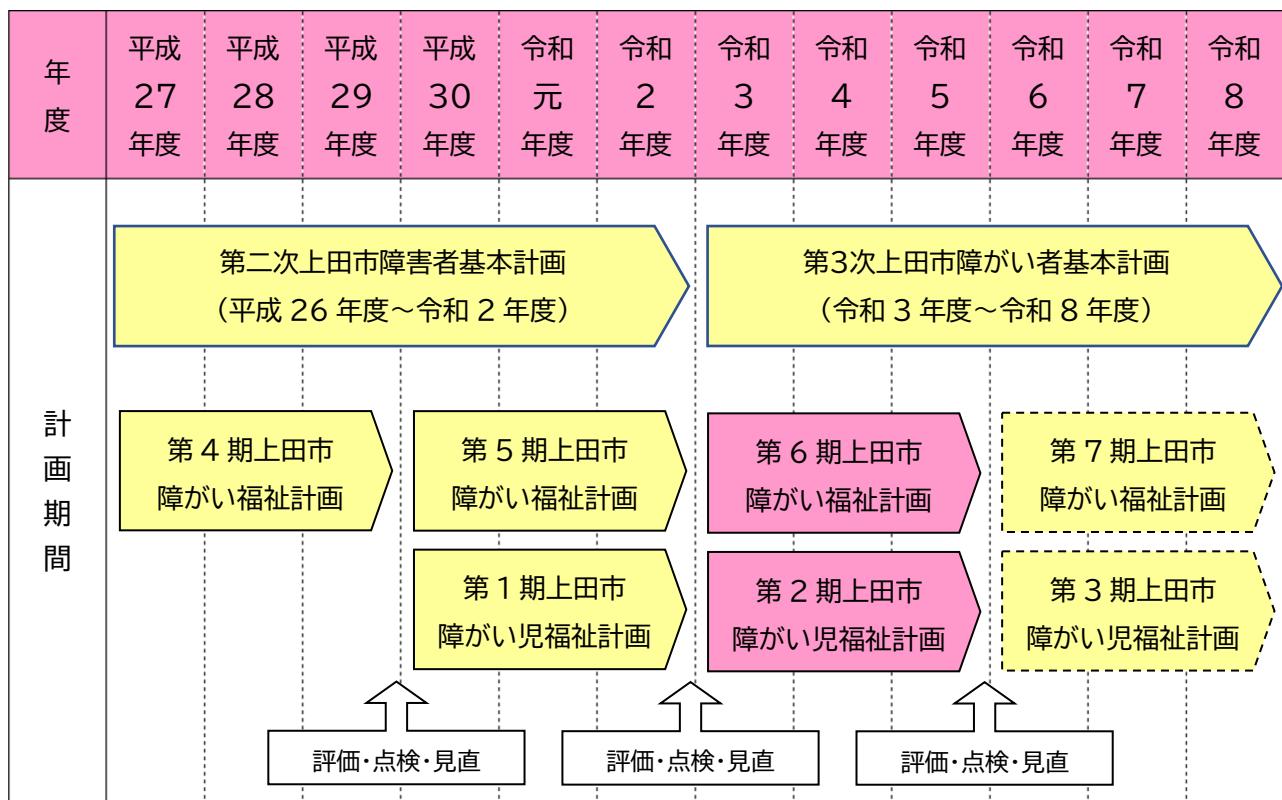


福祉施策を構成する各計画は、障がい者等で構成されている当事者団体をはじめとする関係機関との連携や協議により成り立ち、互いに連携して福祉施策の推進を図る体系となっています。「障がい福祉計画」及び「障がい児福祉計画」は「障がい者基本計画」の実施計画的な位置付けであり、市の関連計画との整合性を図りながら策定しています。

3 障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の期間

上田市障がい福祉計画及び上田市障がい児福祉計画は計画期間を3ヵ年とし、その計画期間における障がい福祉サービスの見込量や提供体制確保のための福祉施策について、国の基本指針に則して策定します。

策定に当たっては、第5期上田市障がい福祉計画と第1期上田市障がい児福祉計画の内容について評価・点検・見直しを行い、該当計画期間の目標数値と見込数を設定しています。



4 障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の点検と評価

障がい福祉に関する計画等の評価・点検・見直しは、「上田市障害者施策審議会」において、意見を求めながら対策を講じるとともに、「自立支援協議会」における上小圏域内の施策の調整と連携を図っていきます。

また、計画策定に際しては、当事者団体をはじめ、施設機関、医療機関、教育機関、就労関係機関等と連携をとり、広く意見等を反映させながら策定します。

第2章 計画の基本的な考え方

| 基本理念

障害者総合支援法や児童福祉法の基本理念を踏まえつつ、次に掲げる点を配慮して障がい福祉計画及び障がい児福祉計画を作成します。

(1) 障がいのある人等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するために、障がいのある人の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がいのある人が障がい福祉サービスなどの必要な支援を受けながら、本人が望む地域生活や社会生活を送ることができるように、障がい福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業等の提供体制の整備を進めます。

(2) 障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施等

障がいの種別によらず、必要な人が必要な支援を受けられるように、障がい福祉サービス等を一元的に提供していきます。また、発達障がいのある人、高次脳機能障がいのある人、難病患者が障害者総合支援法に基づく給付の対象になっていることについて、一層の周知を図ります。

(3) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

入所施設や精神科病院等から地域生活への移行の促進と、地域生活を継続するための支援の充実を図るとともに、障がいのある人の就労や職場定着を支援するために、サービス提供体制の整備と地域生活支援の拠点づくり、地域の社会資源の活用等を図っていきます。

(4) 地域共生社会の実現に向けた取組

地域共生社会の実現に向け、住民団体等による法律や制度に基づかないインフォーマルな活動を支援し、障がいのある人を包摂した地域づくりに対し地域住民が主体的に取り組むための仕組みづくりを推進します。また、専門的な支援を必要としている人のために、各分野の協働を通じた総合的な支援体制の構築に向けた取り組みを計画的に推進していきます。

(5) 障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい児のライフステージに沿って、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図るとともに、医療的ケア児が保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるようになるなど、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制の構築を図ります。

また、障がい児が障がい児支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようになりますことで、障がいの有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるように、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。

(6) 障がい福祉人材の確保

障がいのある人の重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に障がい福祉サービス等を提供し、様々な障がい福祉に関する事業を実施していくため、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障がい福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等、関係者と協力して取り組みます。

(7) 障がいのある人の社会参加を支える取組

「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（平成30年法律第47号）」を踏まえ、障がいのある人が文化芸術を享受鑑賞したり、創造や発表等の多様な活動に参加する機会を確保したりすることなどを通じて、障がいのある人の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図ります。

また、「読書バリアフリー法」を踏まえ、視覚障がいのある人等の読書環境の整備を計画的に推進します。

2 障がい福祉サービスの提供体制確保に関する基本的な考え方

障がい福祉サービスの提供体制の確保に当たっては、Ⅰの基本理念を踏まえ、下記の点に配慮して目標を設定し、計画的な整備を行います。

- ① 必要とされる訪問系サービスの充実
- ② 障がいのある人等への希望する日中活動系サービスの充実
- ③ グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の充実
- ④ 福祉施設から一般就労への移行等の推進
- ⑤ 障がい児が身近な地域で暮らし成長できる支援の充実
- ⑥ 強度行動障がいや高次脳機能障がいのある人に対する支援体制の充実
- ⑦ 依存症対策の推進

3 相談支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方

相談支援の提供体制の確保に当たっては、Ⅰの基本理念を踏まえ、下記の点に配慮して目標を設定し、計画的な整備を行います。

- ① 相談支援体制の構築
- ② 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保
- ③ 発達障がいのある人等に対する支援

4 障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方

障がい児支援の提供体制の確保に当たっては、Ⅰの基本理念を踏まえ、下記の点に配慮して目標を設定し、計画的な整備を行います。

- ① 地域支援体制の構築
- ② 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援
- ③ 地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進
- ④ 特別な支援が必要な障がい児への支援体制の整備
 - ア 重症心身障がい児及び医療的ケア児への支援体制の充実
 - イ 強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい児への支援体制の充実
 - ウ 虐待を受けた障がい児への支援体制の整備
- ⑤ 障がい児相談支援の提供体制の確保

第3章 成果目標

【成果目標①】 福祉施設入所者の地域生活への移行

障がいのある人の地域生活への移行を進める観点から、福祉施設入所者の自宅や公営住宅等の一般住宅、グループホーム等へ移行する人数を見込み、令和5年度末における地域移行目標者数を設定します。

| 第5期計画の評価

【実績】※合計は、計画対象年度である平成30年度から令和2年度までの合計。

※令和2年度の値は、上半期実績に基づく推計値。

項目＼年度	H28	H29	H30	R元	R2※	合計※
前年度末施設入所者数	205	208	205	208	199	
退所者数	8	12	10	19	4	33
うち、地域移行者数	0	0	1	7	3	11
新規入所者数	11	9	13	10	10	33
当年度末入所者数	208	205	208	199	205	

項目	第5期目標値	成果(推計含む)	評価
地域生活移行者数	H30からR2までの累計10人	累計8人(R元時点) 累計11人(R2時点)	達成率80% 達成率110%
福祉施設入所者数 (減少を評価)	H28と比較して±0人	9人減(R元時点) 3人減(R2時点)	達成 達成

施設入所の現状をみると、障がいのある人の重度化、高齢化が進んだために入院や死亡による退所が増え、これを新規入所者数が上回らずに結果として減少に転じたという状況です。

また、移行先となる地域の受け入れ体制が十分に整っていないという課題も浮き彫りになりました。

2 第6期計画の目標値

項目	数値	備考
基準となる施設入所者数	199人	令和元年度末現在の全施設入所者数
令和5年度までの累計 地域生活移行目標者数	12人	基準人数の6%（国の指針準拠）
令和5年度時点の 施設入所者の減少目標者数	-1人	基準人数の0.5%削減（※）

（※）多くの入所待機者がいる中で大幅な施設入所の支給決定者数を減らすことは困難であることから、令和元年度末の施設入所者数の微減を目指します。（国の指針は基準人数の1.6%削減）

3 活動指標（検証項目）

（1）地域生活移行目標者数

年度	R元	R2	R3	R4	R5	備考
移行者数	7人	3人	3人	3人	3人	地域移行者の割合 (12人/199人)
累計	年度末時点		R2+R3	R2+R3+R4	R2+R3+R4+R5	6%
	199人		6人	9人	12人	

（2）施設入所者の減少目標者数

年度	R元	R2	R3	R4	R5	備考
支給決定者数	199人	205人	199人	199人	198人	削減数の割合 (1人/199人)
算定					R元-R5	0.5%
					1人	

4 推進に向けた施策

- 介護保険に係る関係者への情報提供等を実施し、高齢化が進む障がいのある人の対応の協議を進めるとともに、地域包括ケアシステムとの連携を図ります。
- 宿泊型自立訓練等福祉サービスを活用し地域生活への移行を推進します。
- 地域相談支援事業を活用し、スムーズかつ安心できる移行支援を実施します。
- 身近な地域で安心して生活できるように、自立生活援助の活用を図ります。
- 障がい福祉サービス事業の体験利用等の活用を図ります。
- サテライト型グループホーム等の計画的な基盤整備を実施します。
- 自立支援協議会「地域移行部会」等において関係機関との連携を図ります。

【成果目標2】精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を進めるに当たっては、精神科病院や身近な地域の援助者による努力だけでは限界があることから、自治体を中心とした関係機関による一体的な取組の推進に加え、地域住民の協力を得ながら、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂的（インクルーシブ）な社会の実現に向けた取組の推進が必要です。

これを踏まえ、精神障がいのある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がい（発達障がい及び高次脳機能障がいを含む）にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めるため、地域での保健、医療、福祉等の関係者による協議を実施することを目標とします。

I 成果目標

R3	R4	R5
地域包括ケアシステムの構築に向けた課題の共有と検討の実施	地域包括ケアシステムの構築に向けた課題の共有と検討の実施	地域包括ケアシステムの構築に向けた課題の共有と検討の実施

2 活動指標（検証項目）

項目		R3	R4	R5	
保健・医療・福祉関係者による協議の開催回数		3回	3回	3回	
保健・医療・福祉関係者による協議の参加者数	関係機関	保健	3人	3人	
		医療（精神科）	3人	3人	
		福祉	4人	4人	
		介護	4人	4人	
		当事者	1人	1人	
		家族	1人	1人	
		その他	人	人	
保健・医療・福祉関係者による目標設定及び評価		目標設定	課題共有と検討	課題共有と検討	
		評価の実施回数	1回	1回	

【成果目標3】地域生活支援拠点等の充実

障がいのある人が安心して地域で生活できるように、①身近な相談支援体制の整備、②一人暮らしやグループホームを体験する機会の場、③緊急時の受け入れ、④医療的ケア、行動障がい支援等の専門的な対応を必要とする者への支援、⑤コーディネーターの配置等による地域の体制づくりの5つの機能強化を図ることにより、住まいを中心とした在宅生活を支援することが求められています。

上小圏域では、多くの法人や多様な事業所のネットワークにより、平成29年4月には、地域生活支援拠点整備の一環として、在宅で暮らす障がいのある人が、家族の入院等により介助を受けられなくなる等の緊急時に、短期受け入れ先を確保する「緊急ショートステイ事業」の運用が始まりました。

現在、7つの輪番法人により「緊急ショートステイ事業」を実施する地域生活支援拠点が設置・運用されています。

地域生活支援拠点の機能を充実させるため、地域定着支援台帳の整備や地域定着支援の利用促進、自立生活援助の利用促進、重症心身障がい児や医療的ケアの必要な障がい児等に対応できる体制、障がい児の相談支援体制の強化等について、関係機関とともに取り組みます。

I 成果目標

R3	R4	R5
地域生活支援拠点等の機能充実に向けた運用状況の評価検証及び検討 年3回以上	地域生活支援拠点等の機能充実に向けた運用状況の評価検証及び検討 年3回以上	地域生活支援拠点等の機能充実に向けた運用状況の評価検証及び検討 年3回以上

2 活動指標

項目	R3	R4	R5
地域生活支援拠点等の数	1か所	1か所	1か所
運用状況の検証及び検討の回数(回/年)	3回	3回	3回

【成果目標4】 福祉施設から一般就労への移行等

障がいのある人の自立生活の観点から、ハローワーク等の関係機関と連携を図り、福祉施設から一般就労へ移行する人数を見込み、令和5年度末における一般就労移行目標者数を設定します。

I 第5期計画の評価

【実績】※合計は、計画対象年度である平成30年度から令和2年度までの合計。

※令和2年度の値は、上半期実績に基づく推計値。

年度	H28	H29	H30	R元	R2※	合計※
福祉施設利用者数	1,089人	1,123人	1,170人	1,170人	1,195人	
うち、就労移行支援事業所利用者数	52人	98人	90人	68人	72人	
一般就労移行者数	14人	19人	22人	16人	16人	54人
うち、就労移行支援事業所利用者数	7人	12人	8人	7人	7人	22人

「福祉施設」：生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を提供する施設

項目	第5期目標値	成果(推計含む)	評価
一般就労移行者数	単年度21人	R元:16人 R2:16人	達成率76% 達成率76%
就労移行支援事業利用者数	単年度64人	R元:68人 R2:72人	達成率106% 達成率113%
障がい者就労施設等からの物品等調達額	10,000千円	R元:9,829千円 R2:8,885千円	達成率98% 達成率89%

2年間の就労移行支援から一般就労に結びつかず、就労継続支援B型の利用となるケースがみられることから、社会情勢と雇用状況等を鑑み、今後も継続して、関係機関と連携した就労移行への取り組みが必要です。

2 第6期計画の目標値

(1) 福祉施設からの一般就労への移行

基 準 項 目	数 値	備 考
基準となる一般就労移行実績人数	16人	令和元年度の 一般就労移行者実績人数
うち、就労移行支援利用者数	7人	
うち、就労継続支援(A型)利用者数	0人	
うち、就労継続支援(B型)利用者数	8人	
うち、生活介護及び自立訓練の利用者数	1人	

目 標 項 目	数 値	備 考
令和5年度中の一般就労移行目標者数	22人	目標は基準人数の1.27倍以上
うち、就労移行支援利用者数	10人	目標は基準人数の1.3倍以上
うち、就労継続支援(A型)利用者数	1人	目標は基準人数の1.26倍以上
うち、就労継続支援(B型)利用者数	10人	目標は基準人数の1.23倍以上
うち、生活介護及び自立訓練の利用者数	1人	目標のための指針なし

(2) 就労定着支援利用者数及び定着率

目 標 項 目	数 値	備 考
令和5年度までの就労定着支援事業利用者数	45人	国の指針は、就労移行支援利用者のうち一般就労した者の7割以上とするもの。
令和5年度までの就労定着率 及び達成事業所比率	定着率:8割 達成率:10割	国の指針は、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とするもの。

(3) 福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、就労定着支援の利用者

年度	就労移行支援事業所等からの 一般就労への移行者	左記のうち 就労定着支援の利用者数	割合
R3	19人	14人	74%
R4	20人	15人	75%
R5	22人	16人	73%

(4) 就労定着率8割以上の就労定着支援事業所の割合

年度	就労定着支援事業所数	左記のうち就労定着率8割以上の事業所数	割合
R3	3か所	3か所	100%
R4	3か所	3か所	100%
R5	3か所	3か所	100%

(5) 障がい者就労施設等からの物品等の調達

項目	数値	備考
基準となる調達額	5,475千円	H27~R元年度実績平均
令和5年度の調達目標額	10,000千円	第3次上田市障がい者基本計画のとおり 10,000千円を目標とした。

3 活動指標(検証項目)

年度	R元(F)	R2	R3	R4	R5(G)	伸び率(G)/(F)
①~④合計	16人	16人	19人	20人	22人	1.38倍
各項目の実績及び見込み	①就労移行支援から					
	7人	7人	8人	9人	10人	1.43倍
	②就労継続支援A型から					
	0人	0人	1人	1人	1人	—
	③就労継続支援B型から					
	8人	8人	9人	9人	10人	1.25倍
	④生活介護・自立訓練(生活訓練/機能訓練)から					
	1人	1人	1人	1人	1人	1.00倍

4 推進に向けた施策

- ・ 障がい福祉サービスの就労移行支援及び就労継続支援の利用促進、早期のモニタリングによるコミュニケーション能力の向上、技術の向上、工賃収入による就労意欲の向上等を目指します。
- ・ 就労するうえで必要となる能力向上のため、就労アセスメントを実施するとともに、個別支援計画に反映させます。
- ・ トライアル雇用、ジョブコーチ等の事業を活用し、スムーズな就労移行と安定した就業生活を維持することを目指します。
- ・ 自立支援協議会の「就労専門部会」等において、関係機関との連携を図り、雇用体制の課題と対策について協議し、障がいのある人の雇用促進のための体制整備を図ります。
- ・ 離職者や特別支援学校卒業者に対する就職の支援、障がいのある人に対して一般就労や雇用支援策に関する理解の促進を図ります。
- ・ 障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を作成し、障がい者就労施設等の受注機会の拡大について取組みます。
- ・ 障がい福祉サービスの就労定着支援を活用し、就労後も自立した生活が維持できるように、生活面の課題解決（生活リズム、家計や体調管理など）に向けて、必要な連絡調整や指導・助言等の支援を行います。
- ・ 大学在学中の学生の就労移行支援事業の利用を促進します。
- ・ 就労継続支援事業等における農福連携の取組の推進及び障がいのある高齢者に対する就労継続支援B型事業等による支援の実施等を推進します。

【成果目標5】 障がい児支援の提供体制の整備等

障がい児については、教育、保育等の利用状況を踏まえ、居宅介護や短期入所等の障がい福祉サービス、障がい児通所支援の専門的な支援の確保及び共生社会の形成促進の観点から、保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関とも連携を図った上で、障がい児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ることが重要です。

そのための方策として、地域支援体制の構築、関係機関と連携した支援、地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進、特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備、障がい児相談支援の提供体制の確保などが考えられます。

そこで、障がい児支援の提供体制の整備等について、次の目標を定めます。

I 児童発達支援センターの機能強化及び保育所等訪問支援を利用できる体制の強化

上田市には、児童発達支援センターが2か所あり、児童発達支援や保育所等訪問支援等の重層的な地域支援体制が構築されています。すでに児童発達支援センターが設置済みであることから、障がい児及びその家族のニーズに応えられるよう、児童発達支援センターの体制を強化しサービスを充実させることを目標とします。

また、障がい児通所支援を利用するするために外出することが著しく困難な重度の障がい児を対象に、居宅を訪問し発達支援を提供する「居宅訪問型児童発達支援」が実施できるよう機能強化を目指します。

R3	R4	R5
既存事業所におけるサービスの充実及び機能強化	既存事業所におけるサービスの充実及び機能強化	既存事業所におけるサービスの充実及び機能強化

2 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所

及び放課後等デイサービス事業所の拡充

市が指定管理委託している「上田市つむぎの家」の指定管理者と協議検討を行い、引き続き児童発達支援や放課後等デイサービスの充実を目指します。

また、「上田市つむぎの家」について、重症心身障がい児等の支援のあり方を含め、関係機関と協議検討しながら、施設の老朽化といった喫緊の課題に取り組みます。

R3	R4	R5
既存事業所におけるサービスの充実及び「上田市つむぎの家」建て替えに向けた協議	既存事業所におけるサービスの充実及び「上田市つむぎの家」建て替えに向けた協議	既存事業所におけるサービスの充実及び「上田市つむぎの家」建て替えに向けた協議

3 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

平成29年度に設置した自立支援協議会の「医療的ケア児（者）支援検討委員会」（令和2年4月から「医療的ケア児等支援連携推進委員会」）において、病院、訪問看護ステーション、医療的ケア児者への通所・短期入所事業所、訪問入浴サービス事業所、居宅介護事業所、相談支援事業所、市町村等の関係機関により協議を進め、医療的ケア児コーディネーターの配置を目指します。

R5
医療的ケア児コーディネーターの配置

4 活動指標（検証項目）

項目＼年度	R元	R2	R3	R4	R5
医療的ケア児 コーディネーターの 配置数	0人	0人	3人	3人	3人

【成果目標6】相談支援体制の充実・強化等

障がい福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支え、また、各種ニーズに対応する相談支援体制の構築が不可欠です。また、相談支援事業者等は、障がいのある人やその家族等が抱える複合的な課題を把握し、適切な保健、医療、福祉サービスにつなげるなど、行政機関その他関係機関との連携に努めることが必要です。

また、人材の育成支援、個別事例における専門的な指導や助言、障がい福祉サービスや地域生活支援等の社会的基盤整備の実情を的確に把握し、特定相談支援事業所の充実を図るため、必要な施策を確保していかなければなりません。これらの取組を効果的に進めるため、地域における相談支援の中核機関である基幹相談支援センターにおいて、指導的役割を担う人材を計画的に確保するとともに、その機能を有効に活用することが重要となっています。

そこで、改めて地域における相談支援体制の検証・評価を行うとともに、総合的な相談支援、専門的な指導・助言、人材育成等の機能の強化・充実を図るため、次の取り組みを進めます。

- (1) 総合的・専門的な相談支援の実施
- (2) 地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言
- (3) 地域の相談支援事業者の人材育成支援
- (4) 地域の相談機関との連携強化の取組の実施
- (5) 主任相談支援専門員の配置

活動指標（検証項目）

項目	R元	R2	R3	R4	R5
総合的・専門的な相談支援の実施	実施 (714件)	実施 (631件)	実施 (631件)	実施 (631件)	実施 (631件)
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言の回数	86回	86回	86回	86回	86回
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	210件	210件	210件	210件	210件
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数の見込み	6回	6回	6回	6回	6回
主任相談支援専門員の配置人数	0人	2人	5人	8人	11人

()内は、総合的・専門的な相談件数

【成果目標7】 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障がい福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している中、改めて障害者総合支援法の基本理念を念頭に、その目的を果たすためには、利用者が真に必要とする障がい福祉サービス等の提供を行うことが重要です。そのため、市職員においても、障害者総合支援法の具体的内容を理解するための取組を行い、障がい福祉サービス等の利用状況を把握し、障がいのある人が真に必要とする障がい福祉サービス等が提供できているのか検証を行う必要があります。また、自立支援審査支払等システム等を活用し、請求の過誤を無くすための取組や適正な運営を行っている事業所を確保することも必要です。

そこで、利用者が真に必要とする障がい福祉サービス等を提供していくため、サービス提供事業所を指導監査する立場にある職員のスキルアップや、障害者自立支援審査支払等システム等の審査結果を活用した事業所の運営適正化の取組み、事業所に対する実地指導の結果について県と市町村との情報共有など、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制の構築を目指します。

I 障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用

項目	R3	R4	R5
都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修等への市職員の参加人数	30人	30人	30人

※自治体職員向け研修のほか、事業所向けのものや資格取得のための研修への聴講を含む。

2 障害者自立支援審査システムによる審査結果の共有

R3	R4	R5
圏域内事業所の請求担当者向け説明会の開催 年1回	圏域内事業所の請求担当者向け説明会の開催 年1回	圏域内事業所の請求担当者向け説明会の開催 年1回

※説明会開催に向け、請求におけるエラー・警告案件の原因と対処方法などの請求事務ノウハウ等について、圏域内で共有体制を構築し、事業所への情報提供方法及び指導方法の検討を進めます。

第4章 障がい福祉サービス等の実施状況

数値は年間延数を12で除した値。ただし、令和2年度は、実績等から推計した暫定値です。

「人分」とは、一月あたりの利用人数をいいます。

「時間分」とは、一月あたりのサービス提供時間総数をいいます。

「人日分」とは、一月あたりの利用総日数をいいます。

I 訪問系サービス

単位（利用時間：時間）（利用者数：人）

サービス名	内容	H28	H29	H30		R元		R2	
		実績	実績	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
居宅介護	利用時間	3,232	3,076	3,447	3,119	3,639	3,100	3,832	
	利用者数	168	177	179	188	189	224	199	
重度訪問介護	利用時間	705	709	957	803	957	799	957	
	利用者数	2	2	3	2	3	3	3	
同行援護	利用時間	204	211	234	19	255	174	276	
	利用者数	9	11	11	11	12	10	13	
行動援護	利用時間	1,377	1,446	1,592	1,303	1,706	1,383	1,820	
	利用者数	24	26	28	26	30	26	32	
重度障害者等	利用時間	1,157	1,394	1,561	905	1,784	1,112	2,007	
包括支援	利用者数	5	6	7	6	8	6	9	

2 日中活動系サービス

単位（利用日数：人日分）（利用者数：人）

サービス名	内容	H28	H29	H30		R元		R2	
		実績	実績	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
生活介護	利用日数	8,246	8,579	8,479	8,603	8,499	8,726	8,519	
	利用者数	428	436	430	439	431	445	432	
自立訓練 (機能訓練)	利用日数	59	29	51	69	51	35	51	
	利用者数	3	2	3	4	3	2	3	
自立訓練 (生活訓練)	利用日数	319	231	373	230	387	444	401	
	利用者数	25	18	27	17	28	25	29	

単位（利用日数：人日分）（利用者数：人）

サービス名	内容	H 28	H 29	H 30		R 元		R 2	
		実績	実績	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
就労移行支援	利用日数	797	833	964	636	1,014	497	1,064	
	利用者数	48	53	58	39	61	29	64	
就労継続支援 (A型)	利用日数	524	530	528	496	528	474	528	
	利用者数	26	27	26	25	26	24	26	
就労継続支援 (B型)	利用日数	6,191	6,517	6,968	7,308	7,306	7,342	7,644	
	利用者数	372	392	412	440	432	450	452	
就労定着支援	利用者数	—	—	15	3	32	7	51	
療養介護	利用者数	32	31	32	31	32	32	32	
短期入所 (福祉型)	利用日数	438	450	458	491	472	496	487	
	利用者数	59	67	63	66	65	69	67	
短期入所 (医療型)	利用日数	11	18	11	35	15	27	18	
	利用者数	3	4	3	7	4	4	5	

3 居住系サービス

単位（利用者数：人）

サービス名	内容	H 28	H 29	H 30		R 元		R 2	
		実績	実績	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
自立生活援助	利用者数	—	—	17	0	18	7	19	
共同生活援助	利用者数	164	174	177	179	185	184	193	
施設入所支援	利用者数	203	203	203	200	203	197	203	

4 相談支援事業

単位（利用者数：人）

サービス名	内容	H 28	H 29	H 30		R 元		R 2	
		実績	実績	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
計画相談支援	利用者数	232	265	250	301	252	356	253	
地域移行支援	利用者数	2	1	16	3	18	2	20	
地域定着支援	利用者数	21	58	97	79	115	86	135	

5 障がい児支援

単位（利用日数：人日分）（利用児数：人）

サービス名	内容	H28	H29	H30		R元		R2	
		実績	実績	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
児童発達支援	利用日数	985	670	1,080	1,035	1,155	1,068	1,230	
	利用児数	62	42	72	67	77	69	82	
医療型 児童発達支援	利用日数	12	18	30	36	40	39	50	
	利用児数	1	1	3	2	4	3	5	
放課後等 デイサービス	利用日数	584	472	744	1,024	840	1,309	936	
	利用児数	69	56	93	129	105	164	117	
保育所等 訪問支援	利用日数	4	3	6	5	7	4	8	
	利用児数	4	3	6	5	7	4	8	
居宅訪問型	利用日数	—	—	1	0	2	0	3	
児童発達支援	利用児数	—	—	1	0	2	0	3	
福祉型 児童入所支援	利用児数	0	0	1	0	1	0	1	
医療型 児童入所支援	利用児数	5	5	7	4	7	4	7	
障害児相談支援	利用児数	34	45	38	55	40	69	42	

6 地域生活支援事業

(1) 理解促進研修・啓発事業

事業名等	区分	H28	H29	H30	R元	R2
理解促進研修・啓発事業	見込み			実施	実施	実施
	実績	実施	実施	実施	実施	実施

(2) 自発的活動支援事業

事業名等	区分	H28	H29	H30	R元	R2
自発的活動支援事業	見込み			実施	実施	実施
	実績	実施	実施	実施	実施	実施

(3) 相談支援事業

事業名等	区分	H28	H29	H30	R元	R2
障害者相談支援事業	見込み			21	22	23
	実績	20	22	23	24	25
基幹相談支援センター	見込み			設置	設置	設置
	実績	設置	設置	設置	設置	設置
基幹相談支援センター等 機能強化事業	見込み			実施	実施	実施
	実績	実施	実施	実施	実施	実施

(4) 成年後見制度利用支援事業

事業名等	区分	H28	H29	H30	R元	R2
成年後見制度 利用支援事業	見込み			3	3	3
	実績	2	3	2	2	2

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

事業名等	区分	H28	H29	H30	R元	R2
成年後見制度 法人後見支援事業	見込み			実施	実施	実施
	実績	実施	実施	実施	実施	実施

(6) 市民後見人養成講座

事業名等	区分	H28	H29	H30	R元	R2
市民後見人養成講座 (※講演会)	見込み			※	20	20
	実績	20	185	228※	162	

(7) 意思疎通支援事業

事業名等 (単位)	区分	H28	H29	H30	R元	R2
手話通訳者・要約筆記者 派遣事業	見込み			177	187	197
	実績	167	202	255	286	234
手話通訳者設置事業	見込み			1	1	1
	実績	1	1	1	1	1

(8) 日常生活用具給付等事業

事業名等 (単位)	区分	H28	H29	H30	R元	R2
介護・訓練支援用具 (給付件数：件)	見込み			8	8	8
	実績	8	6	4	4	6
自立生活支援用具 (給付件数：件)	見込み			11	11	11
	実績	11	14	23	28	19
在宅療養等支援用具 (給付件数：件)	見込み			39	40	40
	実績	39	36	45	48	42
情報・意思疎通支援用具 (給付件数：件)	見込み			19	19	19
	実績	18	15	19	15	17
排泄管理支援用具 (給付件数：件)	見込み			3,600	3,650	3,700
	実績	3,522	3,501	3,872	3,676	3,650
住宅改修費 (給付件数：件)	見込み			2	2	2
	実績	2	2	5	3	3

(9) 移動支援事業

事業名等 (単位)	区分	H28	H29	H30	R元	R2
利用者数 (人)	見込み			230	233	236
	実績	227	214	200	198	180
利用時間数 (時間)	見込み			43,420	44,043	45,666
	実績	42,797	39,164	36,605	33,236	30,000

(I0) 手話奉仕員養成研修事業

事業名等（単位）	区分	H28	H29	H30	R元	R2
修了見込み者数（人）	見込み			6	8	10
	実績	4	8	6	3	

(II) 地域活動支援センター機能強化事業

事業名等	区分	H28	H29	H30	R元	R2
実施箇所数（か所）	見込み			5	5	5
	実績	4	5	5	5	4
実利用者数（人）	見込み			260	265	270
	実績	252	281	300	286	

(I2) 地域生活支援事業（任意事業）

事業名等	区分（単位）	H28	H29	H30	R元	R2
訪問入浴サービス	実施箇所数 (か所)	見込み			1	1
		実績	1	1	1	2
	実利用者数 (人)	見込み			14	15
		実績	13	12	13	14
日中一時支援	実利用者数 (人)	見込み			90	90
		実績	92	76	61	65
	利用時間数 (時間/月)	見込み			1,200	1,200
		実績	1,207	898	893	984
地域移行のための 安心生活支援	実施の有無	見込み		実施	実施	実施
		実績	実施	実施	実施	実施
レクリエーション 活動等支援	実施回数 (回/年)	見込み			1	1
		実績	1	1	1	1
芸術文化活動振興	実施回数 (回/年)	見込み			1	1
		実績	1	1	1	1
点字・声の広報等 発行事業	利用者数 (人)	見込み			90	90
		実績	90	90	90	84
奉仕員養成研修	受講者数 (人)	見込み			5	5
		実績	6	6	5	7

第5章 障がい福祉サービス等の見込量

数値は年間延数を12で除した値。ただし、令和2年度は、実績等から推計した暫定値です。

「人分」とは、一月あたりの利用人数をいいます。

「時間分」とは、一月あたりのサービス提供時間総数をいいます。

「人日分」とは、一月あたりの利用総日数をいいます。

I 訪問系サービス

(I) サービスの概要

サービス名	サービス内容	対象者
居宅介護	自宅にヘルパーを派遣し、入浴・排泄・食事の介護等を行う。	区分1以上の方
重度訪問介護	重度の肢体不自由者・知的障がい者及び精神障がい者で、常に介護を必要とする人に、自宅で入浴・排泄・食事の介護・外出時における移動支援などを総合的に行う。	区分4以上の方 ※他に要件あり
同行援護	重度の視覚障がい者の外出時における必要な視覚的情報の支援や移動の援護、排泄、食事等の援助を行う。	「同行援護アセスメント調査票」等により、基準を満たす方 ※他に要件あり
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援・外出支援を行う。	区分3以上の知的・精神障がい者の方 ※他に要件あり
重度障害者等 包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行う。	区分6で意思疎通に著しい困難を有する方 ※他に要件あり

※区分とは、障害支援区分を指します。

(2) サービスの見込量

居宅介護・行動援護については、新規の手帳取得者の伸びと地域生活への移行を推進することを考慮すると、今後も需要が高くなることが予想されます。また、重度障がい者の地域生活への移行を考慮すると、重度障害者等包括支援についても増加すると予想されます。

(年間合計を12で除した1ヶ月当たりの見込量)

サービス名	見込むもの	実績	見込量		
		R元	R3	R4	R5
居宅介護	利用時間(時間)	3,100	3,737	3,929	4,132
	利用者数(人)	224	223	235	247
重度訪問介護	利用時間(時間)	799	800	800	800
	利用者数(人)	3	3	3	3
同行援護	利用時間(時間)	174	245	264	285
	利用者数(人)	10	13	14	15
行動援護	利用時間(時間)	1,383	1,407	1,426	1,445
	利用者数(人)	26	27	27	27
重度障害者等 包括支援	利用時間(時間)	1,112	1,368	1,459	1,557
	利用者数(人)	6	7	8	8

(3) サービス確保の施策

障がい者が、住みなれた地域や家庭で安心して暮らすため、訪問系サービスは、重要なサービスとして位置づけられ、今後もより一層必要性が増すサービスであるため、以下の点により利用の促進及び障がい福祉サービスの資質向上を図ります。

- ・ 安定的にサービスの提供ができるように、指定事業所の確保と、一定の障がいに特化しない統一的なサービスの提供体制の充実を図ります。
- ・ サービス提供の適正化を図り、かつ、きめ細かいサービスの提供を行うため、計画相談支援事業を活用し、適正・適切な支給量を定期的に検証し、自立支援策の向上を図ります。
- ・ サービス提供の一元化が図れるよう助言、指導を進めます。
- ・ 自立支援協議会をはじめとする関係機関と連携を密にし、上小圏域として必要な社会資源の整備を推進します。

2 日中活動系サービス

(I) サービスの概要

サービス名	サービス内容	対象者
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間の入浴・排泄・食事の介護等を行うとともに、創作活動又は生産活動の機会を提供する。	区分3以上の方 (入所を伴う場合4以上) 50歳以上は区分2以上 (入所を伴う場合3以上)
自立訓練	自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練等を行う。	希望する方 (認定調査は必須)
就労移行支援	就労を希望する人に生産活動、その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練等を行う。	65歳未満の希望する方 (認定調査は必須) ※利用期間上限あり
就労継続支援	一般企業等に雇用されることが困難な人に、就労の機会を提供するとともに、生産活動のための活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力向上のために必要な訓練等を行う。	A型:65歳未満 B型:雇用に結びつかない方 (認定調査は必須)
就労定着支援	就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行う。	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者で、環境変化により生活面の課題が生じている方
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練・療養上の管理・看護・介護及び日常生活の支援を行う。	区分6の方で気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている方。 筋ジストロフィー患者又は重症心身障がい者で区分5以上の方。
短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で入浴・排泄・食事の介護等を行う。	区分1以上の方

(2) サービスの見込量

市民意向調査から、就労に向けての訓練は利用したいサービスとして希望が多く、福祉施設からの一般就労を推進する考えからも増加が予想されます。

また、就労後の生活面の課題に対応するためのサービスである「就労定着支援」は就労定着に資するものとして利用を促進していく方向であるため、増加が見込まれます。

短期入所は、緊急時に利用するためにも、事前に体験しておく必要があることから増加が予想されます。

(年間合計を12で除した1ヶ月当たりの見込量)

サービス名	見込むもの	実績	見込量		
		R元	R3	R4	R5
生活介護	利用日数(人日分)	8,726	8,977	9,114	9,254
	利用者数(人)	445	458	465	472
自立訓練 (機能訓練)	利用日数(人日分)	35	69	82	97
	利用者数(人)	2	4	5	6
自立訓練 (生活訓練)	利用日数(人日分)	444	471	485	500
	利用者数(人)	25	27	28	29
就労移行支援	利用日数(人日分)	497	600	636	674
	利用者数(人)	29	37	39	42
就労継続支援 (A型)	利用日数(人日分)	474	499	500	501
	利用者数(人)	24	25	25	25
就労継続支援 (B型)	利用日数(人日分)	7,342	7,370	7,634	7,920
	利用者数(人)	450	452	469	486
就労定着支援	利用者数(人)	7	13	14	15
療養介護	利用者数(人)	32	34	35	35
短期入所(福祉型)	利用日数(人日分)	496	598	643	690
	利用者数(人)	69	84	90	96
短期入所(医療型)	利用日数(人日分)	27	48	56	67
	利用者数(人)	4	10	12	14

(3) サービス確保の施策

日中活動系サービスについては、障がい者の状況に応じた介護や身近な地域における日中活動の場として重要な位置づけであり、自立や社会復帰を目指すまでの就労訓練など、住みなれた地域や家庭で自立し、安定した生活を送るためのサービスが提供されています。今後は、以下の点により利用の促進及び障がい福祉サービスの資質向上を図ります。

- ・就労支援については、関係機関の連携を強化し、福祉就労や一般企業への採用枠の確保等、障がい者の就労が円滑に進むよう基盤体制の整備に努めます。
- ・一般就労へ結びつけるため、就労アセスメントを行い適切なサービス提供により支援をしつつ、就労が困難な障がい者においては、個人の適性に合わせた日中活動の場が提供できるよう調整します。
- ・特別支援学校卒業生等の若年層における就労先や日中活動の場を確保するため、学校、ハローワーク、上小圏域障害者就業・生活支援センター、相談支援事業所との連携を図り、早期段階から適切な対応を進めます。
- ・自立支援協議会をはじめとする関係機関と連携を密にし、上小圏域として必要な社会資源の整備を推進します。
- ・日中活動系サービス等の通所者に対して、意欲の向上と経済的負担の軽減策として、市独自の通所費補助を行います。

3 居住系サービス

(1) サービスの概要

サービス名	サービス内容	対象者
自立生活援助	定期的な巡回訪問や隨時対応を一定期間行う。	施設入所やグループホーム等から一人暮らし等を希望し移行した方
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日に共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助や介護を行う。	区分1の方等 (認定調査は必須)
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴・排泄・食事の介護等を行う。	区分4以上の方 (50歳以上は区分3以上)

(2) サービスの見込量

施設入所者の地域生活の移行及び退院可能な精神障がい者の地域生活移行を考慮すると、サテライト型を含め共同生活援助の需要は、今後も増加が予想されます。

また、安心して地域で生活できるよう支援を行う「自立生活援助」の利用については、地域資源の少なさから微増が見込まれます。

施設入所支援については、令和元年度末の施設入所者数を上回らないように微減を目標としたため、利用者も微減を見込みます。

(年間合計を12で除した1ヶ月当たりの見込量)

サービス名	見込むもの	実績	見込量		
		R元	R3	R4	R5
自立生活援助	利用者数(人)	7	8	8	9
共同生活援助	利用者数(人)	184	212	216	220
施設入所支援	利用者数(人)	197	209	208	207

(注)施設入所支援の利用者数について

本計画の成果目標(p.100)「福祉施設入所者の地域生活への移行」に記載の数値は、年度末時点での現入所者数(利用床数)である一方、上記見込量記載の数値は、年度内に施設入所を利用した人数です。1人が退所して空床となったところに1人が入所した場合、年度末時点の入所者(利用床数)は1ですが、年度中の利用者数は2と数えることになります。

そのため、成果目標(p.100)と本頁の数値は一致していません。

(3) サービス確保の施策

地域における生活の定着を図るためにには、障がい者自らによる地域生活スタイルの選択が重要となります。また、不安要素の軽減を図るためにには生活体験等の事前準備は必要であり、「周囲の支援」、「地域の理解」も含め支援を進めることが重要となります。今後は以下の点により利用の促進及び障がい福祉サービスの資質向上を図ります。

- ・相談支援事業を活用し、早期の段階からの支援と、地域での定着が万全になるまでの支援を行います。
- ・定期的にモニタリングを行い、障がい者の自立支援策の向上を図ります。
- ・一人暮らしでも安心して生活できるよう自立生活援助を活用します。
- ・地域住民への理解と自治会等への啓発促進に努めます。
- ・身近なグループホームや宿泊型自立訓練等で宿泊体験を行い、地域移行を段階的に進めます。
- ・自立支援協議会をはじめとする関係機関と連携を密にし、上小圏域として必要な社会資源の整備を推進します。

4 相談支援事業

(1) サービスの概要

サービス名	サービス内容	対象者
計画相談支援	障がい福祉サービスの支給決定前からサービス等利用計画を作成し、支給決定後もサービス等の利用状況の検証を行い、各計画の見直しを行う。	障がい福祉サービスまたは地域相談支援を利用する全ての障がい者が対象。
地域移行支援	住居の確保等、地域生活に移行するために必要な活動について相談と支援を行う。また、地域での生活のために障がい福祉サービス事業所等への同行支援も行う。	障がい者支援施設等に入所している障がい者、精神科病院に入院している精神障がい者が対象。
地域定着支援	常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に対して、相談等を行う。	居宅において単身生活をする障がい者、家庭の状況等から家族の支援を受けられない障がい者が対象。

(2) サービスの見込量

新規利用者の計画相談をはじめ、既にサービス等利用計画のある方への計画相談支援の質の確保が求められています。

地域移行支援は、入所や入院をしている障がい者の計画的な地域移行に向けて見込み数を設定しています。また、地域定着支援は、地域生活支援拠点の機能充実を考慮し、見込量を設定します。

(年間合計を12で除した1ヶ月当たりの見込量)

サービス名	見込むもの	実績	見込量			
		R元	R3	R4	R5	
計画相談支援	利用者数(人)	356	378	389	400	
地域移行支援	利用者数(人)	2	4	5	5	
地域定着支援	利用者数(人)	86	198	244	300	

(3) サービス確保の施策

障がい福祉サービス等の利用者全員に、よりきめ細かく各々の障がい特性に合わせたサービス等利用計画の作成を実施します。

また、単身で地域生活を送る障がい者に対して、常時の連絡体制の整備が求められていることから、今後は以下の点により利用の促進及び障がい福祉サービスの質向上を図ります。

- ・ 上小圏域町村との連携により、相談支援事業者の設置を促進します。
- ・ 指定特定相談支援事業所等の実地指導を行い、相談支援事業者による計画相談支援サービスの質の確保と自立支援給付の支給の適正化を図ります。
- ・ サービスの利用計画の調整、作成、モニタリングにわたる一連の支援が継続的に提供されるよう、関係機関の連携を強化して、相談支援体制の整備やネットワークの構築に努めます。
- ・ 自立支援協議会をはじめとする関係機関と連携を密にし、上小圏域として必要な社会資源の整備を推進します。
- ・ 基幹相談支援センターを中心とした、サービス等利用計画の精査ときめの細かいサービス提供及び相談支援事業所（ケアマネジメント）連絡会の継続開催により、サービス等利用計画及び事業者の質の確保を図ります。
- ・ 地域移行支援と地域定着支援を担う一般相談支援事業所の確保を関係機関と連携して推進します。

5 障がい児支援

(I) サービスの概要

サービス名	サービス内容	対象児
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行う。	集団療育及び個別療育が必要と認められた障がい児
医療型 児童発達支援	肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練または医療的管理下での支援が必要な児童に対して、児童発達支援及び治療を行う。	18歳未満の 障がい児
放課後等 デイサービス	放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供し、自立を促進するとともに、居場所づくりを行う。	小学1年生から高校3年生までの障がい児
保育所等 訪問支援	障がい児以外の児童との集団生活に適応することができるよう、保育所等を訪問し、障がいの状況、集団での生活環境に応じて適切かつ効果的な支援を行う。	保育所その他の児童が集団生活を営む施設に通う障がい児
居宅訪問型 児童発達支援	障がい児の居宅を訪問して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の発達支援を行う。	重度の障がい等の状態にあって外出することが著しく困難な障がい児
福祉型 児童入所支援	入所施設において、在宅生活が困難な障がい児に対して、保護、日常生活の指導及び自立生活に必要な知識や技能の付与を行う。	18歳未満の 障がい児
医療型 児童入所支援	入所施設において、医療的ケアを必要とする児童に対して、保護、日常生活の指導及び自立生活に必要な知識や技能の付与及び治療を行う。	18歳未満の 障がい児
障害児相談支援	障害児支援利用計画を作成し、支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行う。	障がい児支援の利用を希望する障がい児

(2) サービスの見込量

児童発達支援センターは、通所支援のほか、身近な地域の障がい児支援の拠点として、「地域にいる障がい児や家族への支援」、「地域の障がい児を預かる施設に対する支援」を実施するなどの地域支援を実施しており、今後も利用する障がい児の増加が予想されます。

障がい児の放課後支援は喫緊の課題であり、社会資源となる放課後等デイサービス事業所の確保や充実も必要であることから、増加を見込みます。

また、医療的ケアが必要な障がい児が、安心して地域で生活するために支援を調整するコーディネーターを配置します。

(年間合計を12で除した1ヶ月当たりの見込量)

サービス名	見込むもの	実績	見込量		
		R元	R3	R4	R5
児童発達支援	利用日数(人日分)	1,068	1,101	1,117	1,134
	利用児童数(人)	69	72	73	74
医療型児童発達支援	利用日数(人日分)	39	47	57	69
	利用児童数(人)	3	4	4	5
放課後等デイサービス	利用日数(人日分)	1,309	1,336	1,402	1,472
	利用児童数(人)	164	164	172	180
保育所等訪問支援	利用日数(人日分)	4	4	5	5
	利用児童数(人)	4	4	5	5
居宅訪問型 児童発達支援	利用日数(人日分)	0	1	2	3
	利用児童数(人)	0	1	2	3
福祉型児童入所支援	利用児童数(人)	0	1	1	1
医療型児童入所支援	利用児童数(人)	4	5	5	6
障害児相談支援	利用児童数(人)	69	73	77	82
医療的ケア児に対する 関連分野の支援を調整 するコーディネーター	配置人数(人)	0	3	3	3

(3) 障がい児の子育て支援等のニーズを踏まえた提供体制の整備

児童発達支援センター等における地域支援を推進し、保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）、幼稚園、小学校及び特別支援学校等の育ちの場での支援に協力できるような体制を構築することにより、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進を図る必要があります。

(4) サービス確保の施策

① 児童発達支援センターを中心とした地域支援体制の整備

障がいの重度化・重複化や多様化に対応する専門的機能の強化を図った上で、地域における中核的な支援施設として位置づけ、児童発達支援事業者等と緊密な連携を図り、重層的な障がい児支援の体制整備を図ります。

特に、市内にある2か所の児童発達支援センターの利用にあたっては、慢性的に飽和状態が続くことから、圏域の課題と捉え、利用が必要な障がい児が優先的に利用できるように、利用調整を引き続き実施します。

さらに、障がいがあっても保育所等の利用ができるように、保育所等訪問支援等の実施体制の充実を図ります。

② 子育て支援に係る施策との連携

障がい児支援の体制整備に当たっては、子ども・子育て支援法等に基づく子育て支援策との緊密な連携を図る必要があります。また、障がい児の早期発見・支援を進めるために、母子保健施策との緊密な連携を図るとともに、保育や子育て・子育ち支援担当との連携を図ります。

③ 教育との連携

障がい児支援が適切に行われるために、就学時及び卒業時における支援が円滑に移行されることを含め、学校、障がい児通所支援事業所、障がい福祉サービス提供事業所が緊密な連携を図るとともに、教育委員会部局との連携を推進します。

さらに、学齢児を対象とした放課後支援の充実を推進します。

④ 特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備

医療的ケアが必要な障がい児に対する支援の基盤整備の強化を図ります。

さらに、退院後に安心して地域で生活することができるよう、保健、福祉、医療、教育等の関係機関によるチームでの支援体制を整備する等、共通の理解に基づき協働する総合的な支援体制の構築を図るとともに、必要となる支援を調整するコーディネーターの配置を図ります。

なお、重度の障がい等の状態にあって、外出することが著しく困難な障がい児に、居宅を訪問して発達支援が提供できるように、関係機関と連携して支援体制の構築を図ります。

さらに、虐待を受けた障がい児に対しては、状況に応じた療育や心理的ケアといった、きめ細かな支援を提供します。

第6章 地域生活支援事業の見込量

| 事業の概要

地域生活支援事業は、地域に暮らす障がいのある人が、その有する能力や適性に応じて、自立した日常生活を営み、社会参加を進めることができるよう、市町村が実施主体となって、地域の特性や利用者の状況に応じた事業を行い、福祉の増進を図るとともに、障がいの有無に関わらず、全ての方々が共に安心して暮らすことができる社会の実現を目的としています。

地 域 生 活 支 援 事 業		
必須事業	理解促進研修・啓発事業	<ul style="list-style-type: none"> ・市民ふれあい広場 ・出前講座
	自発的活動支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・当事者、家族会への支援
	相談支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・上小圏域障害者総合支援センター ・基幹相談支援センター
	成年後見制度関係事業	<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度利用支援事業 ・成年後見制度法人後見支援事業
	意思疎通支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・手話通訳・要約筆記者派遣事業 ・手話通訳者設置事業
	日常生活用具給付等事業	
	手話奉仕員養成研修事業	
	移動支援事業	
	地域活動支援センター事業	<ul style="list-style-type: none"> ・市単独設置 ・圏域市町村共同設置
任意事業	日常生活支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問入浴支援事業 ・日中一時支援事業 ・地域移行のための安心生活支援事業
	社会参加支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・奉仕員養成研修事業 ・点字・声の広報発行事業 等

2 理解促進研修・啓発事業

(1) サービスの概要

障がいのある人が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がいのある人の理解を深めるための研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図ります。

(2) サービスの見込み

障がいのある人と地域住民が、ふれあい、交流することで障がいへの理解を深めるイベント等を実施することにより、住民同士が互いに助け合う「共生」の意識を高めます。また、障がいに対する理解の促進を図るための体験会、研修会や出前講座の開催を見込みます。

サービス名	見込むもの	実績	見込み		
		R元	R3	R4	R5
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施

(3) サービス確保の施策

- ・地域共生社会に向けたイベント（うえだ市民ふれあい広場など）を開催します。
- ・自治会や小中学校など身近なところで、障がいに対する理解が進むよう研修会や出前講座、体験会などを開催します。
- ・障がいに対する理解を進めるため、広報紙を活用した啓発をします。
- ・市職員の障がいを理解するための職員研修を実施します。

3 自発的活動支援事業

(1) サービスの概要

障がいのある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がいのある人やその家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図ります。

(2) サービスの見込み

障がいのある人やその家族が互いの悩みを共有したり、情報交換のできる交流会活動を支援します。

サービス名	見込むもの	実績	見込み		
		R元	R 3	R 4	R 5
自発的活動支援事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施

(3) サービス確保の施策

- 当事者団体が開催する研修会や交流会などへの支援

4 相談支援事業

(1) サービスの概要

障がいのある人やその介助者および保護者等からの相談に応じて、必要な情報の提供等の便宜を供与することや権利擁護のために必要な援助を行います。

事業名	事業内容
障害者(児)相談 支援事業	福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）、専門機関の紹介（社会資源の活用）、社会生活を高めるための支援、権利擁護のために必要な援助などを行う。
基幹相談 支援センター	地域における相談支援の中核的な機関で、総合的な相談のほか、サービス等利用計画の調整、アドバイス、また、地域生活支援事業におけるサービス等利用計画の作成、困難ケースへの対応、地域の相談支援事業者間の調整や支援、障がいのある人に対する虐待の防止・対応、権利擁護などの役割を担う。
市町村相談支援 機能強化事業	専門職員（社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等）を配置し、市町村の相談支援事業の強化を行う。現在、上小国域の4市町村合同で、障害者総合支援センターで実施している。

(2) サービスの見込み

上小圏域市町村の相談支援体制に対する考えに則し、引き続き相談支援事業所の実施箇所の増加と基幹相談支援センターの機能強化を見込んでいます。

(各年度の見込み)

サービス名	見込むもの	実績	見込み		
		R元	R 3	R 4	R 5
障害者相談支援事業	相談支援事業所の数	24 事業所	25 事業所	26 事業所	27 事業所
基幹相談支援センター	設置の有無	設置	設置	設置	設置
市町村相談支援 機能強化事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施

(3) サービス確保の施策

- ・上小圏域市町村と連携し、相談支援事業所の登録及び設置の促進を図ります。
- ・障がいのある人からの相談に対して、専門のコーディネーターが24時間ワンストップで応じられる体制や情報提供体制の充実を図ります。
- ・相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくり（地域内ネットワーク）に関し、中核的な役割を担う自立支援協議会を中心に協議・調整を行います。
- ・相談支援事業は上小圏域市町村による共同事業として実施し、上小圏域基幹相談支援センターへ引き続き委託を行います。
- ・上小圏域障害者総合支援センターでの「生活・就労・障がい福祉サービス利用等の総合的な相談事業(情報提供、各種支援施策に関する助言・指導等)」を引き続き行います。
- ・障がい等、同じ背景を持つ人同士が対等の立場で互いの話を聞き、受け入れあうことでの自立のための情報共有や精神的に支え合うことを目指す「ピアカウンセリング」を推進するとともに、普及啓発を行います。

5 成年後見制度関係事業

(1) サービスの概要

障がい福祉サービス利用の観点から、成年後見制度の利用が有用であると認められる判断能力が十分でない障がいのある人に対して、利用支援にかかる事業を行い、権利擁護を図ります。

また、地域で暮らす障がいのある人を取り巻く環境の変化に伴い、法人後見等の業務を担う「上小圏域成年後見支援センター」の果たす役割の重要性がますます高まっていることから、支援事業を通じて、今後活躍が期待される市民後見人の活用を含めた法人後見の活動の安定的な実施を図ります。

<上小圏域成年後見支援センターでの業務内容>

- ・成年後見制度の普及、啓発活動 　・制度利用に関する相談、アドバイス
- ・専門知識との連携による制度利用の促進 　・申し立て申請手続き支援
- ・法人後見人の受任 　・市民後見人の養成 など

事業名	事業内容
成年後見制度 利用支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・知的及び精神障がいのために判断能力が十分でない方で、費用負担が困難なことなどから制度利用が進まない方の支援のため、成年後見制度の申立てに要する経費（申立手数料、鑑定費用等）及び後見人等への報酬の全部または一部を助成。 ・身寄りがないなどで申立てを行うことが困難な場合に市長が代わって申立てを行う。
成年後見制度 法人後見支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援する。

(2) サービスの見込量

障がいのある人本人及び家族等の介助者の高齢化等により、今後の需要と必要性は増加が見込まれます。成年後見制度や市民後見人の必要性を普及啓発する講演会等の開催を見込みます。
(各年度の見込量)

サービス名	見込むもの	実績	見込量		
		R元	R3	R4	R5
成年後見制度 利用支援事業	利用見込件数	2人	4人	5人	6人
成年後見制度 法人後見支援事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施
市民後見人養成講座	講演受講者数	162人	200人	200人	200人

(3) サービス確保の施策

- ・判断能力の不十分な方々の権利を保護するために、成年後見制度の啓発活動や制度を活用するための支援体制を確保します。
- ・サービスを必要とする方が適切に利用できるように情報提供を行います。
- ・新たな担い手としての市民後見人の確保に向け、関係機関と連携し、周知を図ります。
- ・中核機関及び地域連携ネットワーク協議会を設置し、権利擁護の地域連携ネットワークづくりを推進します。

6 意思疎通支援事業

(1) サービスの概要

聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人の支援のため、また、合理的な配慮の観点から、意思疎通を仲介する手話通訳者・要約筆記者の派遣、手話通訳者の設置、点訳・音声訳等による支援事業などを行い、意思疎通の円滑化を図ります。

事業名	事業内容
手話通訳者等設置 及び派遣事業	聴覚、言語機能、音声機能、その他の障がいにより、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人に、手話通訳者の設置、手話通訳者や要約筆記者の派遣を行う。

(2) サービスの見込量

令和2年7月に「うえだ手話言語・情報コミュニケーション条例」が施行され、市が主催する各種行事においても手話通訳を行う機会が増え、今後も件数は増加することが見込まれます。
(各年度の見込量)

サービス名	見込むもの	実績	見込量		
		R元	R3	R4	R5
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	利用見込件数	254件	260件	270件	280件
手話通訳者設置事業	実設置見込者数	1人	2人	2人	2人

(3) サービス確保の施策

- ・サービスを必要とする障がいのある人が適切に利用できるよう情報提供を行います。
- ・緊急時の対応や社会参加の促進等、意思疎通の円滑化を図るために、手話通訳者や要約筆記者等の登録確保を進め派遣を行います。また、各種相談に対応するため、市役所の担当部署に手話通訳者を設置します。
- ・市が主催する各種行事において、手話通訳を行うなど合理的配慮を推進します。

7 手話奉仕員養成研修事業

(1) サービスの概要

意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、手話で日常会話をを行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した方を養成します。

事業名	事業内容
手話奉仕員 養成研修事業	聴覚障がいのある人との交流活動の促進、市町村の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成研修する。

(2) サービスの見込量

入門講座と基礎講座を2年間のカリキュラムで実施し、さらにレベルアップ講座を毎年開催しています。

(各年度の見込量)

サービス名	見込むもの	実績	見込量		
		R元	R3	R4	R5
手話奉仕員 養成研修事業	実養成講習修了見込者数	7人	10人	12人	14人

(3) サービス確保の施策

- ・手話奉仕員養成講座の周知を行い、参加者の増加を図ります。
- ・県主催の指導者講習会への参加により指導員のレベルアップを図ります。

8 日常生活用具給付等事業

(I) サービスの概要

重度障がいのある人に対して、日常生活の便宜を図るために自立生活支援用具等の日常生活用具の給付を行います。

給付は、各用具で定められている障がい部位や手帳等級等の要件を満たす方に対して、定められた範囲内で行われます。

事業名	事業内容
介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット、特殊尿器、入浴担架、体位変換器、移動用リフト、訓練椅子（障がい児のみ）、訓練用ベッド（障がい児のみ）などの給付。
自立生活支援用具	入浴補助用具、便器、T字状・棒状杖、歩行支援用具、頭部保護帽、特殊便器、火災警報器、自動消火器、電磁調理器、歩行時間延長信号機用小型送信機、聴覚障がい者用屋内信号装置などの給付。
在宅療養等支援用具	透析液加湿器、吸入器、電気式たん吸引器、酸素ボンベ運搬車、盲人用体温計、盲人用体重計、パルスオキシメーターの給付。
情報・意思疎通 支援用具	携帯用会話補助装置、点字ディスプレイ、点字器、点字タイプライター、視覚障がい者用ポータブルレコーダー、視覚障がい者用活字文書読上げ装置、視覚障がい者用拡大読書器、盲人用時計、盲人用血圧計、聴覚障がい者用通信装置、聴覚障がい者用情報受信装置、人工喉頭、点字図書、視覚障がい者・上肢障がい者用パソコン周辺機器、人工内耳、人工鼻の給付。
排泄管理支援用具	ストマ装具、紙おむつ等、収尿器の給付。
居宅生活 動作補助用具	居宅生活動作補助用具、住宅改修費の給付。

(2) サービスの見込量

日常生活用具給付事業で取り扱う品目は多種多様であり、耐用年数等の関係から利用実績等にばらつきがありますが、用具全体として増加を見込みます。

(各年度の見込量)

サービス名	見込むもの	実績	見込量		
		R元	R 3	R 4	R 5
介護・訓練支援用具	給付等見込件数	4	10	10	10
自立生活支援用具	給付等見込件数	28	30	30	30
在宅療養等支援用具	給付等見込件数	48	50	50	50
情報・意思疎通 支援用具	給付等見込件数	15	20	20	20
排泄管理支援用具 (ストマ装具・紙おむつ等)	給付等見込件数	3,654	3,700	3,700	3,700
住宅改修費	給付等見込件数	3	3	3	3

(3) サービス確保の施策

- ・サービスを必要とする障がいのある人が適切に利用できるよう情報提供を行います。
- ・新たな用具の追加、開発や更新にも対応するなど、ニーズを的確に把握し、必要性等に応じた柔軟な対応を図ります。
- ・膀胱・直腸機能障がいのある人が使用する排泄管理支援用具（ストマ用装具）給付については、使用頻度が高いことを考慮し、引き続き低所得者層の利用者負担の軽減を行います。
- ・サービス利用者負担割合

品目	世帯区分	負担割合	備考
ストマ装具のみ	課税世帯	10%	(※対象外あり)
	課税世帯	5%	(所得税非課税)
	非課税・生活保護世帯	0%	
その他の用具	課税世帯	10%	(※対象外あり)
	非課税・生活保護世帯	0%	

※障がいのある人本人又は世帯員のいずれかが一定所得以上の場合

(本人又は世帯員のうち市民税所得割の最多納税者の納税額が46万円以上の場合)
には、日常生活用具給付の支給対象外とします。

9 移動支援事業

(1) サービスの概要

屋外での移動が困難な障がいのある人について、外出のための支援を行い、地域での自立生活及び社会参加を促進します。

事業名	事業内容
移動支援事業	単独での移動以外にも、障がいのある人がグループで移動する機会が持てるようにグループ支援を行う。 身体介護を要する重度障がいのある人にも外出の機会を提供するため、身体介護を伴う支援を行う。

(2) サービスの見込量

障がい児の利用が多く、今後も、療育支援や家庭支援の観点から増加が予想されますが、利用者の一部は、障がい福祉サービスの同行援護、行動援護等に移行することを見込み、同推移となることを見込みます。

(各年度の見込量)

サービス名	見込むもの	実績	見込量		
		R元	R3	R4	R5
移動支援事業	利用見込者数	198人	200人	200人	200人
	実利用見込時間	33,236時間	33,000時間	33,000時間	33,000時間

(3) サービス確保の施策

- 在宅生活者の移動支援を行うことにより、自立生活及び社会参加の促進を図るとともに、利用形態に応じて多様な対応ができるよう、サービス提供者の確保と提供体制の充実を図ります。
- 利用者自身が自らの障がいの状況等に合った事業所を選択できるように、事業所の情報提供の充実を図ります。
- 福祉有償運送事業等移送手段システムとの連携により、利用しやすい提供体制を整備します。
- サービス利用者負担

世帯区分	負担割合
課税世帯	5%
非課税世帯・生活保護世帯	0%

※移送の手段となる福祉有償運送利用等については別途費用が生じます。

I 0 地域活動支援センター事業

(1) サービスの概要

障がいのある人の日中活動の場として、創作的活動や生産活動への参加する機会の提供、社会との交流促進等の機会の提供を行う地域活動支援センターを設置します。

事業名	事業内容
地域活動 支援センター事業	創作的活動または生産的活動の機会の提供（各種講座やプログラムの実施）、相談支援事業、ボランティア育成や就労支援、障がい理解の普及啓発（講演会開催等）、地域交流等を行う。

(2) サービスの見込量

令和2年度末で事業所数が3か所に減じる一方、新規開設は見込まれません。段階を踏んで日中活動系サービスへ移行する精神障がいや発達障がいのある方が多いことから、存続する事業所における一定の利用者を見込んでいます。

（各年度の見込量）

サービス名	見込むもの	実績	見込量		
		R元	R3	R4	R5
地域活動 支援センター事業	実施見込箇所	4か所	3か所	3か所	3か所
	実利用見込者数	286人	180人	180人	180人

(3) サービス確保の施策

- 今後も利用者の障がい特性と生活リズムに対応した場の確保は必要であり、「ひきこもり」者の社会参加へのステップアップを図る場としても必要となることから、引き続き活用できる施設の確保を進めます。
- 当事者が運営に携わり、ピアサポートを行うことができる体制の確保を図ります。

施設名	運営主体	形態	主な利用者
地域活動支援センター やすらぎ	(医) 友愛会	共同 補助	精神障がいのある人
地域活動支援センター せせらぎ	(特非) なごみの会	補助	精神障がいのある人
地域活動支援センター カナン	(特非) カナン	補助	精神障がいのある人

II 訪問入浴サービス事業

(1) サービスの概要

地域における重度身体障がいのある人の日常生活を支援するため、訪問による居宅入浴サービスを提供し、重度身体障がいのある人の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。

事業名	事業内容
訪問入浴 サービス事業	給湯装置付き巡回入浴車を派遣し、居室に浴槽を搬入したうえ、入浴サービスを行う。

(2) サービスの見込量

実績から増加傾向にあるため、今後も増加すると見込みます。

(各年度の見込量)

サービス名	見込むもの	実績	見込量		
			R元	R3	R4
訪問入浴 サービス事業	実施見込箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所
	実利用見込者数	14人	15人	16人	17人

(3) サービス確保の施策

- 利用者が不便なく利用選択ができるよう、提供事業所の確保に努めます。
- 重度身体障がいのある人及び世帯の状況等を把握しながら、適正なサービス提供を図ります。
- サービスを必要とする重度身体障がいのある人が適切に利用できるように情報提供を行います。
- サービス利用者負担

利用区分	世帯区分	利用者負担割合
「週2回以内の利用」	世帯構成不問	0%
「週3回以上の利用」	課税世帯	10%
	非課税世帯	5%
	生活保護世帯	0%

I 2 日中一時支援事業

(1) サービスの概要

障がいのある人の日中における活動の場を確保することにより、障がいのある人の家族の就労を支援するとともに、障がいのある人を日常的に介護している家族等の一時的な休息を図ります。

事業名	事業内容
日中一時支援事業	活動の場を提供し、見守り又は社会に適応するための日常的な訓練を行う。また、必要に応じて事業所までの送迎や食事を提供する。

(2) サービスの見込量

放課後等デイサービスの利用も進むことが予想されますが、今後も同推移と見込みます。

(各年度の見込量)

サービス名	見込むもの	実績	見込量		
		R元	R 3	R 4	R 5
日中一時支援事業	利用見込者数	65人	65人	65人	65人
	利用見込時間数	11,808時間	12,000時間	12,000時間	12,000時間

(3) サービス確保の施策

- ・サービスを必要とする障がいのある人が適切に利用できるように情報提供を行います。
- ・利用者のニーズに応えられるようにサービス提供事業所の拡充を図ります。
- ・同様のサービスを提供する目的で実施されている心身障害児（者）タイムケア事業（長野県の補助事業）との調整を図ります。
- ・サービス利用者負担

世帯区分	利用者負担割合
課税世帯	5%
非課税世帯・生活保護世帯	0%

I 3 地域で安心して暮らすための安心生活支援事業

(地域移行のための安心生活支援事業)

(1) サービスの概要

地域生活支援拠点の一環として、緊急ショートステイ事業を行い、障がいのある人が地域で安心して暮らすための支援体制の充実を図ります。なお、この事業は上小圏域4市町村の共同事業として実施します。

事業名	事業内容
地域移行のための 安心生活支援事業	障がいのある人が地域で安心して暮らすための支援体制を整備することにより、障がいがあっても自ら選んだ地域で暮らしていくよう地域生活への移行や定着を支援する。

(2) サービスの見込量

地域で暮らす障がいのある人が、緊急時にも安心できるよう、地域生活支援拠点の充実を見込みます。

サービス名	見込むもの	実績	見込量		
		R元	R 3	R 4	R 5
地域移行のための 安心生活支援事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施

(3) サービス確保の施策

- ・上小圏域の社会福祉法人等と連携し緊急時に受入可能な1床を常時確保するとともに、障がい特性や医療に関する事項等、利用者に関する事項について確実に受入施設が把握できるように、地域定着支援台帳の整備を行います。
- ・緊急事態が起こらぬように、日頃から関係機関と連携し適切な支援を実施します。
- ・中核的な役割を担う自立支援協議会を中心に協議・調整を行います。

I 4 社会参加支援事業

(1) サービスの概要

障がいのある人の社会参加を促進するため、下記事業を行います。

事業名	事業内容
レクリエーション活動等支援事業	障がいのある人の体力増進と交流促進を図るため、スポーツ・レクリエーション教室を開催
芸術・文化講座開催等事業	障がいのある人の芸術文化の振興と創作意欲を助長するため、各種教室を開催
点字・声の広報等発行事業	文字による情報入手が困難な障がいのある人に対して、点訳・音訳による広報紙（広報うえだ、市議会だより、社協うえだ）を発行し、情報提供を行う。
奉仕員養成研修事業	ボランティア育成のため、点訳奉仕員・朗読奉仕員等の養成講座を開催

(2) サービスの見込量

今後も定期的な活動と事業の周知を行いますが、利用者の大幅な増加が見込まれないため、同推移を見込みます。

（各年度の見込量）

サービス名	見込むもの	実績	見込量		
		R元	R 3	R 4	R 5
レクリエーション活動等支援事業	回数／年	1	1	1	1
芸術・文化講座開催等事業	回数／年	1	1	1	1
点字・声の広報等発行事業	利用者数	84	90	90	90
点訳奉仕員等養成研修事業	受講者数	7	5	5	5

(3) サービス確保の施策

- ・サービスを必要とする障がいのある人が適切に利用できるように情報提供に努めます。
- ・社会参加による生きがいづくりと、余暇活動支援及び情報提供体制の整備とボランティアの育成による地域福祉の推進を図るための施策を行います。

第3編

資料編

| 第二次上田市障害者基本計画の達成状況及び評価

分野別施策	課題	課題への対応及び実施事業等	計画に対する成果	担当課
I. 生活支援				
1) 相談支援体制の構築	相談支援事業者の一層の体制充実と資質の向上について	・圏域障害者基幹センター業務委託事業	圏域における福祉・医療・保健・就労・教育等に関する各種サービスの総合的な調整、相談支援事業を始めとした圏域全体でのシステムづくりに関する主導的な役割を担っている。 全体会一運営委員会一専門部会(療育・発達専門部会他4部会)-障害福祉計画推進プロジェクト委員会	障がい者支援課
		・専門職による相談 ・放課後デイサービス事業者等との連携 ・相談事業者の資質の向上を目的とした支援者向け研修会の開催	個々のケースを通じて事業所との支援体制を構築していくことができた。	発達相談センター
		・圏域障害者自立支援協議会設置事業	相談支援専門員のスキルアップを図るため、関係機関と連携し、各種研修や事例検討、ケアマネジメント連絡会を開催し相談事業の機能強化を図った。	障がい者支援課
		・団体活動費補助(家族会) ・ピアサポート基礎研修	家族会への活動支援により、同じ悩みを持つ方々の交流の場や互いに相談できる環境の確保が図れた。 ピアサポートー養成講座などの研修を通じて、同じ悩みや問題を持つ方々同士での相談事業を行った。	障がい者支援課
2) 障害福祉サービスなどの充実	障がい福祉サービス等の社会資源の充実と有効活用について	・計画相談支援の利用支援	利用者の生活様態やニーズに適したサービス利用計画の作成を行い、日常生活の安定化が図れた。 H29:1495件 H30:1483件 R元:1528件	障がい者支援課
		・上田市つむぎの家管理運営委託事業	上田市つむぎの家について、指定管理者制度により管理運営支援を行った。また、医療的ケアの必要な障がいのある人への支援を充実させるため、平成29年度に医療・福祉・教育などの関係機関による「医療的ケア児者支援検討委員会」を圏域で立上げ、課題整理や研修、意見交換会などを行った。	障がい者支援課
			高齢者と障がい児者が同一事業所でサービスを受けやすくなるため、介護保険と障害福祉の両制度に新たに位置づけられた「共生型サービス」について、介護保険サービス事業所や障害福祉サービス事業所等へ周知を図った。	高齢者介護課
		・地域包括ケアシステム準備検討委員会によるスムーズな介護保険サービスへの意向の検討	準備検討委員会において圏域市町村単位での「介護保険サービス移行に向けた説明リーフレット」の作成及び対象者向けの調査体制整備と関係支援機関との地域連携強化を図った。	障がい者支援課
		・福祉有償運送協議会設置事業	移動経費の負担軽減と利便性の向上による社会参加の増進が図れた。令和元年度末現在、5事業所により実施。	障がい者支援課
		・自動車改造費助成事業 ・自動車免許取得費助成事業	社会参加に大きく寄与する移動手段の確保に対する補助により、行動範囲の拡大等、生活の質の向上が図れた。(補助件数) 自動車改造 H29:5件 H30:4件 R元:5件 免許取得 H29:1件 H30:2件 R元:3件	障がい者支援課

1. 第二次上田市障害者基本計画の達成状況及び評価

分野別施策	課題	課題への対応及び実施事業等	計画に対する成果	担当課
		・医療的ケア児の退院前支援	医療的ケアの必要な児には、病院退院前から医療機関と福祉担当と連携し地域での必要な支援を早期に実施することができた。	健康推進課
		・日中一時支援事業	障がい児者の日中活動の場を確保し、家族へのレスパイトケアにも寄与できた。 H29:504件 H30:463件 R元:463件	障がい者支援課
			重度の障がいのある人について、医療や福祉等の関係機関と連携し、重度訪問介護を含めたサービスの総合的な支援方法の協議・検討を行い、適切なサービス提供を図った。	障がい者支援課
3) 障害児支援の充実	障害の程度・成長段階に応じた障害児支援の充実について	・乳児期から現れている発達の遅れに対し作業療法士が個別対応する等、専門職の充実を図った。 ・専門医による相談の結果を保護者、関係機関と共有し効果的な支援を実施した。 ・巡回相談事業	専門医による相談を受けることにより保護者だけでなく保育士等支援者にとっても対応の仕方が分かり効果的な支援につながった。 状態に応じた手帳取得等により、教育や日常生活における支援環境の構築を図り、安定的な療育環境を維持することに寄与した。	発達相談センター
		・不登校などの二次障害につながらないよう、乳幼児支援を中心とした事業展開。 ・支援者がその子の特性に適応したかかわり方ができるよう支援者向け研修会を開催。 事業名:親子教室たんぽぽ (2歳児・3歳児コース) ・ペアレントトレーニング講座 (年2コース) ・作業療法士による運動教室 (幼児グループ・児童グループ) ・市民向け発達講演会 ・専門医師による相談会	・発達相談センターでの相談件数は令和元年度1956件と平成22年の約4倍に増加し、年齢別にみると小学生以上が約6を占めている。 ・発達特性は乳児期から現れていることも多く、保護者は育てにくさを抱えながら育児に向き合っている。 ・専門職が早期の段階から保護者に対して具体的な関わり方を提案することで子供の成長発達が促され、その結果育児が楽しくなり、子どもとの良好な愛着形成につながっている。	子育て・子育ち支援課
		・H27年度から、1歳6ヶ月児健診において「乳幼児自閉症チェックリスト」を用いて保護者と一緒に子どもの発達の理解を深めながら確認し早期対応を実施している。	客観的な指標として保護者へ伝えることができるため支援に入りやすい。	健康推進課
		・新しい園舎の整備にあたっては、バリアフリーに配慮した。 ・障がい児担当保育士育成研修(公開保育・実習等)、保育所職員研修会(発達に支援を必要とする子どもの保育に係る研修会)開催 ・発達支援担当保育士、言語聴覚士による巡回指導 ・発達相談事業	・バリアフリーに配慮し、神科第一保育園、神川保育園を建設した。 ・障がい児担当保育士研修、保育所職員研修会を継続して開催することにより保育士のスキルアップを図った。 ・巡回指導 H29:70回、H30:65回、R元:48回 ・発達相談 H29:64回、H30:55回、R元:86回	保育課
			自立支援協議会「療育・発達専門部会」により、課題の整理や施策の検討を進めている。 放課後等デイサービス事業所数 H25:3事業所 → R2:11事業所(市内9+圏域内2)	障がい者支援課

分野別施策	課題	課題への対応及び実施事業等	計画に対する成果	担当課
2. 保健・医療				
1) 障害の原因となる生活習慣病の発症予防と重症化予防の推進	ライフステージに応じた健康づくり、疾病予防、及び重症化予防の推進について	妊娠届出時の保健指導の実施 乳幼児健診時の保健指導の実施 庁内栄養士会議の実施	妊娠届出時に一人ひとりの状況にあわせ個別に保健指導を実施している。 乳幼児健診時に集団指導の実施と必要者への個別保健指導を実施し、きめ細やかに対応している。また年に2回庁内の栄養士(健康推進課、保育課、学校教育課)で情報共有の会議を実施している。	健康推進課、子育て・子育ち支援課 健康推進課、子育て・子育ち支援課
		健康教育の推進	体育や保健体育をはじめとする各教科や特別活動を通じて健康教育の充実を図った。また、児童生徒の心のケアにも努め、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの派遣、子どもと親の相談員及び心の教室相談員を全小中学校に配置した。	学校教育課
		・高校への出前講座の推進 ・市内高校の養護教諭との情報共有の実施	希望のある市内の高校へ出前講座による健康づくりの正しい知識の健康教育を実施した。また市内6校の高校養護教諭と情報共有を行う会議を実施した。	健康推進課
		・個別保健指導の実施 ・「ひとまちげんきクラブ」、「知って得する運動講座」等各種健康づくり講座を実施	・特定健診結果に基づき、対象者には個別面接による保健指導を実施した。 ・H29～R元まで「ひとまちげんきクラブ」参加者延べ4,848人、「知って得する運動講座」参加者延べ2,235人	健康推進課
		生活支援体制整備事業	地域包括支援センターに生活支援コーディネーターを配置し、地域の課題の把握、資源の発掘を推進。 H30:モデル地域3地区 R元:10地域に配置	高齢者介護課
2) 精神保健・医療・福祉の充実	精神障害に対する正しい理解と啓発及びお互いに見守り支え合う地域支援の推進について	広報・有線放送・行政チャンネルなどで啓発 「こころの相談」などの相談事業を実施	多くの情報がある中で、正しい情報を伝える機会となっている。 「こころ相談」の実施により、相談者の間口を広げ、相談につながりやすくなっている。	健康推進課
		法令に基づき自立支援医療の支給 申請の窓口を担うとともに、必要に応じて申請勧奨を行った。	適切な支給決定がなされた。	障がい者支援課
		自立支援協議会の地域生活移行専門部会において、長期入院患者等の地域移行に関する取組等を協議	平成30年度からピアサポート(障がいのある人自身が自らの経験に基づいて、他の障がいのある人の相談相手になったり、同じ仲間として社会参加や地域での交流、問題解決等を支援したりする活動)研修を行い、支援体制の推進を行った。また、地域の精神科病院を訪問し、意見聴取を実施した。	障がい者支援課
		自立支援協議会地域移行支援部会への参加	自立支援協議会地域移行支援部会が、各立場でできることを進めている。	健康推進課

1. 第二次上田市障害者基本計画の達成状況及び評価

分野別施策	課題	課題への対応及び実施事業等	計画に対する成果	担当課
3. 教育・文化芸術活動、スポーツ活動				
1) インクルーシブ教育の構築	児童・生徒が障がいの有無にかかわらず共に教育を受けられる多様な学びの場の整備について	特別支援教育の推進	・学習上のサポート等を行う特別支援教育支援員を市内全小中学校に配置し、一人ひとりの状況に応じた支援を行った。	学校教育課
		教育支援、就学の相談体制の充実(持てる力を最大限に發揮できる学びの場の整備)	・教育支援委員会を設け、すべての子どもが持てる力を最大限に發揮できる学びの場に就学できるよう支援した。 H29 会議回数 8 回 判定件数 245 件 H30 会議回数 8 回 判定件数 229 件 R 元 会議回数 8 回 判定件数 256 件	学校教育課
		学校における対人関係スキルの習得支援	・障がいのある児童・生徒が生活上、学習上の困難を克服し、持てる力を高めるソーシャルスキルトレーニングの充実を図った。	学校教育課
		地域のサポーターと共にジョブ活動と言われる職場体験を行っている。月に一度定例会で地域ごと活動の報告や振り返りを行っている。	3 地区で 5 名のジョブ活動を実施。現在短縮傾向にあるが、地域で主体的に行っていいる活動のため、市として見守っている。	障がい者支援課
		校長(幼保小合同)会議では「つなぐ」の利用について周知を図る。就学相談等で「つなぐ」を発行し、保護者にも情報提供の必要性を伝え切れ目ない支援の継続を図った。	切れ目なあい支援のためのツールとして「つなぐ」を利用している支援者も増加している。	発達相談センター
		上小地域障害者就業・生活支援センターによる就労支援		障がい者支援課
2) 教育環境の整備	教育施設におけるバリアフリー化及び心のバリアフリー化の推進について	ICT の活用による学力の育成	・個々の特徴に合わせたアプリや教材を使用することで、児童生徒の集中力や理解力向上への支援を行った。 ・音声アプリ「いーリーダー」の全校での活用 ・音声教材作成ソフト「PLEXTALK Producer」を活用した支援	学校教育課
		教育施設の計画的な整備	・平成 28 年度には学校施設の耐震化に伴う全工事が完了。 ・引き続き、老朽施設の長寿命化や改築等、施設整備を計画的に進めてまいりたい。	学校教育課 教育施設整備室
		特別支援教育に係る専門性の向上	・教職員の特別支援教育に関する知識、指導力の向上を図るとともに、個別の指導計画を作成し、一人ひとりの状況に応じた教育を進めた。 ・多層指導モデル MIM の活用支援(R 元 モデル校 8 校) ・通常の学級におけるユニバーサルデザイン化的視点を活かした授業改善の支援(塩田地区小中学校 4 校) ・個別の指導計画と授業での活用支援(R 元 モデル校 3 校)	学校教育課
		教育支援、就学の相談体制の充実(持てる力を最大限に發揮できる学びの場の整備)	・保育課等と連携し、早期からの相談支援、年中児の保護者向け小学校説明会を実施。 ・就学の相談に必要な発達支援検査等の実施。	学校教育課
		状況や教育的ニーズに応じた支援	・学校の教育活動全体を通じ道徳教育や人権教育を行い、児童生徒が他人の気持ちを共感でき解決できる力を育んだ。 ・学校、教育相談所、ふれあい教室、特別支援教育担当、発達相談センターなどが協力し、多面的で継続的な支援を行った。	学校教育課

1. 第二次上田市障害者基本計画の達成状況及び評価

分野別施策	課題	課題への対応及び実施事業等	計画に対する成果	担当課
3) 文化芸術活動、スポーツ活動などの振興	障がいの有無に 関わらず、誰も が文化・芸術、 スポーツ活動等 を楽しみことが できる環境の整 備や機会の確 保について	移動支援事業	個々の実態に合った外出支援により、利便性及び 生活の質の向上が図られた。 移動支援給付実績 H29:1,902件 H30:1,791件 R01:1,783 件	障がい者 支援課
		ふれあい広場運営委託事業	普段関わりのない障がい者と健常者の交流の場 として継続されている事業であり、障がい者の社 会参加に貢献した。 <参加団体数及び来場者数> H26:40 団体・3800人、H27:38 団体・3500 人、H28:47 団体・5000人、 H29:41 団体・5500人 H30:45 団体・3000 人、R01:42 団体・3000人	障がい者 支援課
		自主事業の際にレセプションистが サポートできるよう研修を行った。	障がいのある方が来館された際に客席までサポ ートすることができた。	交流文化 芸術セン ター
		自主事業の際にレセプションистが サポートできるよう研修を行った。	障がいのある方が来館された際に客席までサポ ートすることができた。	上田市立 美術館
		・障がいのある人でも利用しやすい 環境の整備を進め、施設に故障や 不備のないよう維持管理に努めた。 ・障がい者理解を深めるための職 員研修、障がい者の人権や多様性 を認めあう社会形成に関する講座、 障がい者事業所講師による講座等 の開催。	・バリアフリーに配慮した公民館の建設(西部公 民館、神川公民館)。 ・安全確保のためエレベーターの定期点検や修 繕箇所の点検、手すり設置、階段すべり止めや車 椅子の修繕の実施。 ・あいサポートー職員研修への参加 ・「多様性を認め合い、力を出し合い、地域を元 気に」をテーマにした研修会の実施。 ・「障がい者の人権」等をテーマにした懇談会の 実施。 ・障がい者事業所講師による入浴剤づくり講座の 実施。	生涯学 習・文化 財課
			上小障がい者スポーツ大会 参加団体数:H29:13 団体 H30:13 団体 R01:12 団体	障がい者 支援課

1. 第二次上田市障害者基本計画の達成状況及び評価

分野別施策	課題	課題への対応及び実施事業等	計画に対する成果	担当課
4. 雇用・就労				
1) 障害者雇用の促進	就労により自立及び地域定着に向けた障害者雇用施策の一層の充実について	①上小圏域障害者自立支援協議会(就労支援専門部会)への参画 ②「高校生の就職に係わる懇談会」開催 ③「上田養護学校見学会」の企業周知	参加団体数:H29:13 団体 H30:13 団体 R01:12 団体	地域雇用推進課
		上小圏域障害者自立支援協議会(就労支援専門部会)への参画	障がい者自身が障がい特性等を取りまとめて支援機関等への説明する際に活用するナビゲーションマップや、障がいのある方が働く上で配慮等を整理して就職や職場定着に向けての情報共有ツールである就労パスポートの説明会等を上田公共職業安定所や就労支援専門部会にて行った。	障がい者支援課
		障害者雇用促進法における法定雇用率の安定的かつ継続的な達成を図るため、障がいをもつ非常勤職員の選考採用を行った。	法定雇用率に対する実雇用率 ()内は当該年度 6月1日現在の法定雇用率) R元年度 3.1% (2.50%) H30年度 2.5% (2.50%) H29年度 2.65% (2.30%)	総務課
		上小圏域障害者就労・生活支援センターの活用	圏域障害者就労・生活支援センターの活用により、専門性の高いきめ細かな対応が可能となった。 相談件数 H29:4,428 件、H30:3,672 件、 R01:4,448 件 (長野県)障がい者雇用率:H29:2.06%、H30:2.14%、R01:2.17%	障がい者支援課 (総合支援センター)
		障がい者差別解消法や合理的配慮の周知	・上田・丸子・真田の各商工会・商工会議所へ権利擁護のリーフレットを配布し、障がいに対する理解の促進を図った。配布部数:1,100部 ・上田商工会議所会報へ障がい者週間と合理的配慮について掲載。	障がい者支援課
		①上田市就労サポートセンター(雇用推進コーディネーター)による事業所訪問	①事業所訪問による情報提供と各種相談 事業所訪問件数 ・H29 364 件 ・H30 418 件 ・R元 390 件	地域雇用推進課
2) 総合的な就労の支援	就労前及び就労後の支援及び就労環境の整備について	①上田市就労サポートセンター(雇用推進コーディネーター)による求職・労働相談	①相談窓口の設置と伴走型支援 相談件数 ・H29 112 件 ・H30 146 件 ・R元 168 件	地域雇用推進課
		障がいのある人の就労促進に向けて、上小地域障害者就業・支援センターと上田公共職業安定所などによる支援が行われており、それらの機関と協力しながら支援を行った。	・職業評価依頼件数 H29:28 件 H30:27 件 R元:31 件・職業準備訓練斡旋件数 H29:8 件 H30:6 件 R元:6 件・職場実習斡旋件数(短期トレーニング 促進事業等) H29:109 件 H30:108 件 R元:81 件	障がい者支援課
		①ハローワーク、県佐久技術専門校と連携した事業周知	①障がい者職業訓練生の募集を広報へ掲載、市勤労者福祉センター内にチラシを掲載し周知	地域雇用推進課
		ケースワークを通じた支援(シェイク、ハローワークへの取次等)	早期の就労に結びつくよう、上小地域障害者就業・支援センターでは、インテーク、職業訓練の斡旋、職場開拓、職場実習の斡旋、雇用契約調整、ジョブコーチ支援・障害者トライアル制度の斡旋・雇用契約後の定着支援等の支援を行っている。	障がい者支援課
		①上田市就労サポートセンター(雇用推進コーディネーター)による求職・労働相談【再掲】	①就労移行事業所との情報交換(R元 2回) 相談者への伴走型支援に努め、職場定着を支援する。	地域雇用推進課

1. 第二次上田市障害者基本計画の達成状況及び評価

分野別施策	課題	課題への対応及び実施事業等	計画に対する成果	担当課
		就労定着支援事業	平成30年度の障害者総合支援法の一部改正により創設された新たなサービスである就労定着支援事業(一般就労に移行する障害者の就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所や家族との連絡調整などの支援を行う)により定着化促進を図った。 支給決定数 H30:6件、R01:9件	障がい者支援課
		創業プラットフォームを中心とした創業支援	①上田商工会議所、ARECと連携し、創業・起業に向けた伴走型支援を実施	地域雇用推進課 商工課
3) 障がい特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保	障がい特性に応じた専門的な就労支援、多様な就業の機会の確保、就労環境の改善について	上田市就労サポートセンター(雇用推進コーディネーター)による事業所訪問【再掲】	事業所訪問を通じ、上小圏域障害者総合支援センター等関係機関を紹介、雇用拡大と職場定着を図った。	地域雇用推進課
		ハローワーク上田「専門援助コーナー」設置	上田商工会議所、ARECと連携し、創業・起業に向けた伴走型支援を実施	地域雇用推進課
		上小圏域障害者就労・生活支援センターによる相談支援	上小圏域障害者総合支援センター(上小地域障害者就業・支援センター)との連携を図り、情報共有や紹介を行うことにより雇用促進を行った。	障がい者支援課
		相談窓口の設置	長野働き方改革推進支援センターと連携した事業所向け「働き方改革」相談会開催・R元5回	地域雇用推進課
		上小圏域障害者就労・生活支援センターが、障がい者とハローワークを仲介することで、一般求人票から相談者に適する職を抽出し、企業との調整により相談者専用求人票の作成と調整を行った。	一般事業所への就職件数 ・一般(30時間以上/週) H29:52人 H30:41人 R元:35人 ・短時間(20時間以上30時間未満) H29:34人 H30:31人 R元:32人 ・短時間(20時間未満) H29:5人 H30:12人 R元:10人	障がい者支援課
		就労支援専門部会	圏域内の就労系事業所や病院関係者、養護学校教員等が参加する就労支援専門部会において、それぞれの事業所が抱える課題や取り組んでいる事例等を共有することや、障がい特性に応じた作業の進め方等を共有・議論することで工賃向上に向けて取り組んだ。	地域雇用推進課 障がい者支援課
		農福連携推進のため、新たにオーブンするぶどう畑へ障がいサービス事業所への作業委託を調整。	9/11より、上田市丸子のぶどう畑において、障がい福祉サービス事業所のリズムとワンズが作業委託を受け、ぶどうの収穫作業等を実施。	障がい者支援課
		農福連携推進	①JAへ専属の農福連携コーディネーターを配置、コーディネーターを中心に「専任推進員」やJA 営農指導員と連携しながら、農家への福祉の理解促進と福祉分野ができる農作業の掘り起こしを行った。 ②NPO法人長野県セルフセンター協議会と作業項目の調整や福祉事業所の紹介を通して、福祉分野とのマッチングを目指した。	農政課
		障害者優先調達推進法に基づき、平成26年度から障害者就労施設等からの物品等調達推進方針を定め、障害者優先調達の一層の推進を図った。	優先調達実績 H26:7,306,316円 H27:4,231,299円 H28:3,746,685円 H29:4,550,412円 H30:5,019,373円 R元:9,829,118円 その他、事業所による府内販売の実施(R元年度144,030円)、府内パソコン等のリサイクル(R元年度~)、農福連携による取り組み(R2年度~)を実施	障がい者支援課

1. 第二次上田市障害者基本計画の達成状況及び評価

分野別施策	課題	課題への対応及び実施事業等	計画に対する成果	担当課
5. 生活環境				
1) 住み慣れた地域で生活できる住宅の確保	バリアフリー化の推進及びユニバーサルデザインの普及について	市営住宅入居前工事において、浴室及びトイレ等に手すりを設置 【実績】H29 19戸、H30 15戸、R元 25戸、3年合計 59戸	浴室及びトイレ等に手すりを設置 【実績】H29 19戸、H30 15戸、R元 25戸、3年合計 59戸	住宅課
		・社会福祉法人等への市営住宅の使用許可	・社会福祉法人等への市営住宅の使用許可 【実績】H29 3戸、H30 3戸、R元 3戸、3年合計 9戸	住宅課
		住宅改修費補助	日常生活用具(住宅改修)実績 令和元年度 件数 3 件、給付額 474,500 円 (年度ごとに実績必要か) 障がい者にやさしい住宅改修実績 令和元年度 件数 2 件、給付額 1,057,680 円 (年度ごとに実績必要か)	障がい者支援課
		関係機関による連携した取り組み	利用希望者の意向を確認とともに、関係機関・関係部署と情報を共有し、相談体制の充実を図った。	障がい者支援課
		相談窓口の設置	高齢者介護課及び各地域自治センターで相談を受け、増改築の内容や必要な介護機器を検討した。	高齢者介護課
		ケースワーク及び支給決定業務	ケースワーク及び支給決定業務を通じ、共同生活援助の体験利用や地域移行支援などのサービスにつなげた。	障がい者支援課
		民生委員・児童委員への協力体制の周知	民生委員・児童委員協議会専門部会の研修時等において、連携及び協力体制の構築について働きかけを行った。	危機管理防災課 障がい者支援課
		消防署と連携を図り対応した。	消防署と連携を図り対応した。	建築指導課
2) 公共的施設などのバリアフリー化など障がい者に配慮したまちづくりの推進	移動手段の確保や移動しやすいバリアフリー環境の整備について	拠点集約型都市構造への実現に向けて、平成31年3月に上田市立地適正化計画を策定・公表した。 ・観光施設や観光トイレのバリアフリー、ユニバーサルデザインの案内表示設置の有無について調査を行った。	立地適正化計画に基づき、居住誘導区域外における開発や建築行為等の届出を義務化し、緩やかな誘導を行った。 ○調査対象 観光施設(観光会館、塩田の館、別所温泉センター)観光トイレ	都市計画課
		道路の移動等円滑化整備ガイドラインに沿って、高齢者、障がい者のほか、すべての人に使いやすいユニバーサルデザインの考え方方に配慮した設計を行った。 上田城跡公園バリアフリー化事業 新参町線無電柱化及び道路改良事業	平成28年度までに上田城跡公園内の園路舗装及びトイレ改修を行った。 平成29年度から新参町線の無電柱化及び道路改良事業の具体的な計画を始めて、令和元年度から工事に着手した。	都市計画課
		事業者において、国のバリアフリー化設備等整備事業を活用し、ユニバーサルデザインタクシーを導入した。また、国の地域公共交通確保維持事業を活用し、バス事業者がノンステップバスを導入した。	高齢者・障がい者・傷病者・車いす利用者・妊婦の方など、移動に関してそれぞれ多様な制約を持つ利用者が安全安心かつ快適に利用することができるようになった。 タクシー H30年度 2台導入 (上田観光自動車㈱、菅平観光タクシー㈱) バス H29 1台導入(上田バス㈱) H30 1台導入(千曲バス㈱) R元 2台導入(上田バス㈱、千曲バス㈱)	交通政策課

1. 第二次上田市障害者基本計画の達成状況及び評価

分野別施策	課題	課題への対応及び実施事業等	計画に対する成果	担当課
		移動等の円滑化のために講ずべき施設について、高齢者や障がいのある方に具体的な意見を伺いながら計画を進めた。(新参町線無電柱化及び道路改良事業)	平成29年度から新参町線の無電柱化及び道路改良事業の具体的な計画を始めて、令和元年度から工事に着手した。	都市計画課
		道路施設について改善要望があり、点字ブロックの向きや横断歩道部の段差改善を行った。	平成30年度から令和元年度にかけて改修工事を行って、問題点の改善が図られた。	都市計画課
		JT跡地の開発により新たな交差点や施設が建設されたため、移動する方の利便性向上を目的として案内板の設置を行った。 公共サイン整備事業	平成26年度から28年度に案内板整備を行い、サントミューゼなど主要な施設へのアクセス向上が図られた。	都市計画課
6. 情報アクセシビリティ				
(1)情報通信における情報アクセシビリティの向上	障がいの有無に関わらず災害情報や市政情報を迅速に手にすることができる環境の整備について	令和2年2月末に市ホームページをリニューアルし、アクセシビリティ(日本工業規格「JIS X 8341-3:2016」)に準拠させた。	ホームページ全体の達成基準が「適合レベルA及びAA」を達成。 音声読み上げやルビ機能、文字サイズ変更、色合い変更などを可能となった。	情報システム課、広報システム課
		上田市メール配信サービスについて、広報うえだへの記事掲載や自治会でのポスター掲示、チラシ配布などにより登録を促進。また、障がい者施設に対しファックスでの災害情報などの配信も行った。	メール配信全登録者数は、現行計画策定時(平成26年)から12,000件弱の登録者増の約23,800件(令和2年6月現在)。ファックスによる情報配信登録事業所数は、令和2年4月現在で40件。	
		・「パソコン相談室」や出前講座「インターネット安全教室」等を実施。 ・特別支援学校などの施設見学の受入れや、障害のある子どもを預かる団体などに対する支援を行った。	・マルチメディア情報センターにおいて、「パソコン相談室」の開催や、「インターネット安全教室」等を実施したほか、施設見学を受け入れ、映像ライブラリー、キッズコーナーを開放し、パソコン、タブレットなどに触れていただくなど、障害の有無にかかわらず、誰もが情報機器等について相談したり触れる事のできる機会を提供できた。	情報システム課(マルチメディア情報センター)
		災害情報や市政情報・地域情報については、広報紙やホームページでの情報発信のほか、上田市メール、市公式Twitter、FMとうみアプリなどあらゆる情報発信媒体を活用し発信を行っている。		広報システム課
		災害時ににおける通信手段の確保や、平常時における生涯学習活動等での利活用を目的に公衆無線LANを整備した。	指定避難所となっている小中学校体育館(34校)や公民館(3館)、サントミューゼなどに公衆無線LAN整備した。	情報システム課
(2)コミュニケーション支援の充実	視聴覚障害等の障がい特性に応じたコミュニケーション手段に関する支援について	手話奉仕員等の派遣事業	手話奉仕員等の派遣を通じて、聴覚障がい者の社会参加を促進できた。 派遣実績(延べ件数) H29:202件 H30:255件 R元:286件	障がい者支援課
		音訳点訳業務委託事業	広報紙などの点訳・音訳を行い、情報入手が困難な障がい者に必要な市政情報が届けた。	障がい者支援課
		上田点字図書館デイジー図書作成 音訳ボランティアグループから録音テープの提供を受けてデジタル化し デイジー図書を作成	平成29年度 142冊 デイジー図書蔵書数 6,009冊 平成30年度 127冊 デイジー図書蔵書数 6,185冊 令和元年度 137冊 デイジー図書蔵書数 6,377冊	点字図書館

1. 第二次上田市障害者基本計画の達成状況及び評価

分野別施策	課題	課題への対応及び実施事業等	計画に対する成果	担当課
7. 安全・安心				
(1) 防災・防犯対策の推進	要配慮者への災害時の支援について、及び、地域における防犯活動の推進について	住民支え合いマップの整備 ①学識経験者として社会福祉法人が参画する上田市防災会議を定期的に開催し、上田市地域防災計画の見直し等を実施 ②地域住民や関係機関が参加し、地域特性に配慮した市民主体の防災訓練を実施 ①災害時等における要援護者（要配慮者）の緊急受入れに関する協定を締結 ②災害時等における要援護者（要配慮者）の輸送協力に関する協定を締結 上田市特殊詐欺等被害防止連絡協議会の開催 電子メール等での相談受付体制の確保	自治会及び社会福祉協議会と連携し住民支え合いマップの整備を進めた。 R元末で230自治会が作成済み。 ①年1回程度 ②年1回（市内4地区） ①社会福祉法人・医療法人（13法人） ②長野県タクシー協会上小支部 年2回開催 障がい者支援課への問い合わせや相談は、電話に限らずFAXや電子メールでも受け付けており、体制は整えている。	福祉課 危機管理防災課 危機管理防災課 生活環境課 障がい者支援課
8. 差別の解消及び権利擁護				
(1) 障がいを理由とする差別の解消の推進	権利擁護のための相談・支援体制の充実について	相談体制等の充実 ・「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の周知 ・相談・支援体制の充実 権利擁護委員会の開催 職員対応マニュアルの作成	虐待通報窓口や障害者差別相談窓口を担い、障がい者虐待や差別に関する相談について迅速な対応に努めた。 ・市ホームページへの掲載により、周知を図った。 ・市民プラザ・ゆうにおいて、女性相談員による何でも相談や女性弁護士による法律相談、また、法務局等において、人権擁護委員による人権相談を行った。 虐待通報窓口や障害者差別相談窓口を担い、障がい者虐待や差別に関する相談について迅速な対応に努めた。 平成27年度に障がいのある方への職員対応要領（窓口等対応マニュアル）を策定し全職員へ配布した。	障がい者支援課 人権男女共生課 障がい者支援課 障がい者支援課総務課
(2) 虐待の防止と権利擁護の推進	虐待防止に関する啓発及び判断能力が不十分な障がい者の権利擁護について	出前講座の実施による普及啓発 ・虐待防止研修会の開催 ・虐待通報ケースの迅速対応 成年後見支援センター運営委託事業	出前講座の実施 H29:6件、H30:3件、R元:6件 ・虐待防止研修会の開催及び参加 H29:2件、H30:2件、R01:2件 ・虐待通報ケースの迅速対応 通報件数 H29:16件、H30:13件、R元:14件 うち虐待研修 H29:5件、H30:3件、R元:3件 H26 市民後見人の養成講座を開催（受講者34名） H28 法人後見支援員 委嘱（5名） H29 法人後見支援員 委嘱（5名） H30 法人後見支援員 委嘱（5名） R元 法人後見支援員 雇い入れ	障がい者支援課 障がい者支援課 障がい者支援課

分野別施策	課題	課題への対応及び実施事業等	計画に対する成果	担当課
9. 行政サービスなどにおける配慮				
(1) 行政サービスなどにおける配慮	行政手続き、市政情報の提供等における配慮について	障がいを理解するための職員研修の実施	平成27年度から障がいを理解するための職員研修を毎年開催し、平成28年度に障がいのある方への職員対応要領(窓口対応マニュアル)を作成、全職員へ配布し配慮の徹底を図った。	総務課
		障がいを理解するための職員研修の実施 (障がい者支援課で主催)	職員研修参加者数 H29:162名、H30:134名、R元:141名	障がい者支援課
		ホームページのアクセシビリティに関する職員研修を開催した。	ホームページのアクセシビリティに関する職員の理解を深めた。	広報システム課、情報システム課
		・アクセシビリティガイドラインに則り、アクセシビリティに配慮したホームページ作成を行った。 ・業務用パソコンのOSアップグレードに伴い標準搭載されたUDフォントの活用に努めた。	・障害福祉制度に係る情報を掲載したページについては、すべてアクセシビリティガイドラインに適合している。 ・障がいの有無にかかわらず誰もが読みやすい字体として設計されたUDフォントを活用し、市民向けの文書の読みやすさに配慮した。	障がい者支援課
		選挙の都度、事務従事者に対し代理投票制度の周知を図るとともに、投票所における対応について事前指導を行う。		選挙管理委員会
		あらゆる機会を捉え、郵便等による不在者投票制度の周知に努める。	「郵便等投票証明書」の交付件数 H26～R01:27件	選挙管理委員会

2 質問と答申

【質問】

2障第252号

令和2年7月31日

上田市障害者施策審議会
会長 小林 彰 様

上田市長 土屋 陽一

第3次上田市障がい者基本計画並びに第6期上田市障がい福祉計画
及び第2期上田市障がい児福祉計画の策定について（質問）

障がいの有無に関わらず、全ての市民は、一人ひとりが主権者であるとともに、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されなければなりません。そのために、優しさと思いやりにあふれ、障がいの有無によって分け隔てられることなく、市民が主体的に相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会の実現が求められています。

上田市では、平成25年に「第二次上田市障害者基本計画」を定め、障がい福祉施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、この基本計画の実施計画的な位置づけとして平成30年に「第5期上田市障がい福祉計画及び第1期上田市障がい児福祉計画」を定め、障害福祉サービス等が円滑に提供されるための体制整備を計画的に推進しているところです。

これら3つの計画は、令和2年度が最終年度となっています。

つきましては、これらの計画の検証及び障がいのある人を取り巻く社会情勢の変化及び法制度の改正並びに国の基本的な指針を踏まえ、引き続き上田市における障がいのある人の自立及び社会参加の支援などを総合的かつ計画的に推進を図るため、「第3次上田市障がい者基本計画」並びに「第6期上田市障がい福祉計画及び第2期上田市障がい児福祉計画」について、質問します。

【答申】

令和3年 月 日

上田市長 土屋 陽一 様

上田市障害者施策審議会
会長 小林 彰

第3次上田市障がい者基本計画並びに第6期上田市障がい福祉計画 及び第2期上田市障がい児福祉計画の策定について（答申）

The image shows a uniform grid of 100 empty circles. The circles are arranged in 10 horizontal rows and 10 vertical columns, creating a perfect square pattern. Each circle is a simple black outline on a white background.

3 計画策定の経過

計画策定に当たっては、障がいのある人はもとより、関係機関、関係団体等からなる審議会にて諮るとともに、健常者・障がい者双方を対象とした意向調査やパブリックコメントの実施により市民参画を図りました。庁内調整は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から参集による会議を開催せずに、隨時調整を図る形で、全庁体制で策定作業を進めました。

年月日	会議等	内容
令和元年9月～10月	意向調査	
令和2年7月31日	第1回上田市障害者施策審議会	諮問、現行計画の評価検証
令和2年9月29日	第2回上田市障害者施策審議会	計画の概要説明・素案検討
令和2年11月25日	第3回上田市障害者施策審議会	計画の素案検討
令和2年12月	市民意見募集	広報うえだ11月号
令和3年1月●日	第4回上田市障害者施策審議会	計画内容の検討、承認、答申

4 上田市障害者施策審議会 委員名簿

50 音順・敬称略

氏名	所属団体	備考
伊藤 正貴	長野県厚生農業協同組合連合会 鹿教湯三才山 リハビリテーションセンター三才山病院	
遠藤 謙二	上田市医師会	
小沼 紘代	特定非営利活動法人 上田市身体障害者福祉協会	
片山 優美子	公立大学法人 長野大学	副会長
小池 浩子	社会福祉法人 横の木福祉会	
小林 彰	社会福祉法人 かりがね福祉会	会長
小林 功子	上田市肢体不自由児者父母の会	
櫻井 壮介	社会福祉法人 上田市社会福祉協議会	
佐藤 永寿子	上小圏域障害者総合支援センター	
中村 隆康	上小やまびこ会	
花岡 欣二	上田公共職業安定所	
古川 友枝	上田市民生委員・児童委員協議会	
星合 祐一	長野県上田養護学校	
宮下 千元	川辺泉田街づくり協議会事務局 ・川辺泉田社会福祉協会事務局	公募
吉池 美智恵	上田市手をつなぐ育成会	

5 用語集

あ行

用語	読み	解説
ICT	あいしーていー	(Information and Communication Technology) … 情報(Information)や通信(Communication)に関する技術の総称
アウトリーチ	あうとりーち	様々な形で、必要な人に必要なサービスや情報を届けること。対象者の把握だけにとどまらない。
アクセシビリティ	あくせしひりてい	年齢や障がいの有無に関わらず、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できること。
移動等円滑化基準	いどうとうえんかつかきじゅん	高齢者、障がいのある人の自立した日常生活及び社会生活を確保するため、公共交通機関の旅客施設や車両、道路、駐車場、公園、建築物の構造や設備の改善や、一定の地区における旅客施設、建築物やこれらの間の経路を構成する道路、駅前広場、通路その他の施設の一体的な整備を推進して、高齢者、障がいのある人の移動や施設利用の利便性、安全性を向上させることを目的とした基準。
医療的ケア	いりょうてきけあ	たんの吸引や鼻などから管を通して栄養剤を流し込む経管栄養など、在宅で家族等が日常的に行っている医療的介助行為のことと、医師が行う「医療行為」と区別してこのように呼ぶ。
インクルーシブ教育	いんくるーしふきょういく	障がいのある子どもと障がいのない子どもが、できるだけ同じ場で共に学ぶこと。
インクルージョン	いんくるーじょん	包摂、包容などと訳され、外部にあるものを内部に取り込むこと、取り込んでいることを意味する。社会的に排除されている人を社会の一員として取り込んでいくことをソーシャルインクルージョン、障がいのある子どもと障がいのない子どもが共に学ぶ教育をインクルージョン教育という。
インフォーマル	いんふおーまる	公的・制度的ではないものることを意味する。福祉分野では公的制度などに含まれない住民主体の取り組みなどの非公式活動を指す。
上田市つむぎの家	うえだしつむぎのいえ	重症心身障がい児・者を対象とし、食事や排泄、入浴、健康管理などを実施し、日中活動や集団生活に適応できるよう支援する通所施設。
うえだ手話言語・情報コミュニケーション条例	うえだしゅわげんごじょうほうこみゆにけーしょんじょうれい	正式名称は「上田市手話言語の普及及び視聴覚障害者等の意思疎通手段等の利用促進に関する条例」。 手話言語の普及とともに、視聴覚障がい者等の意思疎通手段等が日常生活で広く利用されるまちづくりを推進するための条例。

用語	読み	解説
上田市要保護児童対策地域協議会	うえだしようほごじどうたいさくちいききょうぎかい	要保護児童(保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童)の早期発見、適切な保護及びその健やかな育成の支援並びに推進に関することを関係機関と連携して検討する協議会。
NPO	えぬぴーおー	NonProfitOrganization の略で、非営利で、自主的に公共的な活動を行う民間組織・団体を指す。特定非営利活動促進法により法人格を与えられた組織は NPO 法人と言う。

か行

用語	読み	解説
改正バリアフリー法	かいせいぱりあふりーほう	正式名称は「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律」(令和2年法律第28号)。 同法は、バリアフリー基準適合義務の対象施設に小中学校などの公共施設を追加したほか、「心のバリアフリー」を推進するため、ソフト面での適合基準への遵守を求めている。
基幹相談支援センター	きかんそうだんしえんせんたー	地域における相談支援の中核的な役割を果たす機関として、障がい者の相談支援に関する業務を総合的に行うことの目的とする施設。市町村または当該業務の実施の委託を受けた者が設置できる。
共生型サービス	きょうせいがたさーびす	同一の事業所で介護保険と障がい福祉のサービスを一体的に提供できるように、どちらかのサービスを提供している事業所が、もう一方のサービスも提供しやすくなるようにする制度。
グループホーム	ぐるーぷほーむ	夜間や休日に共同生活を行う住居で相談や日常生活上の援助を行う。平成26年4月にグループホームとケアホーム(入浴・排泄・食事の介護などを行う。)が一元化された。
ケアマネジメント	けあまねじめんと	障がい者一人ひとりの多様なニーズに対応して、保健・医療・福祉などの地域資源やサービスを調整し、適切で継続性のあるケアを効果的に提供するための援助のこと。
高次脳機能障がい	こうじのうきのうしようがい	交通事故や脳血管疾患などによる脳損傷を原因とする、記憶・注意・思考・言語などの脳機能の障がい。外見上は障がいが目立たないため、周囲の人に理解されにくかったり、本人自身が障がいを十分に認識できないこともある。精神障がいに分類され、平成18年度から新たに精神障害者保健福祉手帳の対象となった。

用語	読み	解説
合理的配慮 合理的な配慮	ごうりてきはいり よ	障がい者が日常生活や社会生活を送る上で妨げとなる社会的障壁を取り除くために必要な配慮のうち、過度の負担にならない範囲で提供できるもののこと。本人の意思の表明に基づき、性別や年齢、障がいの状態等に応じて提供すべきことが行政機関等に義務付けられており、事業者も提供するように努めなければならないこととされている。
心のバリアフリー	こころのばりあふ りー	施設を円滑に利用するための人的支援や情報提供などのソフト面での対応を進めるとともに、高齢者、障がいのある人などへの無理解、偏見、差別をなくしていくこと。

さ行

用語	読み	解説
災害基本法の改正	さいがいきほん ほうのかいせい	避難行動要支援者の名簿は、災害時にはあらかじめ本人の同意がなくても提供が可能。
災害時要配慮者	さいがいじようは いりょしゃ	障がい者、高齢者、外国人、乳幼児、妊産婦など災害時に適切な情報が得られなかったり、独力で避難できないなど、何らかの支援を必要とする人のこと。
児童発達支援センター	じどうはったつし えんせんたー	地域の障がいのある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う施設。
社会的障壁	しゃかいてきしょ うへき	障がいのある人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの。
重症心身障がい者	じゅうしょうしんし んしょうがいしゃ	重度の肢体不自由と重度の知的障がいが重複した状態にある人のことであり、児童の場合は重症心身障がい児と言う。医学的な診断名ではなく、行政上の取扱いのための用語。
重度障がい者	じゅうどしょうが いしゃ	本計画においては、重度障害者等包括支援の対象となる障害支援区分6で意思疎通に著しい困難を有する者を指す。
住民支え合いマップ	じゅうみんささえ あいまっぷ	要援護者登録制度に登録された人と、その人を支援する人（避難支援者）、避難所などの情報を地図上に落とし込み一目でわかるようにしたもの。
障害支援区分	しょうがいしえん くぶん	多様な障がい特性や心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示すための区分で、主に介護が必要とされるサービスを申請する際に必要になる。非該当及び区分1～6まであり、数字が大きいほうが支援の必要な度合いが高い。平成26年4月より、それまでの障害程度区分に代わって導入され、知的障がいや精神障がいの特性をより反映できるものとなった。

用語	読み	解説
障害者基本法	しょうがいしゃき ほんぽう	障がいのある人のための施策に関し、基本的理念を定め、国・地方公共団体などの責務を明らかにするとともに、障がいのある人のための施策の基本となる事項を定める法律。平成23年に障がい者の定義に「社会モデル」の考え方を取り入れられるとともに、地域社会における共生や合理的配慮の提供についての項目が新たに盛り込まれた。
障害者基本法 第11条第3項	しょうがいしゃき ほんぽうだいじゅ ういちじょうだい さんこう	市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。
障害者虐待防 止法	しょうがいしゃぎ やくたいばうしほ う	正式名称は「障害者虐待の防止、障害者の養護者等の支援等に関する法律」（平成23年法律第79号）。 同法は、障がい者の権利利益の擁護を目的として、障がい者に対する虐待の禁止のほか、虐待を受けた障がい者に対する保護や自立支援に関すること、養護者への支援措置などについて国等の責務を定めている。
障害者権利条 約	しょうがいしゃけ んりじょうやく	2006（平成18）年12月に国連総会で採択され、平成20年（2008年）5月に発効しています。条約の締結によって、障がい者施策にかかる国内法は条約との整合が求められるとともに、条約の実施状況を定期的に国連に報告しなければならない。2014（平成26年）、日本も批准した。
障害者差別解 消法	しょうがいしゃさ べつかいじょうほ う	正式名称は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律。全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的とした法律で、平成25年6月に制定。障がいのある方に対する不当な差別的取扱いの禁止や、合理的配慮の提供について定められている。
障害者週間	しょうがいしゃし ゅうかん	国民の間に広く障がい者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がい者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として設定されたもので、毎年12月3日から12月9日までの1週間を指す。
障害者就業・生 活支援センター	しょうがいしゃし ゅうぎょう・せい かつしえんせん たー	障がい者の職業的自立を実現するため、身近な地域で就業面の支援と生活面の支援を一体的に行うこと目的とする機関。関係機関と連携しながら、障がい者の就業及びそれに伴う生活に関する指導・助言・職業準備訓練のあっせん等を行う。

用語	読み	解説
障害者就労支援センター	しょうがいしゃじゅうろうしえんせんたー	障がい者の就労の機会の拡大等を図るために設置された機関で、就労に関する相談や助言を行う。
障害者自立支援法	しょうがいしゃじりつしえんほう	障がい者施策における支援費制度の問題点を解消するために平成18年に施行。サービスを利用するための仕組みを3障がいで一元化したほか、支給決定基準の透明化・明確化、応益負担の原則などが規定された。「地域社会における共生社会の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律(平成24年法律第50号)において、現在の障害者総合支援法に改正された。
障害者総合支援法	しょうがいしゃそうごうしえんほう	正式名称は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(平成17年法律第123号) 障がいのある方の日常生活・社会生活に必要な障害福祉サービスや地域生活支援事業等の支援を総合的に行い、障がいの有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とした法律。平成24年に障害者自立支援法に代わって制定。障がい者の定義に難病等を追加するとともに、重度訪問介護の対象者の拡大やケアホームのグループホームへの一元化などが実施された。
障害者優先調達推進法	しょうがいしゃゆうせんちうたつすいしんほう	正式名称は「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する法律」(平成24年法律第50号)。 同法は、障がい者就労施設等の受注の機会を確保し、障がい者就労施設等の供給する物品等の需要の増進等により障がいのある人の自立を促進することを目的とし、国や地方自治体に障がい者就労施設等からの優先調達と調達実績の公表を義務付けている。
障がい福祉サービス	しょうがいふくしまーびす	障がい者の生活を支援するためのサービスであり、訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービス、相談支援等がある。
上小圏域障害者自立支援協議会	じょうしょうけんいきしょうがいしゃじりつしえんきょうぎかい	上小圏域に居住する障がいのある人の福祉・医療・保健・就労に関する各種サービスの総合的な調整及び推進を図り、相談支援事業をはじめとした上小圏域全体でのシステムづくりに関する主導的役割を担う協議の場。
情報リテラシー	じょうほうりてらしー	目的に応じて情報を活用する能力のこと。各種情報源を適切に利用し、散在する情報の中から必要な情報を収集、整理する能力を指す。
職員対応要領	しょくいんたいおうようりょう	障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針に即して、地方公共団体等職員が適切に対応するために必要な要領。

用語	読み	解説
ジョブコーチ	じょぶこーち	障がいのある人が自分の障がい特性に合った仕事ができるように就職活動を支援したり、職場で障がいのある人に付き添って仕事に慣れるための支援を行う人のこと。
自立支援医療制度（精神通院）	じりつしえんいり ようせいど	精神疾患（てんかんを含む）で、通院による精神医療を続ける必要がある病状の人々に、通院のための医療費の自己負担を軽減する制度。
スペシャルオリンピックス	すべしゃるおりん ぴっくす	知的発達障がいのある人々に、さまざまなスポーツトレーニングとその成果の発表の場である競技会を、年間を通じ提供している国際的なスポーツ組織。非営利活動で、運営はボランティアと善意の寄付によって行われている。
成年後見制度	せいねんこうけん せいど	障がいや認知症などの理由で判断能力が十分でない人々を、不利益から守るために制度。家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等が、契約を結ぶ手続きなどを代わりに行ったり、本人が誤って結んでしまった契約などを取り消したりできる。
成年後見制度利用促進法	せいねんこうけん せいどりようそく しんほう	正式名称は「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（平成28年法律第29号）。 同法は、成年後見制度の利用の促進について、基本理念を定め、国や地方自治体の責務を明らかにするなどして、成年後見制度の利用促進に関する施策を計画的かつ総合的に推進していくことを目的としている。
ソーシャルスキルトレーニング	ソーシャルスキル トレーニング	社会技能を身につけるための訓練。幼児教育や発達障がいの指導、統合失調症のリハビリなどに利用される。
ソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)	そーしゃるねっと わーきんぐさーび す	交友・交流関係を構築するWebサービスのひとつ。誰でも参加できる一般的な掲示板やフォーラムとは異なり、すでに加入している人々の紹介で参加できる。

た行

用語	読み	解説
地域活動支援センター	ちいきかつどうし えんせんたー	障がい者が通う施設であり、地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する。
地域生活支援拠点	ちいきせいいかつ しえんきよてん	障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障がい者の生活を地域全体で支えるためのシステム。さまざまな機能を集約して整備する「多機能拠点整備型」（グループホーム併設型、単独型）と地域において機能を分担して担う「面的整備型」などがある。

用語	読み	解説
地域生活支援事業	ちいきせいいかつしえんじぎょう	障がいのある人が、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じて実施する事業。相談支援事業、成年後見制度利用支援事業、日常生活用具給付等事業、移動支援事業などがある。
地域包括ケアシステム	ちいきほうかつけあしすてむ	介護が必要であったり、疾患を抱えていても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、住まい・医療・介護・生活支援等が一体的に提供される仕組みのこと。主に高齢者等を対象に取り組まれてきましたが、本計画には精神障がい者（発達障がい及び高次脳機能障がいを含む。）のための仕組みづくりが盛り込んでいます。
Twitter	ついったー	比較的短い文章をつぶやくようにして投稿する形式のソーシャル・ネットワーキング・サービス。公式には、ソーシャル・ネットワーキング・サービスではなく「社会的な要素を備えたコミュニケーションネットワーク（通信網）」であると規定されている。
デイジー図書	でいじーとしょ	DAISY(Digital Accessible Information System)という規格を用いたデジタル録音図書。見出しから検索して読みたい部分を読んだり、読み飛ばしたり、一般の本のような読み方ができる。
電話リレーサービス	でんわりれーさーびす	オペレーターが"手話や文字"と"音声"を通訳することで、きこえない人などときこえる人とを電話で即時双方向につなぐサービス。
読書バリアフリー法	いくしょばりあふりーほう	正式名称は「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」(令和元年法律第49号)。 同法は、障がいの有無にかかわらず、全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受できる社会の実現を目指し、アクセシブルな電子書籍等の普及促進やこれらの量的・質的拡充を図るなど、視覚障がい者等の読書環境の整備を通じて、障がい者の社会参加・活躍を推進していくこととしている。
特別支援学校	とくべつしえんがっこう	学校教育法で定められた、障がい児等を対象とした学校のこと。視覚障がい者、聴覚障がい者、知的障がい者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む）に対して、幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準ずる教育を施すとともに、障がいによる学習上や生活上の困難を克服し、自立を図るために必要な知識技能を身につけることができるようすることを目的としている。
特別支援教育	とくべつしえんきょういく	障がいのある児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。

用語	読み	解説
特別児童扶養手当	とくべつじどうふようてあて	精神、知的又は身体に一定の障がいのある児童の福祉の増進を図ることを目的として、児童を監護する父又は母に支給される手当。
トライアル雇用事業	とらいあるこようじぎょう	障がい者の雇入れ経験がない事業主等による障がい者の試行雇用を支援する事業。

な行

用語	読み	解説
難病	なんびょう	原因不明で治療方法が確立されておらず、慢性化する病気の総称。介助のための家族の負担や、精神的・経済的な負担が大きく、生活に大きな支障をもたらす。
難病患者	なんびょうかんじや	十八歳以上で難病に罹患している者。平成25年4月に施行された障害者総合支援法では、難病患者が新たに「障がい者」の範囲に加えられ、現在約130種の疾患の患者が障がい福祉サービスの対象となっている。
二次障がい	にじしょうがい	発達障がいの特性によりミスが頻発し、叱責を受け続けたストレスによりうつ病を発症するなど、発達障がいなどに伴って生じる精神障がいなどの二次的な問題のこと。ひきこもり、不登校、学習意欲の低下・欠如、学習の遅れ、対人恐怖症などの心理的影響のほか、暴力的、攻撃的になるなどの行動障がい、ネット、ゲーム、アルコールなどの依存症など、様々な問題に発展する。
日中活動系サービス	にっちゅうかつどうけいさーびす	障がい者が日中、施設に通って創作的活動や生産活動を行ったり、介護、訓練等の支援を受けるためのサービス。
日本工業規格「JIS X 8341」	にほんこうぎょうきかく	JIS(日本工業規格)が定めた、「高齢者・障害のある人および一時的に障害のある人がウェブコンテンツを利用できるようにするための指針(JIS-X8341)」の第3部「ウェブコンテンツ」で使いやすいウェブコンテンツのあり方を示したガイドライン。
農福連携	のうふくれんけい	障がいのある人の多様な雇用の場の創出と農業の担い手不足の解消を図るために、農業分野と福祉分野が連携して行う様々な取組み。
農福連携コーディネーター	のうふくれんけいこーでいねーたー	農福連携を行う上で関係機関の間に入り様々な調整業務を担う者。

は行

用語	読み	解説
発達障がい	はったつしょうがい	外見的には何ら問題がないようでも「脳の働き方に強い個性があり、物事のとらえ方や行動に目立った違いが生じるために日常生活に困難さがある状態」を指す。何らかの生まれつきの脳機能障がいであると考えられている。コミュニケーションに困難さがあり、限定された行動、興味、反復行動などが起こる自閉症スペクトラム(ASD)や、特定の能力の習得・使用だけに困難のある学習障がい(LD)、注意力欠如・衝動性・多動性に特徴のある注意欠陥・多動性障がい(ADHD)など。
発達相談センター	はったつそうだんせんたー	子どもたちの発達に関する相談や発達障がいの早期発見、関係機関と連携しながら子どもたちのライフステージに応じた一貫した支援を継続的に行う。
バリアフリー	ぱりあふリー	障がい者などが社会生活を送る上でバリア(障壁)となるものを除去すること。建物や道路の段差等の物理的障壁を物理的に解消することを一般的にバリアフリーと呼び、障がい者などの社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的障壁を除去する「心のバリアフリー」とは区別されることが多い。両者を総称してバリアフリーと呼ぶこともある。
バリアフリー新法	ぱりあふりーしんぽう	正式名称は「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(平成18年法律第91号)。 同法は、交通バリアフリー法やハートビル法を統合する形で制定され、共生社会の実現と社会的障壁の除去を基本理念に掲げ、公共交通事業者等によるハード・ソフトの一体的なバリアフリーの推進を図ることとしている。
ピアカウンセリング	ぴあかうんせりんぐ	同じ様な悩みや問題を持った人同士で行う相談のこと。お互いに平等な立場で話を聞き合い、きめ細かなサポートによって、地域での自立生活を実現する手助けをする。
避難行動要支援者	ひなんこうどうようしえんしゃ	在宅や地域で生活をしていた高齢者や障がいのある人などのうち、避難行動や避難生活のために支援を必要とする人。
Facebook	ふえいすぶっく	友人同士のコミュニケーションツール(連絡手段)だけではなく、ビジネスや就職活動でも使われているソーシャル・ネットワーキング・サービス。
福祉避難所	ふくしひなんじょ	災害発生時に一般の避難所では避難生活を送ることが困難な障がい者や高齢者等を対象に、バリアフリーやプライバシーの確保を図り、医療、介護などに関して特別な配慮を提供する避難施設のこと。

用語	読み	解説
福祉有償運送サービス	ふくしゅうじょううんそうサービス	NPO法人などが、身体障がい者などであらかじめ登録された会員に対して、実費の範囲内で、乗車定員11人未満の自動車を使用して行う、ドア・ツー・ドアの個別輸送サービス。
不在者投票制度	ふざいしゃとうひょうせいど	投票日に仕事や旅行など一定の予定のある人が選挙人名簿登録地以外の市区町村選挙管理委員会や病院・老人ホーム等で、投票日の前に投票をすることができる制度。身体に重度の障がいがあり一定の要件に該当する選挙人のために、自宅など現にいる場所で不在者投票をすることができる、「郵便等による不在者投票」の制度も設けられている。
parejob活動	parejobakutu	障がいのある子どもが、地域での職業体験を通じて社会性や自尊感情を向上し、併せて地域における障がい者理解の促進を図ることにより、障がいの有無に関わらず、共に助け合うことのできる地域社会の実現を目指す活動。
ペアレントトレーニング	ペあれんとれーにんぐ	子どもの障がい特性や関わり方などを、障がい児を持つ保護者に学んでもらうための研修。
法定雇用率	ほうていこうりつ	国や地方自治体、民間企業等は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、一定以上の割合(法定雇用率)にあたる障がい者を雇用しなければならない。平成30年4月に、法定雇用率が引き上げられた(民間企業 2.2%、国・地方公共団体等 2.5%、都道府県等の教育委員会 2.4%)。

や行

用語	読み	解説
ユニバーサルデザイン	ゆにばーさるでざいん	障がいの有無に関わらず、すべての人が快適に利用できるように製品や建造物、生活空間などをデザインする考え方。
要援護者登録制度	ようえんごしゃとうろくせいど	自治会・社会福祉協議会・市との協働により災害等が発生した際、自力での避難が困難な高齢者や障がいのある人に対する支援(避難誘導・安否確認・救出)を、地域住民が中心となって主体的に実施できるようにするための制度。この登録者情報をもとに「住民支え合いマップ」が制作されている。
要配慮者	ようはいりょしゃ	高齢者、障がいのある人、外国人、乳幼児、妊娠婦などを指す。
要約筆記	ようやくひっき	中途失聴者、難聴者等の聴覚障がい者等の意思疎通のために、その場で話の内容を要約し、文字で伝える筆記通訳です。ホワイトボードやスクリーンなどに文字を映し、大勢に情報を伝える方法(全体投影)と、1~2人の隣で手書きまたはパソコンで通訳する方法(ノートテイク)がある。

ら行

用語	読み	解説
ライフステージ	らいふすてーじ	人の一生を年代によって分けたそれぞれの段階のこと。乳幼児期・学童期・青年期・高齢期などに区分され、誕生・入学・卒業・就職・結婚など、それぞれの年代に応じた節目となる出来事を体験する。
リハビリテーション	りはびりてーしょん	障がいや、事故・病気などの後遺症のある人が、身体的・心理的・職業的・社会的能力を回復・向上させることで、自立した社会生活を送ることができるようにするための訓練・療法や支援のこと。
レスパイト	れすぱいと	介護の必要な高齢者や障がいのある人のいる家族へのさまざまな支援。家族が介護から解放される時間を作り、心身疲労や共倒れなどを防止することが目的で、タイムケアなどのサービスを指す。
録音図書	ろくおんとしょ	耳で聴いて読書できるように朗読し、その音声を収録したもの。

(余白)

第3次上田市障がい者基本計画

第6期上田市障がい福祉計画・第2期上田市障がい児福祉計画

編集・発行 上田市 福祉部 障がい者支援課

住 所 〒386-8601 上田市大手 1-11-16

電 話 0268-23-5158 (直通)

F A X 0268-24-9423

電子メール Shogaisien@city.ueda.nagano.jp